

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	お得 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウクントウク」

GREEN×EXPO 2027 来場者輸送実施計画 第2版



©Expo 2027

公式マスコットキャラクター
トウクトウク

2026年2月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【目次】

1. 目的	1
2. 想定する来場者	2
2.1 前提条件	2
2.2 想定する総来場者数	3
2.3 想定する交通機関別分担	4
3. 交通機関別の輸送の考え方	7
3.1 公共交通機関	7
3.2 団体バス	10
3.3 自家用車	11
3.4 自転車	13
3.5 徒歩	13
4. 公共交通機関	14
4.1 会場近傍4駅の来場者想定	14
4.2 4駅シャトルバス運行計画	15
4.3 4駅シャトルバスの乗降場所	17
4.4 会場近傍4駅での来場者誘導方法	20
4.5 会場ターミナル	23
4.6 4駅シャトルバス速達性等確保策	25
4.7 環境配慮型車両の導入	25
4.8 直行バスの運行計画	25
4.9 タクシーの利用計画	26
5. 団体バス	27
5.1 団体バス駐車場の整備・運用計画	27

6. 自家用車	29
6.1 会場駐車場の整備・運用計画	29
6.2 会場外駐車場（パークアンドライド駐車場・提携駐車場）	33
6.3 生活道路流入対策	34
7. 自転車	37
7.1 自転車利用	37
7.2 シェアサイクル利用	38
8. 徒歩	39
8.1 徒歩	39
9. 輸送供給拡大対策	41
9.1 道路	41
10. 輸送円滑化対策	43
10.1 需要平準化対策	43
10.2 情報発信による混雑緩和	43
10.3 アクセシビリティ対応	44
11. 交通マネジメント	45
11.1 一般交通への働きかけ	45
12. その他検討・対応が必要な課題	46
13. 今後のスケジュール	47

1. 目的

○GREEN×EXPO 2027の来場者の安全・円滑な移動の実現

○来場者の利便性と地域の生活環境の双方に配慮した、バランスの取れた輸送アクセス体系の構築

○GREEN×EXPO 2027は、横浜市旭区・瀬谷区に位置する旧上瀬谷通信施設を会場に、「幸せを創る明日の風景」をテーマに南関東（一都三県）では初めて開催される国際博覧会である。

○開催地となる横浜は、羽田空港や横浜港からのアクセスも良く、鉄道、道路ネットワークも充実した立地である。一方、会場周辺地域は市街化が進んでおり、周辺の道路や鉄道駅については地域の生活環境に配慮が必要となる。

○また、会場付近に直接乗り入れる鉄道や軌道等の大量輸送手段は存在しないため、来場者輸送の手段としては、会場近傍駅からのシャトルバスをはじめとした複数の交通手段を想定している。

○来場者の輸送の検討にあたっては、来場者の利便性と地域の生活環境の双方に配慮した、特定の交通手段や経路に集中しないバランスの取れた輸送計画を立案することが必要であり、その計画を着実に実行するために十分な準備が必要となる。

○2024年3月には、「2027年国際園芸博覧会 来場者輸送基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、来場者輸送の「目指すべき姿」や「交通機関別の輸送の考え方」などの基本的な事項を定めた。

○基本計画から更なる検討や、関係機関との協議を進め、環境負荷低減にも配慮した「GREEN×EXPO 2027 来場者輸送実施計画」（以下「実施計画」という。）の初版を2025年5月に策定し、今後詳細な検討を進める中で、必要に応じて見直し、更新を行うこととしている。

○今般、実施計画 初版から更なる検討を進め、実施計画第2版を策定する。

※ GREEN×EXPO 2027での交通アクセスに関するユニバーサルデザインについては、別途、アクセシビリティ・ガイドライン検討会において検討を行い、2025年3月に「2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表した。

2. 想定する来場者

想定する来場者数や交通機関別分担は、以下のとおりとする。

なお、今後詳細な検討を進める中で、必要に応じて見直し、更新を行う。

2.1 前提条件

○開催期間

2027年3月19日（金曜日）～9月26日（日曜日） 192日間

○開場時間

（現時点での想定であり、今後詳細な検討を進める中で、必要に応じて見直し・更新を行う）

9:30～21:30

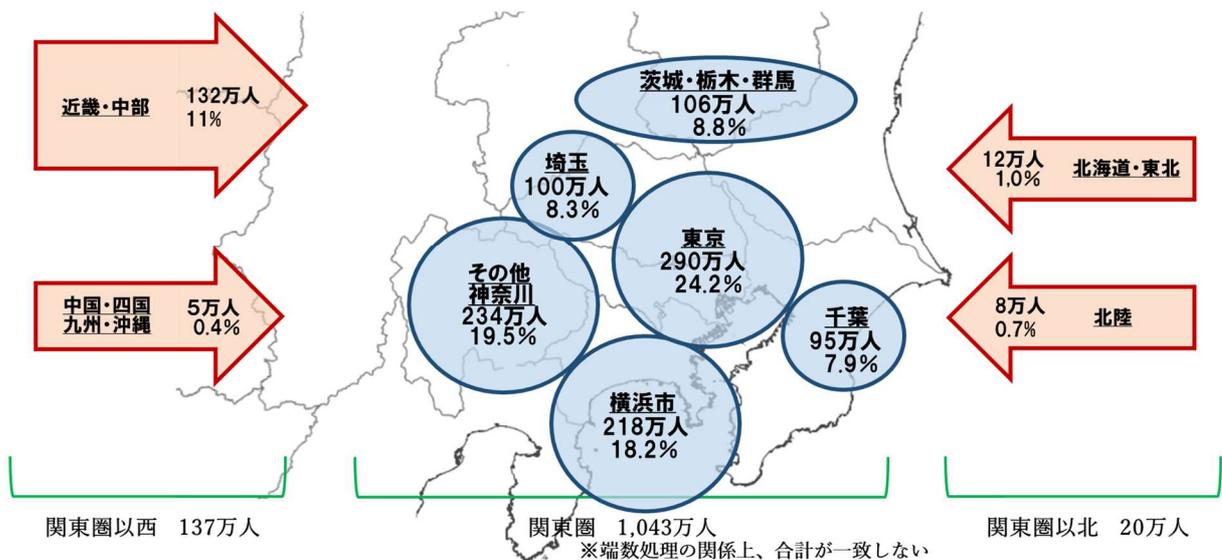
2.2 想定する総来場者数

○「2027年国際園芸博覧会基本計画」において有料来場者数1,000万人を目標としているが、より余裕を持った輸送を実現するため、総来場者数約1,200万人に対応できる計画として検討する。

○総来場者の方向別内訳を以下のとおり想定する。（図 1）

来場者総数 1,200万人

出典：国土地理院地図を引用・加工



(海外来場者は、関東圏内の滞在先から来場するものと想定)

図 1 方向別内訳 (想定)

○開催期間中の日別来場者数は、2.1に記載する前提条件をもとに日別来場者数を算出している。

なお、繁忙期においても、基本計画で定めた設計基準来場者数の10.5万人/日を上回らないよう、来場者の平準化を検討する。

2.3 想定する交通機関別分担

○公共交通機関（駅シャトルバス等）、自家用車等の交通機関別分担は、それぞれの日の来場者特性に応じて変わるため、会期中 192 日を以下の 4 ケースに分類する。各ケースの交通機関別分担は表 1 に示すとおりである。

・通常期

平日（GW¹を除く夏休みまで） 5.0万人/日（80日）

平日（GW及び夏休み以降²） 5.6万人/日（47日）

土休日（繁忙期を除く） 7.9万人/日（46日）

・繁忙期（GW・9月等の土休日） 10.5万人/日（19日）

○各交通機関の輸送力、ターミナルや道路の処理能力等の検証を実施し、さらにケースに応じた必要な対策などの検討を行い、輸送能力の確保を図る。

○今後詳細な検討を進める中で、必要に応じ、交通機関別分担の数値を見直し、更新していく。

表 1 分類別 交通機関別分担（4 ケース）（想定）

分類		公共交通機関 <small>（4 駅シャトルバス・主要ターミナル駅からの直行バス等）</small>	団体バス	自家用車	周辺地域からの 自転車・徒歩等	総来場者
通常期	平日 <small>（GWを除く 夏休みまで）</small> 80日	約18,000人/日 (36%)	約18,000人/日 (36%)	約12,000人/日 (23%)	約2,000人/日 (4%)	約50,000人/日 (100%)
	平日 <small>（GW及び 夏休み以降）</small> 47日	約26,000人/日 (46%)	約9,000人/日 (16%)	約18,000人/日 (32%)	約3,000人/日 (5%)	約56,000人/日 (100%)
	土休日 <small>（繁忙期を除く）</small> 46日	約32,000人/日 (41%)	約20,000人/日 (25%)	約24,000人/日 (30%)	約3,000人/日 (4%)	約79,000人/日 (100%)
繁忙期 <small>（GW・9月等の土休日）</small> 19日		約44,000人/日 (42%)	約24,000人/日 (23%)	約32,000人/日 (30%)	約5,000人/日 (5%)	約105,000人/日 (100%)

（数値は千単位で端数処理、比率と合計が一致しない場合がある）

¹ 4/29～5/5

² 7/20以降

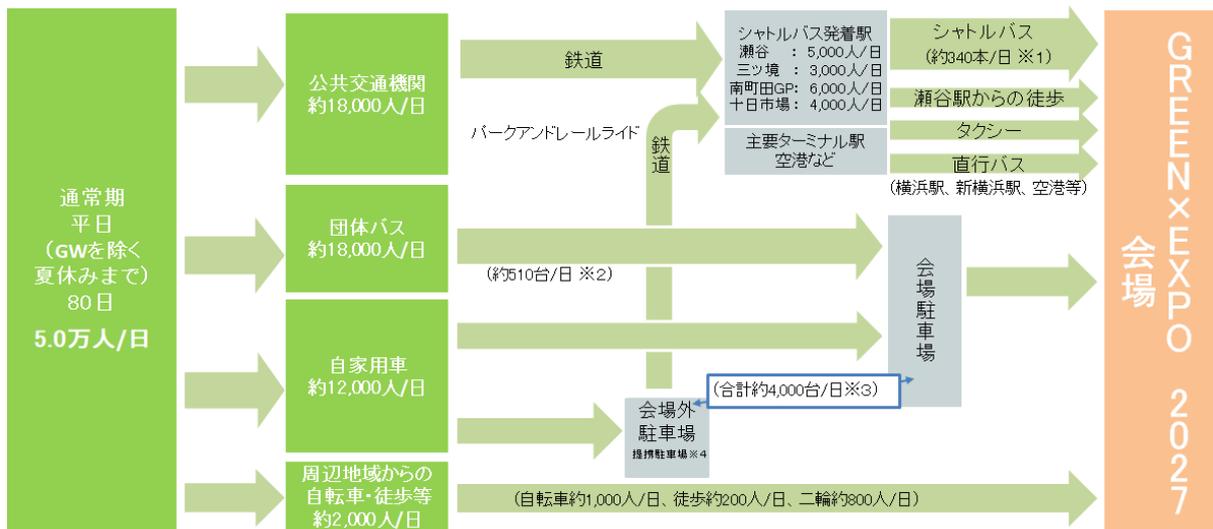


図 2 交通機関別分担 通常期 (平日 (GW を除く夏休みまで))

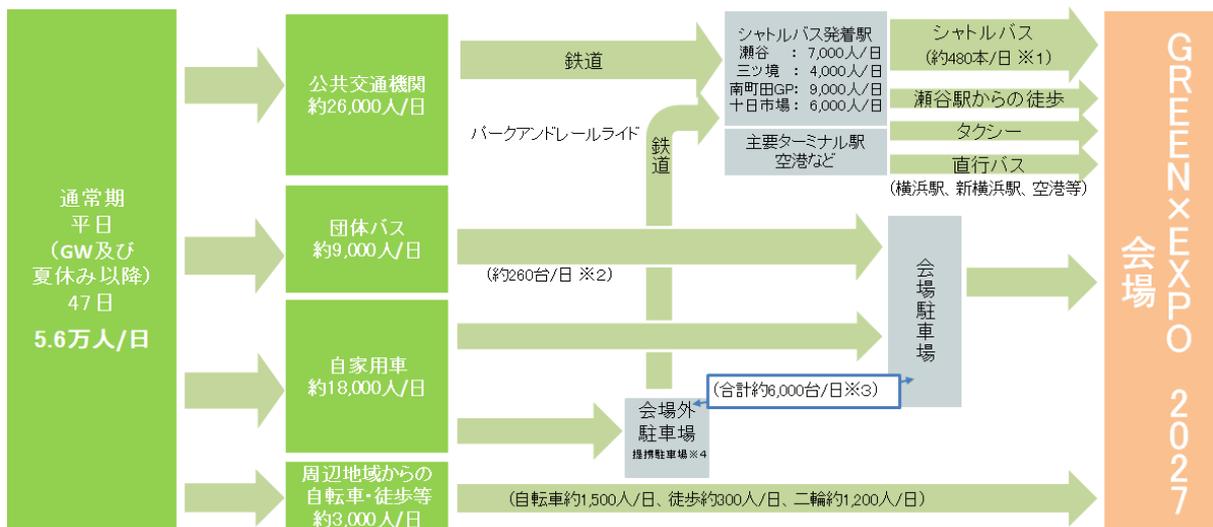


図 3 交通機関別分担 通常期 (平日 (GW 及び夏休み以降))

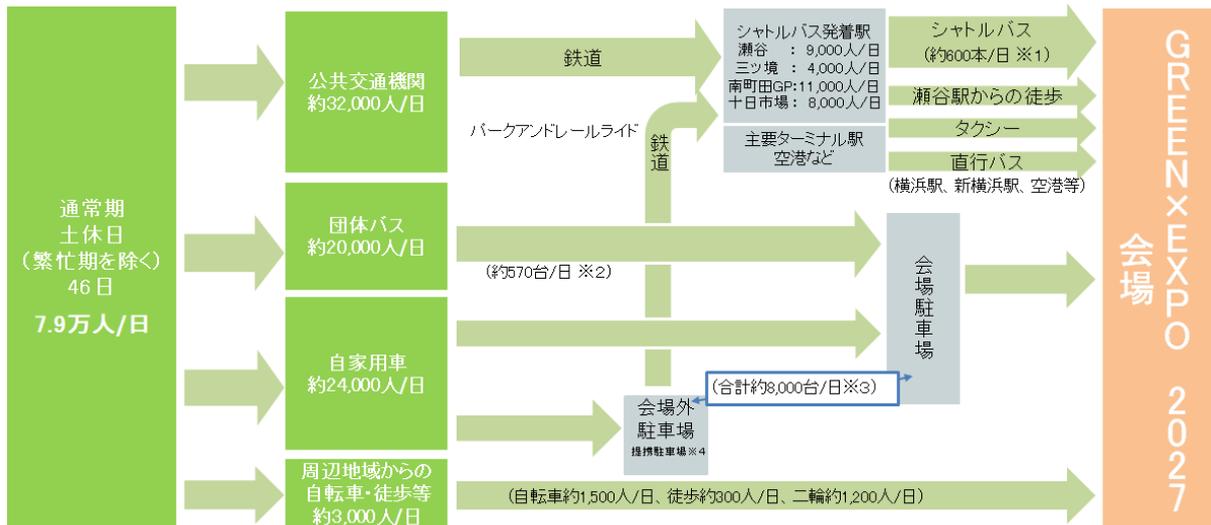


図 4 交通機関別分担 通常期（土休日（繁忙期を除く））

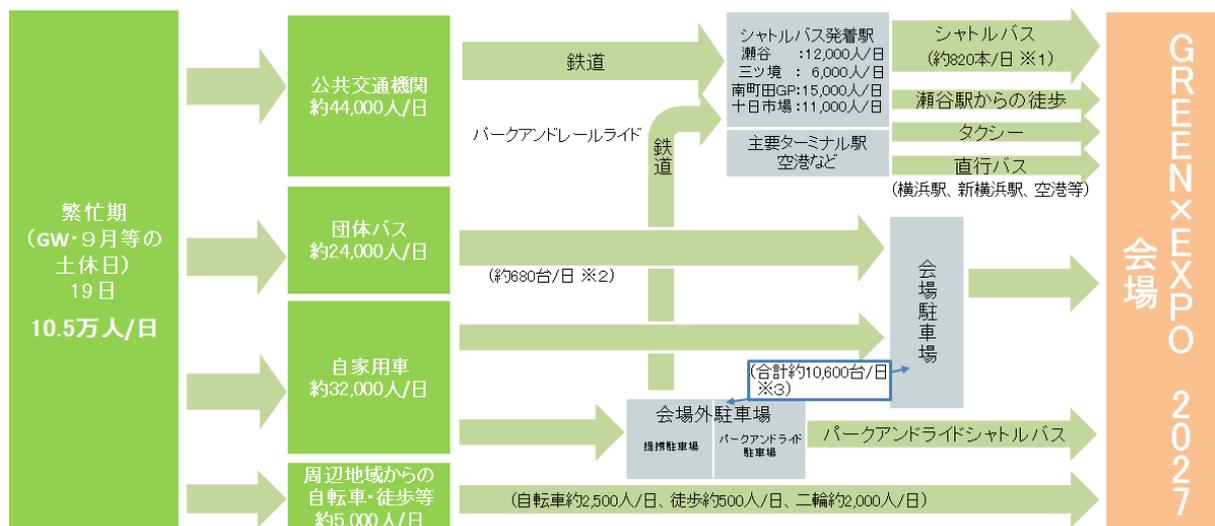


図 5 交通機関別分担 繁忙期（GW・9月等の土休日）

（図 2～図 5 共通）

※ 1：シャトルバスは 1 本あたり 50 人乗車（立乗りあり）で想定

※ 2：団体バスは 1 台あたり 35 人乗車（着席のみ）で想定

※ 3：自家用車は 1 台あたり 3 人乗車で想定

※ 4：通常期においても、会場駐車場の予約状況から利用が見込まれる日については、会場外駐車場（提携駐車場）を確保する。

3. 交通機関別の輸送の考え方

3.1 公共交通機関

- 1) 会場近傍4駅からシャトルバス（以下「4駅シャトルバス」という。）による輸送を行う。
- 2) 主要ターミナル駅、空港などからの直行バス、タクシーによる輸送も行う。
- 3) 会場近傍4駅のうち最も近い瀬谷駅からは、徒歩による来場者も想定し適切な誘導案内を行う。

1) 4駅シャトルバス

- 会場近傍4駅（相鉄本線瀬谷駅・三ツ境駅、東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅、JR横浜線十日市場駅）から会場までは、シャトルバスによる輸送を行う。
- 会場近傍4駅については、通勤・通学などの一般の駅利用者への影響が最小限となるよう、来場者の鉄道駅からシャトルバスへの乗換について、駅前の広場空間などを活用しながら、適切な誘導案内を行う。また、シャトルバスを事前予約制とし、需要の平準化を行い、駅周辺の混雑緩和を図る。
- 車両については、環境に配慮したEVバス等を導入し、会場ターミナルに設置する充電器を活用した充電計画も含めた効率的な運行計画を策定する。

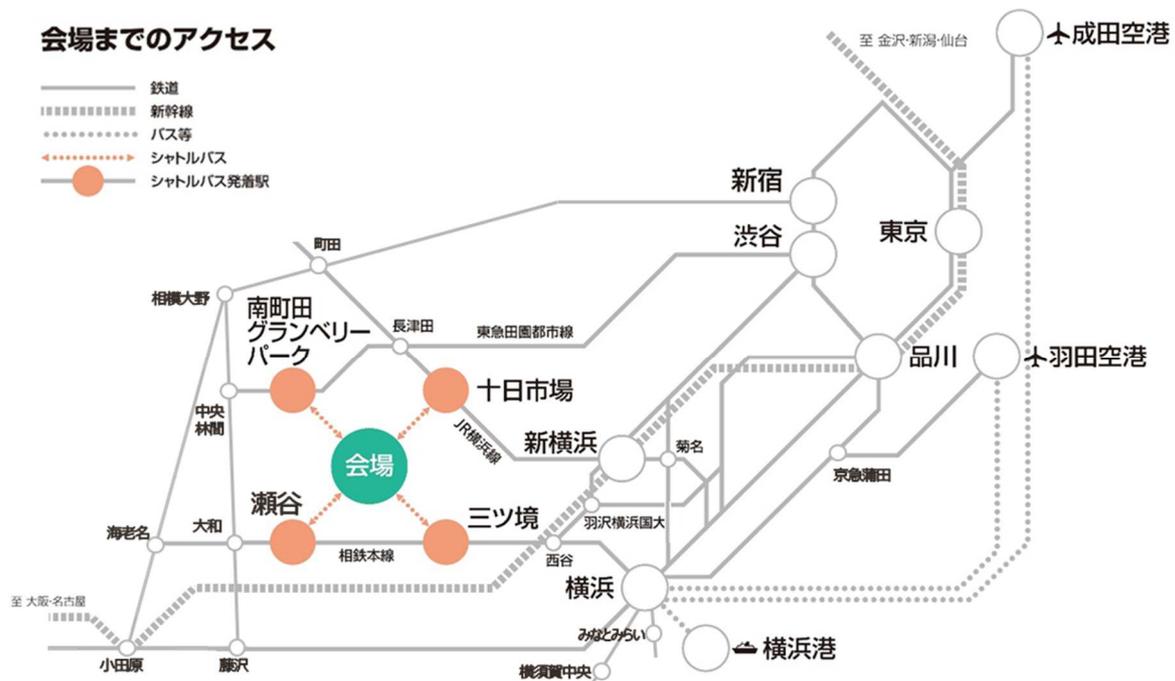


図 6 会場近傍4駅

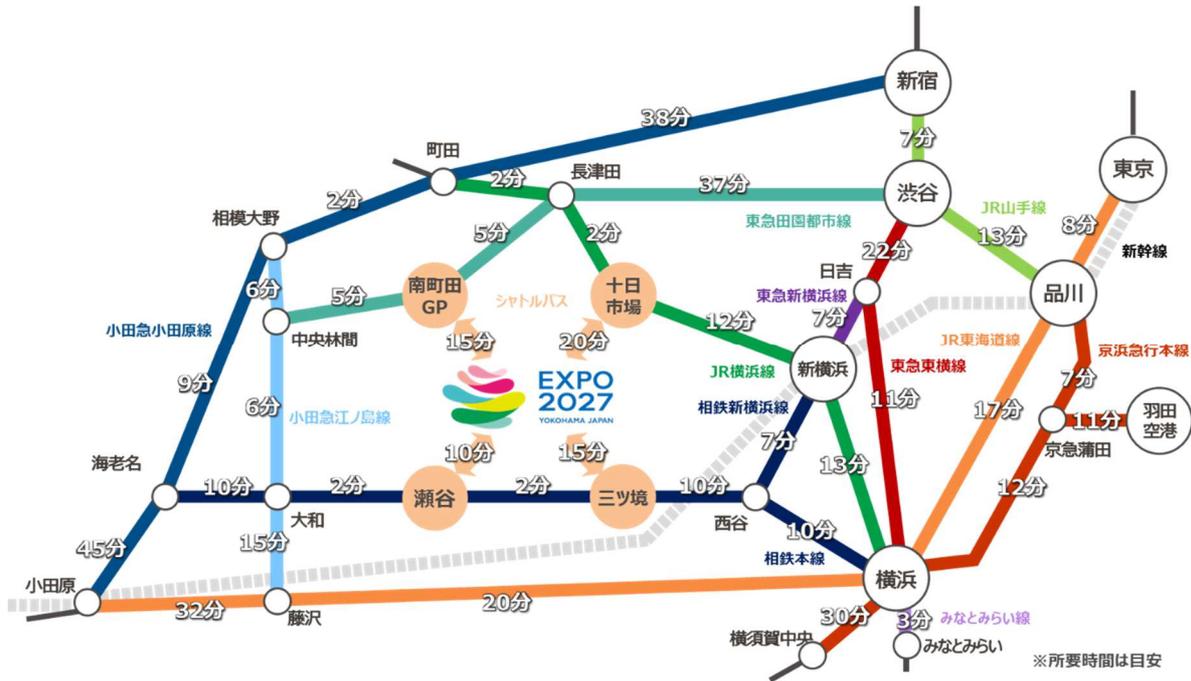


図 7 会場までの主な移動経路と所要時間（想定）

2) 直行バス、タクシー利用

○ 4 駅シャトルバスの混雑の分散化や来場者の利便性を考慮し、横浜駅、新横浜駅などの主要ターミナル駅や空港からの直行バスの運行を検討する。検討にあたっては、乗降場や運行計画、運行ルートについて、バス事業者を含めた関係者と調整を図る。（図 8）

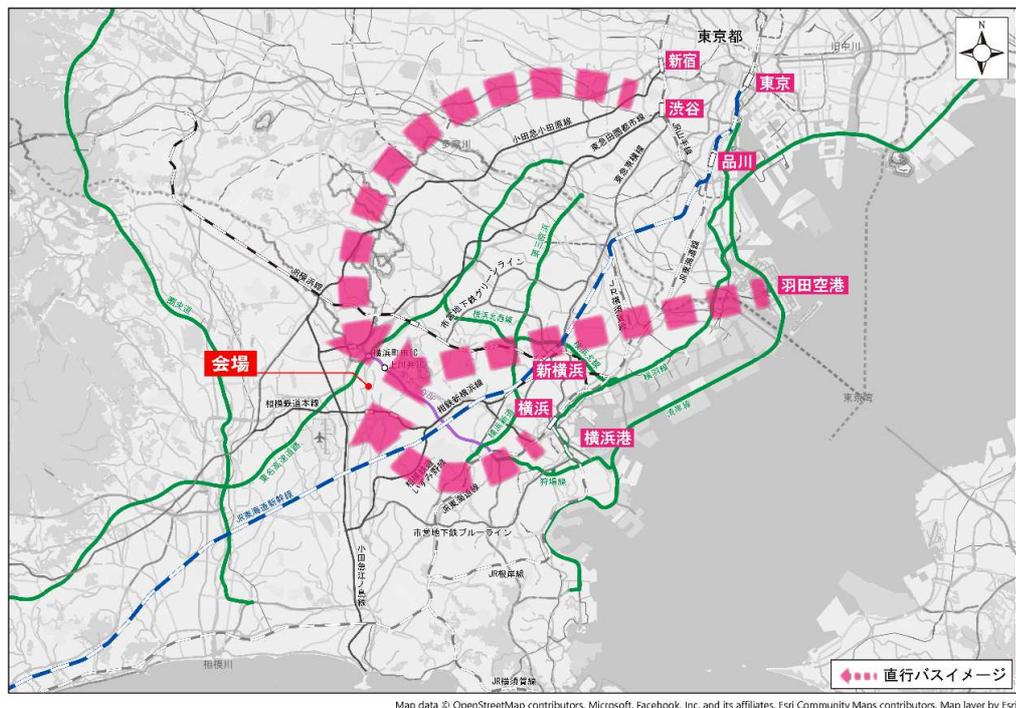


図 8 主要ターミナル等からの直行バスイメージ

- 4 駅シャトルバスでの来場が難しい方などの来場も想定し、会場近傍 4 駅の既存のタクシー乗り場の活用や会場ターミナルにタクシー乗降場所の設置を行う。

3) 瀬谷駅からの徒歩

- 瀬谷駅から徒歩で来場する人が安全かつスムーズに移動できるよう、歩行者空間の整備を踏まえた適切な誘導案内を行うとともに、推奨ルートの設定、周知を行う。

3.2 団体バス

○教育旅行や観光ツアーなど団体バスでの来場が多く見込まれるため、会場には繁忙期でも十分に受入可能な団体バス駐車場を整備するとともに、事前予約による入場管理、団体バス専用ゲートからの入場など駐車場の効率的な運用を行う。

○4 駅シャトルバスルートや自家用車ルート上の交通混雑緩和策や会場周辺道路の安全・円滑な交通を確保するため、会場周辺道路等における団体バス乗降を行わないよう周知・対策等の検討を行う。

○団体バス駐車場は事前予約制とし、予約時に入退場のルートを指定することで、周辺の交通状況にも配慮した検討を行う。

3.3 自家用車

○原則、公共交通機関の利用を呼びかける。

○自家用車を利用する来場者に対して、会場に隣接する駐車場を整備するとともに、事前予約による入場管理を行う。また、繁忙期には会場外駐車場（パークアンドライド駐車場・提携駐車場）を用意する。通常期でも会場駐車場の予約状況から利用が見込まれる日については、会場外駐車場（提携駐車場）を用意する。

○会場は、東名高速道路の横浜町田ICや国道16号保土ヶ谷バイパスの上川井ICに隣接しており、東京方面からの主要ルートとしては、東名高速道路や国道246号が想定される。また会場駐車場への入退場ルートは幹線道路である環状4号線、八王子街道を予定している。

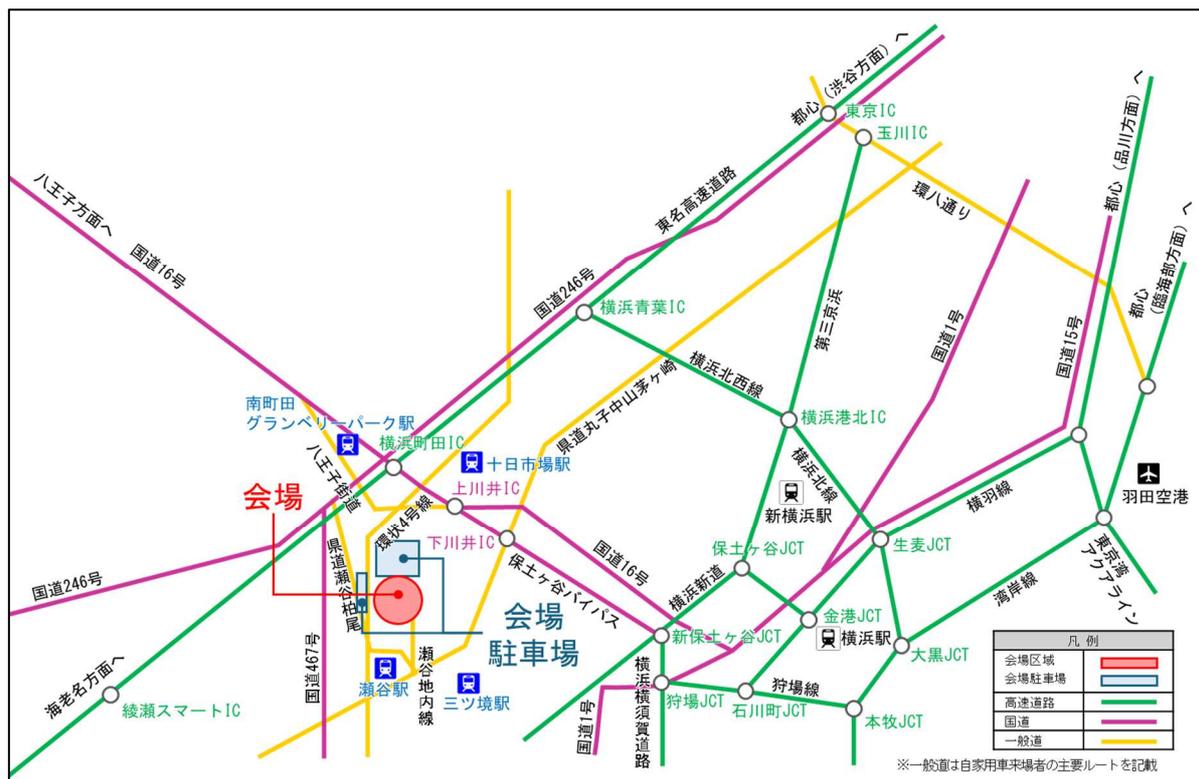


図 9 会場までの自動車交通によるアクセス

- 開場直後や退場時など、交通量の集中が想定される時間帯では、地域の生活環境や地域物流への影響の低減のため、来場者の自動車交通には一定の制約が必要となる。

- 自家用車利用については、できるだけ抑制を図り、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、4 駅シャトルバスの定時性確保という面からも、道路の改良等の機能強化の状況を踏まえつつ、推奨ルートの設定や駐車場の事前予約制を導入する。

- 主要ルートやアクセス道路の現在の交通量を定量的に把握し、対策を検討する。

3.4 自転車

○環境負荷の低減や多様な移動ニーズに応えるために、自転車での来場を想定し、会場に隣接する駐輪場を整備する。

○自転車利用の促進にあたっては、横浜市及び町田市など会場周辺自治体と調整しながら、安全で円滑な推奨ルートへの誘導を行う。

○また、シェアサイクルの利用も想定し、シェアサイクルポートを確保する。

3.5 徒歩

○環境負荷の低減や多様な移動ニーズに応えるために、会場周辺から会場までの徒歩での推奨ルートを設定し案内する。

4. 公共交通機関

4.1 会場近傍 4 駅の来場者想定

○会場近傍 4 駅において、通常期、繁忙期の来場者数を踏まえ、各駅の分担を想定する。

○4 駅シャトルバスに事前予約制を導入する。

○来場時間の平準化及び近傍 4 駅の来場者数の分散化により、駅前での混雑緩和や交通機関等への負荷低減を図るため、4 駅シャトルバスに輸送量に応じた事前予約制を導入する。

○通常時の時間帯別の鉄道路線の輸送能力や会場近傍 4 駅等の施設容量等について鉄道事業者を確認を行った上で、一般利用者に配慮した検討を行い、必要に応じて対策を行う。

(参考) 各駅における 1 日当たり来場者数 (片道) の想定

(事前予約制を導入しない場合)

・ 瀬谷駅	約5,000人～約12,000人 (平均約400人/h～約1,000人/h) (最大約1,300人/h～約3,100人/h)
・ 三ツ境駅	約3,000人～約 6,000人 (平均約300人/h～約 500人/h) (最大約800人/h～約1,500人/h)
・ 南町田グランベリーパーク駅	約6,000人～約15,000人 (平均約500人/h～約1,300人/h) (最大約1,500人/h～約3,900人/h)
・ 十日市場駅	約4,000人～約11,000人 (平均約300人/h～約900人/h) (最大約1,100人/h～約2,800人/h)

() 内の最大は開場直後の午前 9 時台を想定

4.2 4 駅シャトルバス運行計画

○会場近傍 4 駅及び会場での乗降時間を短縮し、定時性・速達性の確保のため、路線バスタイプの車両を主として 4 駅シャトルバスを運行する。

(図 10)

○4 駅シャトルバスについて、輸送需要に応じた適切な運行本数が確保できる車両台数を調達するため、一般貸切旅客自動車運送事業³による運行とする。

4 駅から会場までの距離及び想定走行時間 (目安)

【瀬谷駅】 距離：約 2 km、 想定走行時間：約10分

【三ツ境駅】 距離：約 4 km、 想定走行時間：約15分

【南町田グランベリーパーク駅】 距離：約 4 km、 想定走行時間：約15分

【十日市場駅】 距離：約 6 km、 想定走行時間：約20分

想定走行時間については、目安であり、道路の混雑状況等により変動する。

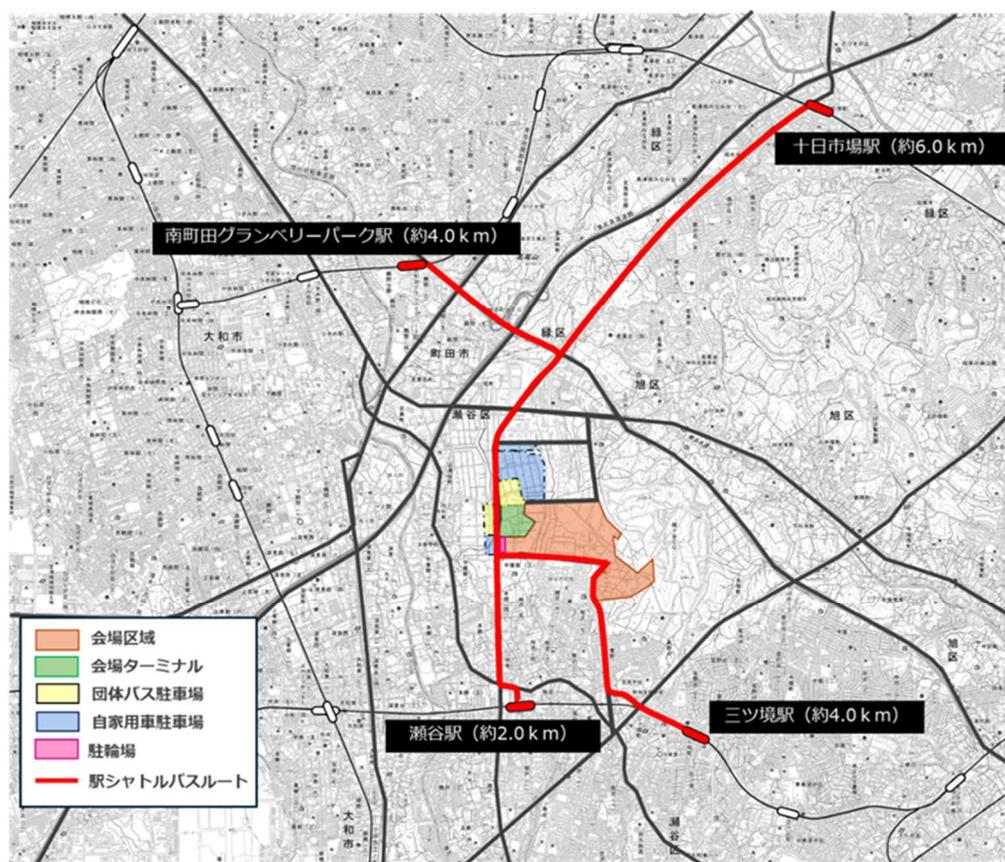


図 10 会場近傍 4 駅からのシャトルバスルート (想定)

³ 道路運送法第 3 条 1 号ロ

表 2 シャトルバスの運行本数等（想定）

駅名	乗車バス数	運行本数※
瀬谷駅	3 バース	約20～40本/h (1 バースあたり約 6～12本/h)
三ツ境駅	2 バース	約10～30本/h (1 バースあたり約 3～15本/h)
南町田 グランベリーパーク駅	4 バース	約20～60本/h (1 バースあたり約 5～15本/h)
十日市場駅	4 バース	約20～60本/h (1 バースあたり約 5～15本/h)

※ 通常期（173日）の最小値、繁忙期（19日）の最大値を記載。

時間帯によって、運行本数やバス数を変化させて運用することがある。

(参考)例えば、現況の十日市場駅南口バスロータリーは、ピーク時（8時台）に約70本/h、1バースあたり最大で約20本/hを運行している。

○4 駅シャトルバスに事前予約制を導入するため、各駅需要の分散化、来場時間の平準化を考慮した運行計画を策定する。

○シャトルバスの調達や運行計画策定にあたっては、エージェントへの委託によりバス車両借上げ・運転士確保・運行管理等を実施する。
バス業界における運転士不足の課題が大きいことも考慮し、引き続き、事業者及び関係機関と課題解決に向けた連携を図っていく。

○シャトルバスの調達台数は、以下を想定する。

・通常期

平日（GWを除く夏休みまで）：約 90台/日（80日）

平日（GW及び夏休み以降）：約110台/日（47日）

土休日（繁忙期を除く）：約120台/日（46日）

・繁忙期（GW・9月等の土休日）：約160台/日（19日）

○シャトルバス運行時間（想定）

開場時刻の1時間前から閉場時刻の1時間後までをシャトルバスの運行時間とし、以下のとおりとする。

・8:30～22:30

○シャトルバス運行が一般道路の混雑に与える影響についての検討を実施する。

4.3 4 駅シャトルバスの乗降場所

○ 4 駅シャトルバスの乗降場所及びバース数について、瀬谷駅は北口交通広場内に 3 バース、三ツ境駅は北口バスターミナル内に乗車場所 2 バース、楽老南公園前の道路上に降車場所 2 バース、南町田グランベリーパーク駅は北口広場内に 4 バース、十日市場駅は今後改良が予定されている北口ロータリー内に 4 バースを設置する計画とする。



図 1 1 瀬谷駅のシャトルバス乗降場所（3 バース）



図 1 2 三ツ境駅のシャトルバス乗降場所（乗車 2 バース、降車 2 バース）



図 1 3 南町田グランベリーパーク駅のシャトルバス乗降場所（4バース）



図 1 4 十日市場駅のシャトルバス乗降場所（4バース）

○また、各駅側においては、シャトルバス乗降場所の近傍に4駅シャトルバスの待機所を設けることで、速達性・定時性を確保しつつ、安全で円滑なシャトルバス輸送計画とする。

○ 4 駅シャトルバスの待機所の検討状況

瀬谷駅は、会場に最も近いことから会場ターミナル内を待機所とする。三ツ境駅は、北口バスターミナルに3台程度確保する。南町田グランベリーパーク駅は、駅近隣に6台程度確保する。十日市場駅は、駅周辺に6台程度確保する。

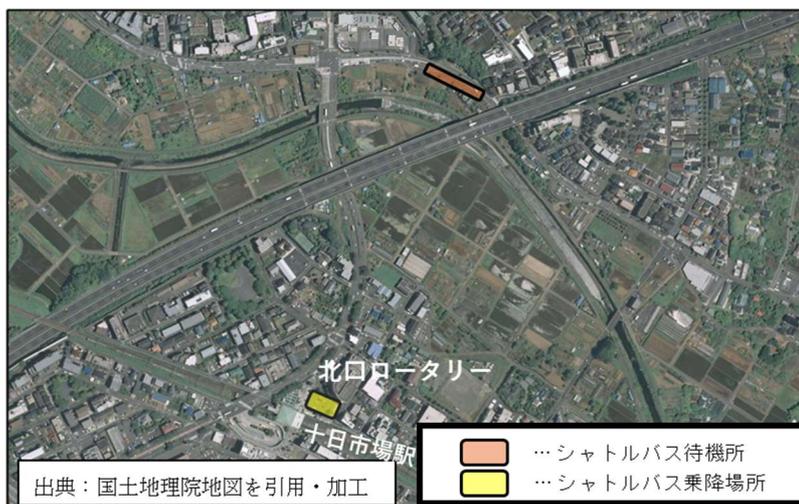
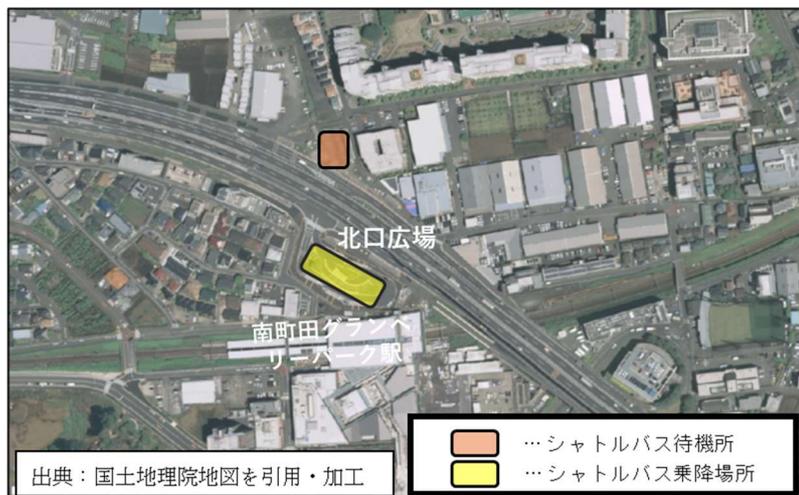
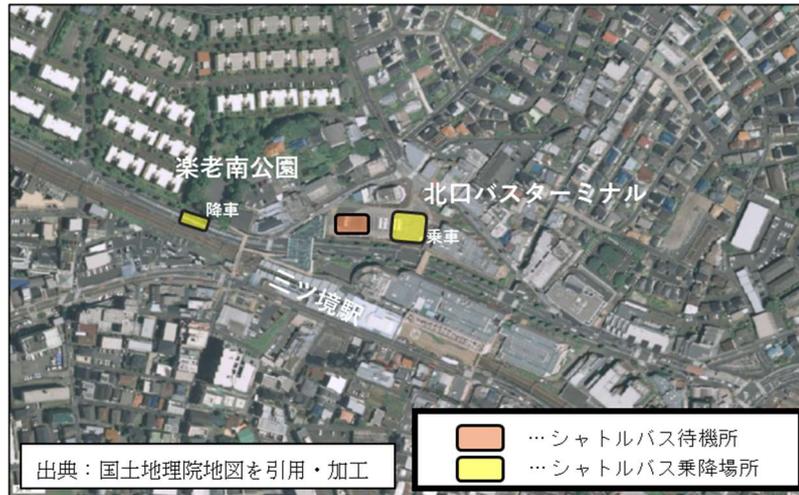


図 15 シャトルバス待機所（想定）

- シャトルバス乗降場所、シャトルバス待機所等については、今後、関係者協議等を行った上で決定する。
- 乗車場所には、日除けの屋根（テント）を設置し、暑熱対策を講じる。

4.4 会場近傍4駅での来場者誘導方法

○来場者が速やかにシャトルバスへ乗り換えができるようシャトルバス乗降場所を適切に案内するとともに、待機列の状況に応じた誘導案内を実施する。混雑状況によっては、駅前の広場空間などを待機スペースとして活用できるよう確保しておく。

- 駅からシャトルバス乗降場所までの円滑な誘導案内、動線の確保、シャトルバス乗車待ちの整列方法、スムーズな乗降についても検討を行う。また、シャトルバスの事前予約制を導入するため、予約時間より早く着いた来場者や事前予約をしていない来場者等の対応や適切な案内誘導方策などについても検討する。検討にあたっては、既存の路線バス利用者などの駅利用者にも十分配慮する。
- 駅周辺での混雑や歩行者動線の交錯を回避するため、誘導員による声かけや案内看板の設置など、来場者だけでなく一般歩行者にもわかるよう工夫する。



図 16 瀬谷駅シャトルバス乗車場所・案内動線・待機スペース（想定）

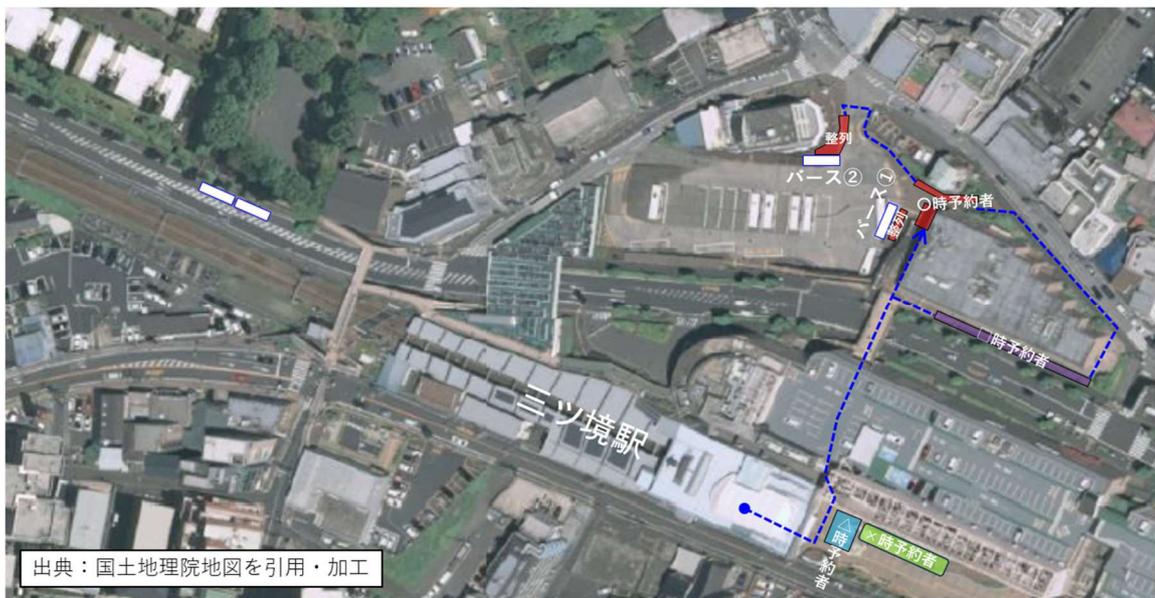


図 17 三ツ境駅シャトルバス乗車場所・案内動線・待機スペース（想定）



図 18 南町田 GP 駅シャトルバス乗車場所・案内動線・待機スペース（想定）



図 19 十日市場シャトルバス乗車場所・案内動線・待機スペース（想定）

4.5 会場ターミナル

- 会場ターミナルには、北方面と南方面からのアクセスルートを想定し、方面別に2つのバスターミナルを整備する。
- 北方面の北ターミナルには、南町田グランベリーパーク駅と十日市場駅の2駅からのシャトルバスの発着場として乗車8バース、降車8バースを整備する。
- 南方面の南ターミナルには、瀬谷駅と三ツ境駅の2駅からのシャトルバスの発着場として乗車8バース、降車8バースを整備する。
- ターミナルの中央部には、シャトルバス待機所を設け、EVバスの充電器を設置する。

- 乗車場所には、日除けの屋根（テント）を設置し、暑熱対策を講じる。

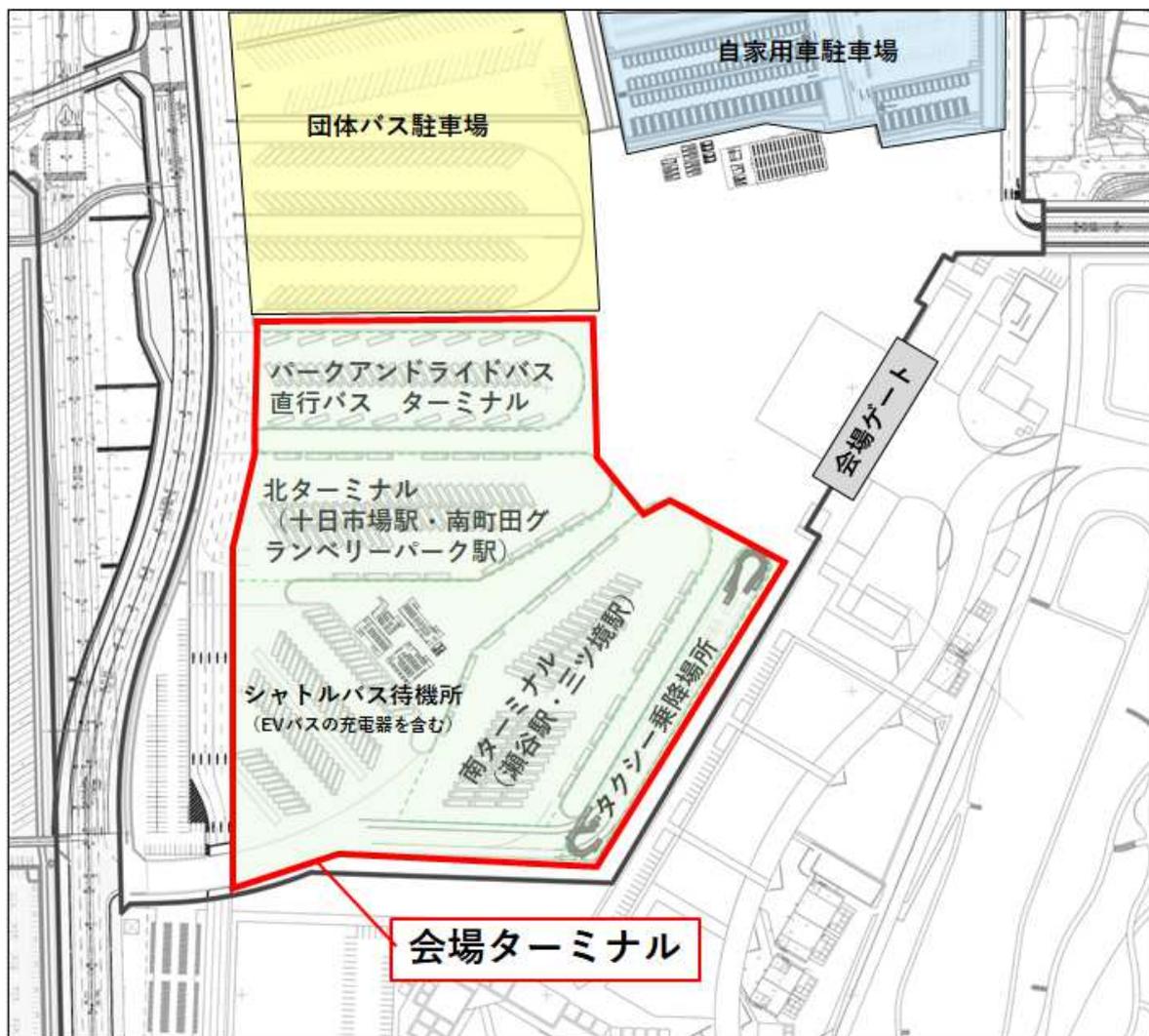


図20 会場ターミナル

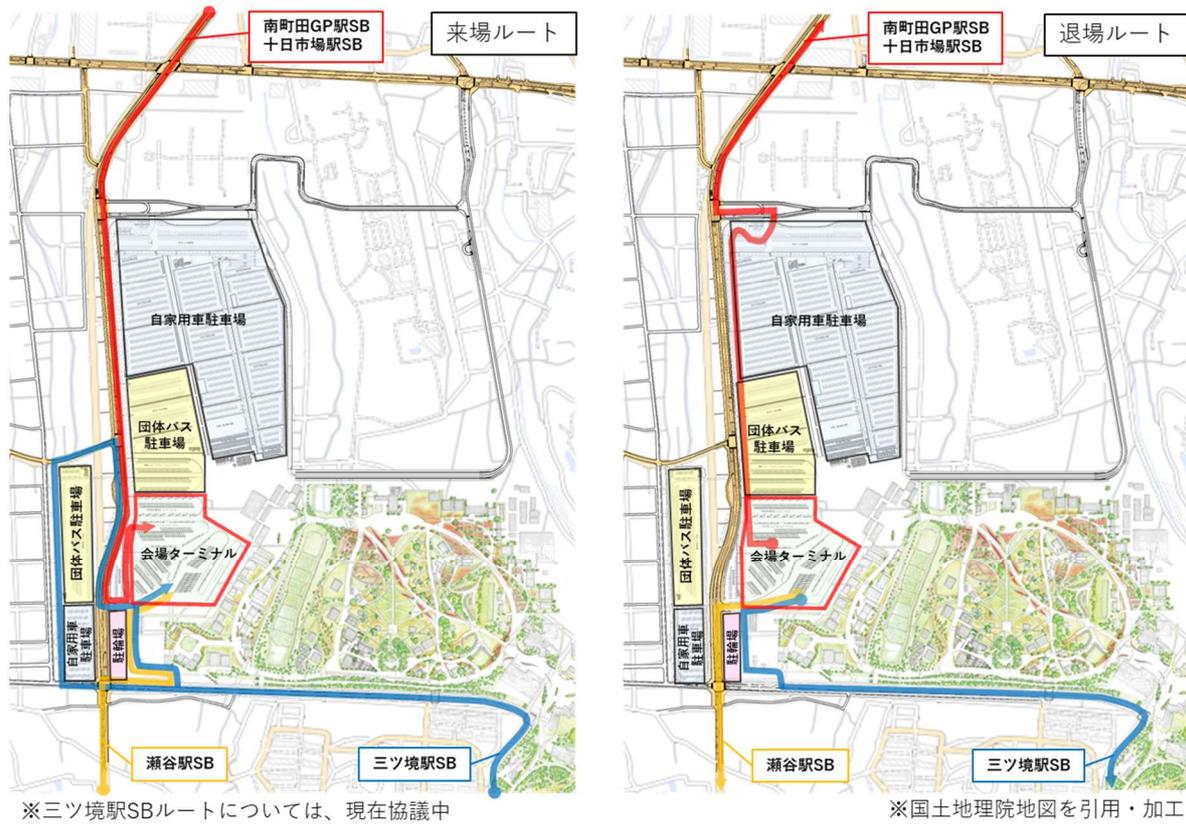


図 2 1 会場ターミナルへのアクセスルート（想定）

4.6 4 駅シャトルバス速達性等確保策

○4 駅シャトルバスについては、来場者を安全かつ円滑に輸送するために、速達性・定時性を確保する方策を検討する。

○4 駅シャトルバスルートにおいて、右左折時の歩行者横断待ちによる速達性等の低下が懸念される主要交差点の交通実態を把握した上で対策を検討し、管理者と調整を行う。

○4 駅シャトルバスルートにおいて、ボトルネックになると想定される箇所では、右折車線の延伸など速達性等に寄与するハード整備（改良案）を検討し、管理者と調整を行う。

○4 駅シャトルバスルートにおける路上駐車などによる混雑を回避する方策を検討し、管理者と調整を行う。具体的な方策として、路上駐車（路上での停車を含む。）が多い箇所、注意喚起看板の設置により路上駐車抑制を図るとともに、会場周辺で駐停車禁止の交通規制の導入を管理者と調整する。

○事故渋滞など不測の事態に備えて、迂回ルートを設定する。

4.7 環境配慮型車両の導入

○4 駅シャトルバスの車両については、環境に配慮したEVバス等を導入する。EVバスの運行にあたり、会場ターミナルに設置する充電器による充電計画も含めた効率的な運行計画を策定する。

4.8 直行バスの運行計画

○横浜駅、新横浜駅などの主要ターミナル駅や空港からの直行バスについて、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業⁴による路線延長や道路運送法第21条等による運行を想定し、バス事業者を含めた関係者とともに、乗降場や運行計画、運行ルートについて検討を進める。

⁴ 道路運送法第3条1号イ

4.9 タクシーの利用計画

○会場ターミナルの会場ゲート付近にタクシー乗降場所を整備する。
(図20)

○利用しやすいタクシー乗降場所となるよう、2～3台の複数台同時乗車場所、迎車用の乗車場所、降車場所、待機場所等を整備するとともに、シャトルバスの速達性を確保する観点から会場ターミナルでの混雑緩和のために必要な運用について関係者間において検討を行う。

○会場近傍4駅の既存のタクシー乗り場の活用、会場近傍4駅から会場までの走行ルートなどについても、タクシー協会やタクシー事業者と検討を行う。

○タクシーアプリでの迎車車両による会場ターミナル内の混雑を解消するため、ターミナル外での乗車場所の検討を行う。

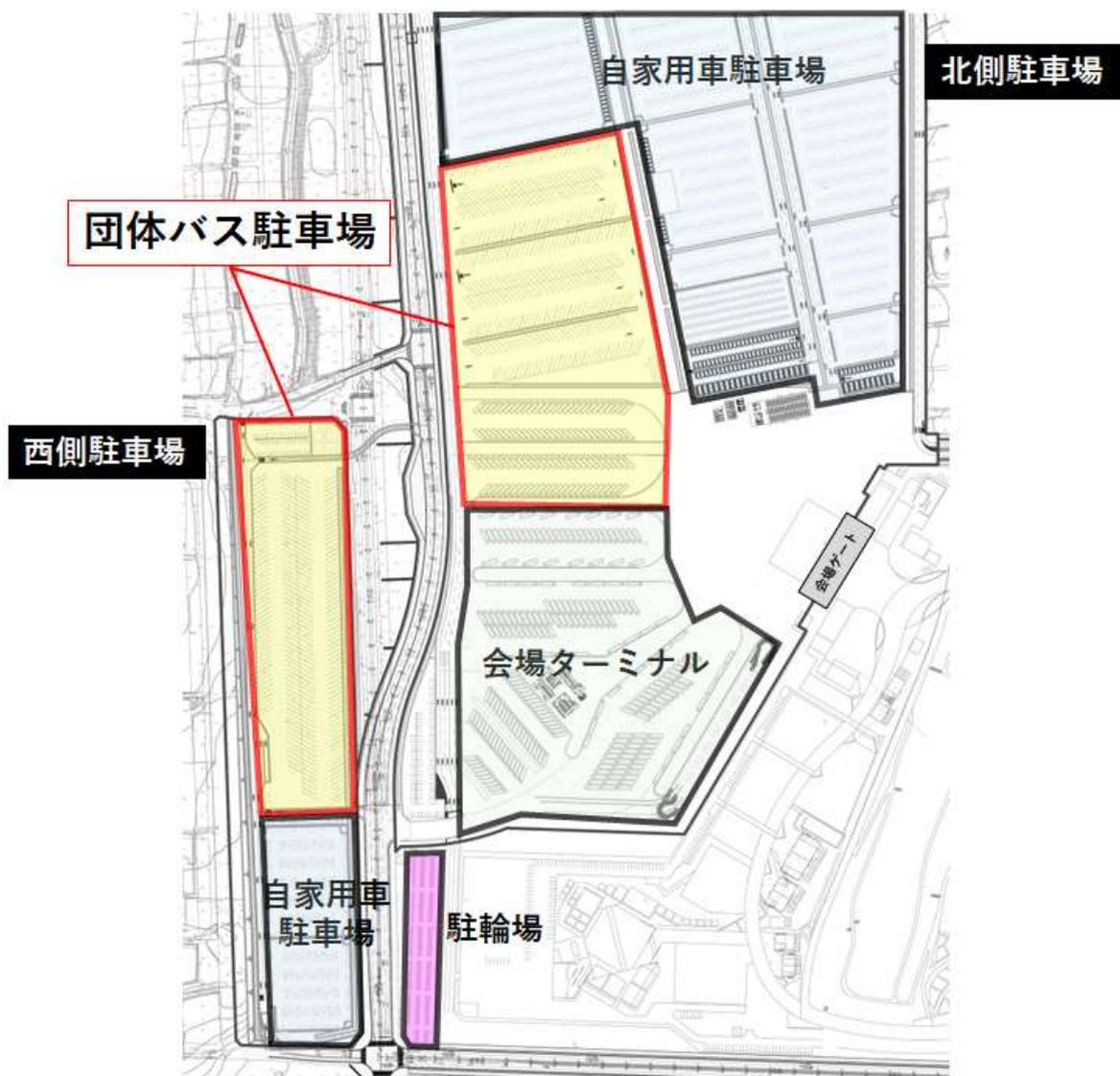
○タクシーが不足する際の対応についても関係者間において検討を行う。

5. 団体バス

5.1 団体バス駐車場の整備・運用計画

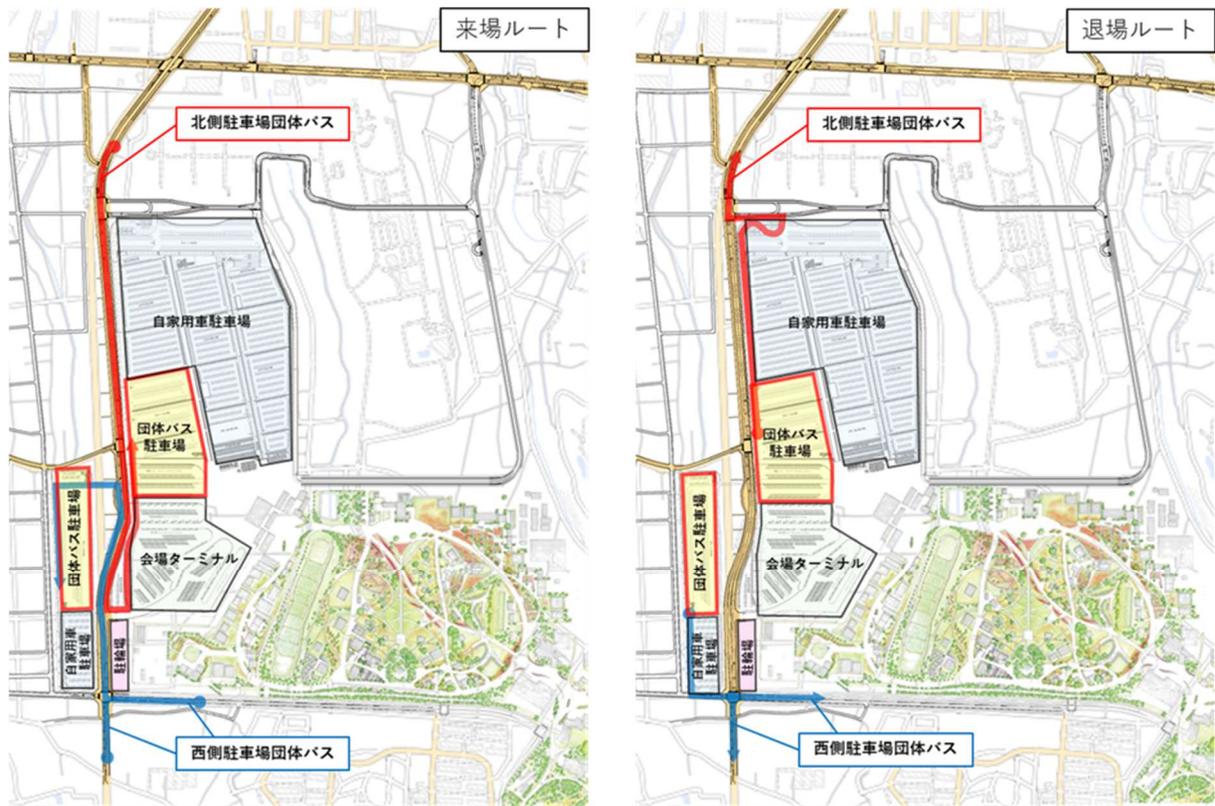
- 団体バスの駐車区画は、想定される来場ルートを検討し北側駐車場と西側駐車場を整備する。
- 団体バスの駐車区画は事前予約制を導入し、会場周辺道路上での乗降を禁止するなど、周辺交通への影響やシャトルバスの速達性・定時性にも配慮する。

- 団体バスの駐車区画の位置と台数は、北側駐車場に約430台分を整備し、西側駐車場に約250台分を整備する。



※駐車場区画については、今後変更となる場合がある

図 2 2 団体バス駐車場



※国土地理院地図を引用・加工

図 2 3 団体バス駐車場へのアクセスルート（想定）

6. 自家用車

6.1 会場駐車場の整備・運用計画

- 自家用車の駐車区画は、想定される来場ルートを考慮し北側駐車場と西側駐車場を整備する。
- 会場ゲートに近い北側駐車場には、障がい者用駐車区画を整備する。
- 自家用車の駐車区画及び障がい者用駐車区画は、事前予約とする。

○自家用車については、横浜町田ICや上川井ICなどがある北側の方面からの来場が多くなると想定し、北側駐車場に約5,900台分、西側駐車場に約600台分を確保することで、方面別に対応した駐車場配置とする。また、自動二輪車については、北側駐車場に約1,000台確保する。
今後詳細な検討を進める中で、必要に応じて見直し更新を行うこととする。

○北側駐車場には、約5,900台分とは別に、ガイドライン⁵を踏まえ会場ゲート近傍に障がい者用駐車区画を約200台分整備する。なお、障がい者用駐車場区画のサイズ・台数は、以下のとおりとする。

- ・4.6m×9m区画：約30台
- ・3.5m×6m区画：約170台

その他に、障がい者に限らず移動に配慮が必要な人（高齢者・妊産婦・けが人等）も利用できる「おもいやり駐車場」を約90台分整備する。

○周辺道路の混雑緩和策として会場駐車場は事前予約制を導入する。また、予約時に、来場する方面別に駐車場ゲートの位置や主要道路からの推奨ルートを案内するとともに、警備員等を適切に配置して、駐車場へのスムーズな入場を促す。（図 25、図 26）

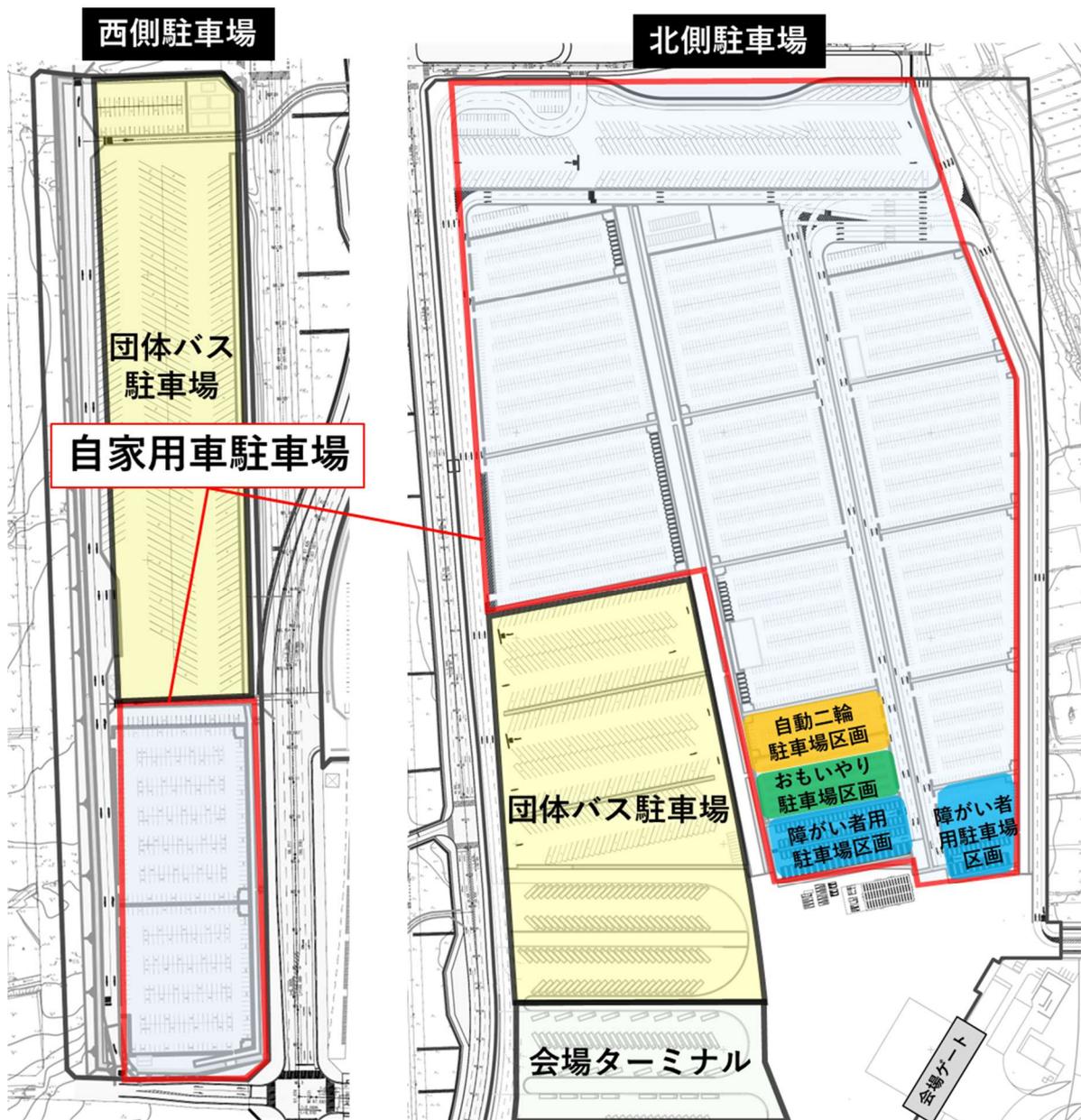
○駐車場ゲートは、道路から会場敷地内通路を經由し十分に引き込んだ位置に設置することで、道路上での入場待ち渋滞が生じない対策を講じるなど運用の検討を行う。

○通常期（土休日）・繁忙期等における自家用車での来場需要に対応するため、回転（車両の入れ替わり）を想定するとともに、夕方以降の団体バス駐車場の一部空き区画を自家用車の駐車区画に転用する。

⁵ 2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン

○会場駐車場周辺での案内や未予約車両への対応など、うろつき交通を抑制するための対策を検討する。

○送迎を目的とする会場周辺の路上での駐停車を防止するため、注意喚起の看板設置や誘導員の配置、HP等で周知を行うとともに、会場周辺で駐停車禁止の交通規制の導入を警察と調整する。



※駐車場区画については、今後変更となる場合がある

図 24 自家用車駐車場

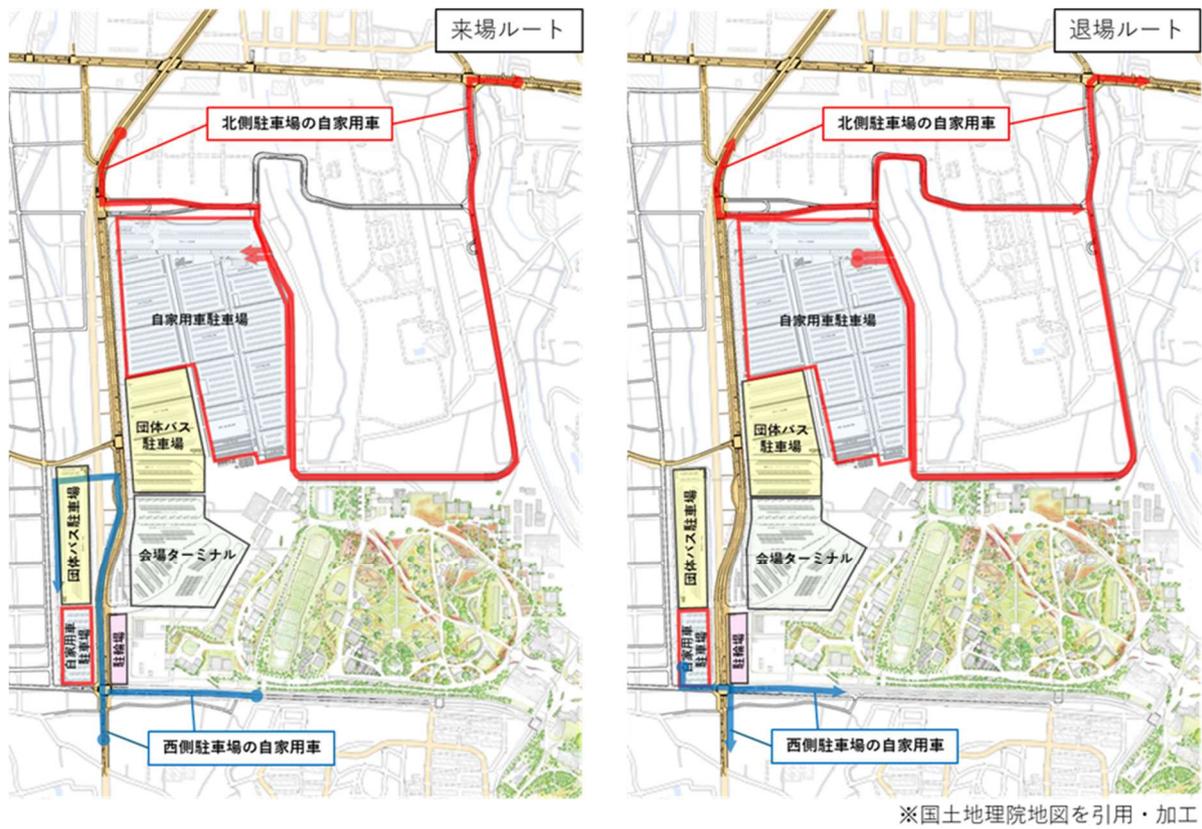


図 25 自家用車駐車場へのアクセスルート（想定）

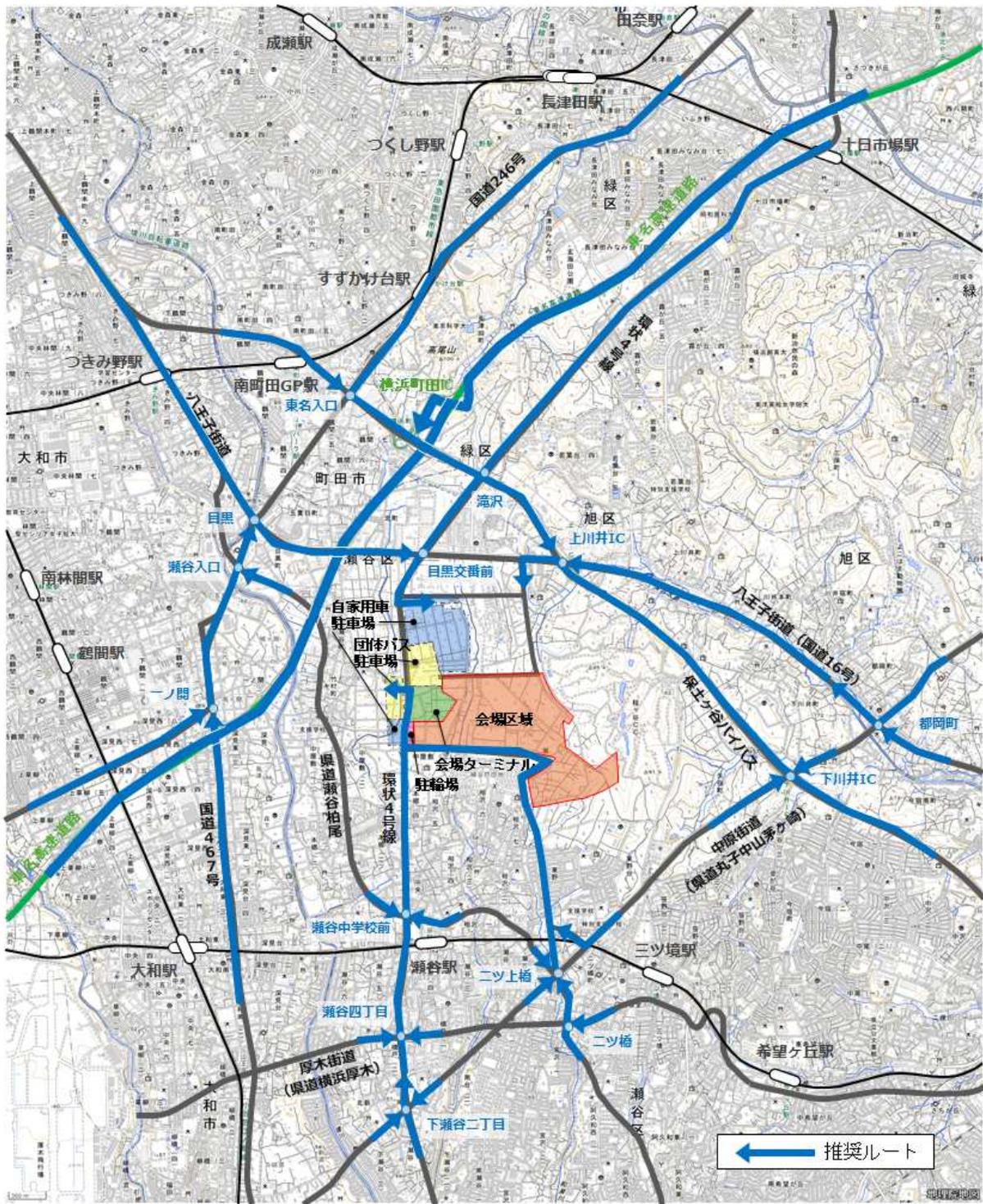


図 26 自家用車の推奨ルート（想定）

6.2 会場外駐車場（パークアンドライド駐車場・提携駐車場）

○繁忙期には、生活環境への影響を低減するため、会場外にパークアンドライド駐車場を用意し、会場までのシャトルバスを運行する。

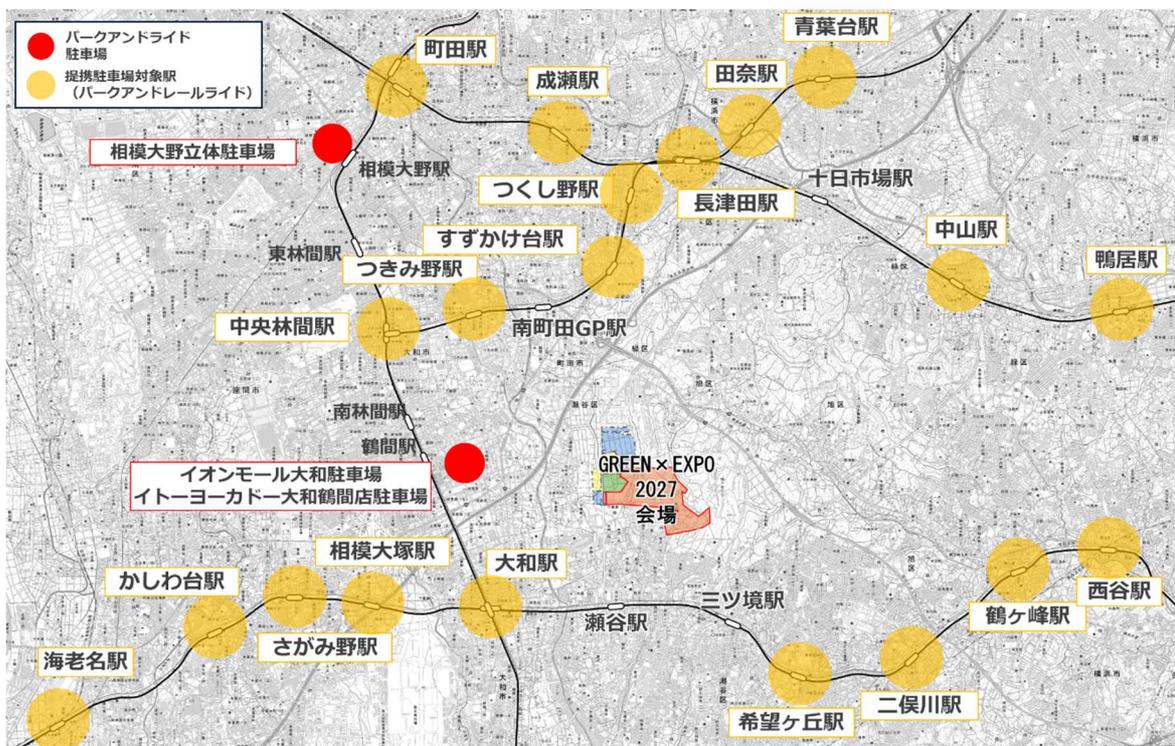
○パークアンドライド駐車場は、周辺道路でのうろつき交通が発生しないよう事前予約制とする。

○パークアンドライド駐車場は、既存施設の駐車場を有効活用し、イオンモール大和駐車場（大和市下鶴間1-2-1）・イトーヨーカドー大和鶴間店駐車場（大和市下鶴間1-3-1）に約500台、及び相模大野立体駐車場（相模原市南区相模大野4-4-2）に約200台を用意する。

○提携駐車場は、会場近傍4駅より離れた駅周辺の駐車場（コインパーキング）を活用し、提携駐車場から4駅まではパークアンドレールライド⁶を案内する。

（図 27）

○提携駐車場は、会場駐車場等が満車の際の補完として、主に繁忙期に活用するが、会場駐車場の予約状況から利用が見込まれる日については、通常期も活用する。



※国土地理院地図を引用・加工

図 27 パークアンドライド駐車場及び提携駐車場の位置図（想定）

⁶ 鉄道駅周辺の駐車場に自家用車を駐車し、当該駅から鉄道を利用し、会場近傍4駅までアクセスする方法。

6.3 生活道路流入対策

○周辺環境への配慮や安全性の確保を目的に、生活道路への流入を抑制するためのハード対策やソフト対策を検討し、関係者と調整を行った上で、必要な対策を講じる。

○会場駐車場に接続する主要道路を軸に、生活道路への流入が増加しないよう、エリア分けを行い、安全対策、推奨ルートの周知・利用徹底、案内サインの設置、誘導員の配置などの対策を行う。（図 28～図 30）

○生活道路への流入抑制を目的とする対策は以下のとおりとする。

・推奨ルートの周知・利用徹底

来場者（自家用車）が生活道路を利用しないよう、会場駐車場までの推奨ルートを設定する。（図 26）推奨ルートは、4 駅シャトルバスルートや周辺交通への負荷等の状況を考慮しながら、幹線道路を主な動線として設定する。推奨ルートの周知・利用徹底を図るため、会場駐車場の予約時やホームページ上で推奨ルートを確認することができるようにするとともに、利用を徹底するよう呼びかけを行う。

・案内サインの設置

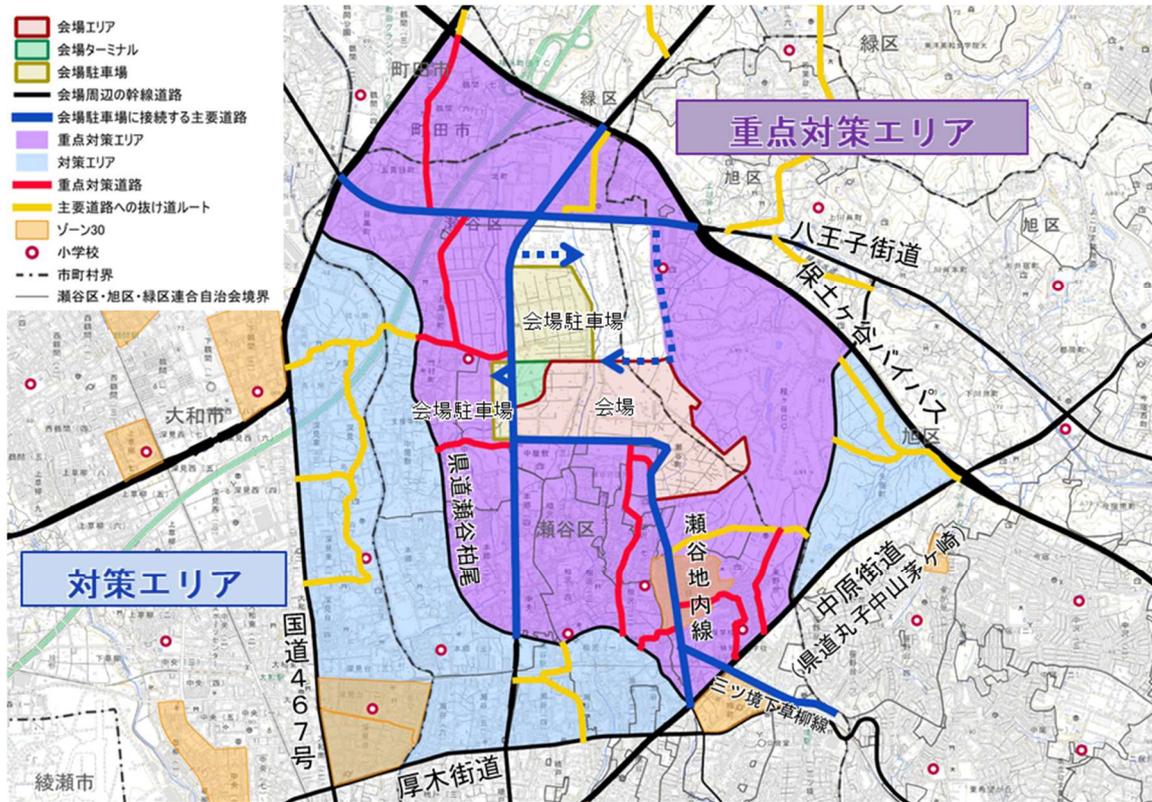
来場者（自家用車）が推奨ルートを通行するよう、道路上に案内サインを設置する。特に、抜け道と想定される道路の出入口等には、推奨ルートに誘導する案内サインの設置を行う。（図 29、図 30）

・誘導員の設置

来場者（自家用車）が多いと想定する繁忙期を中心に、より効果的に推奨ルートに誘導するため、来場者（自家用車）が集中してくる会場周辺の道路において、必要箇所に誘導員の設置を行う。

○目的地までの経路を案内するカーナビや地図アプリなどを運営する事業者に対して、生活道路への流入を抑制するための対策について協力を依頼する。

○これら対策に加えて、既存の区画線や道路標示等が見えづらくなっている箇所の補修、地域の安全確保につながる安全対策の実施などについて、管理者と調整する。



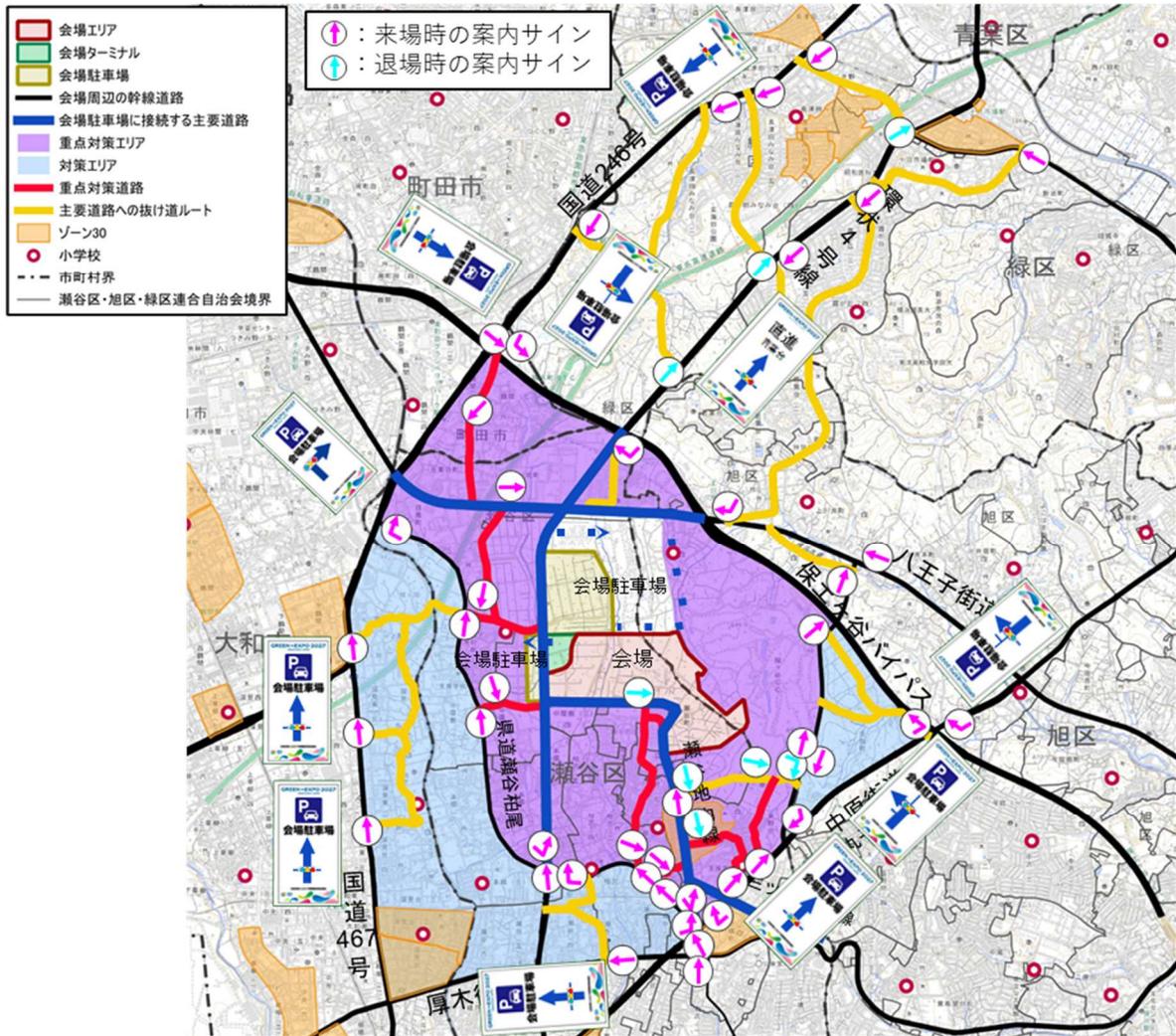
※国土地理院地図を引用・加工

図 28 生活道路への流入対策のエリア（想定）



案内サインのデザインは今後検討

図 29 案内サインによる誘導（イメージ）



※国土地理院地図を引用・加工

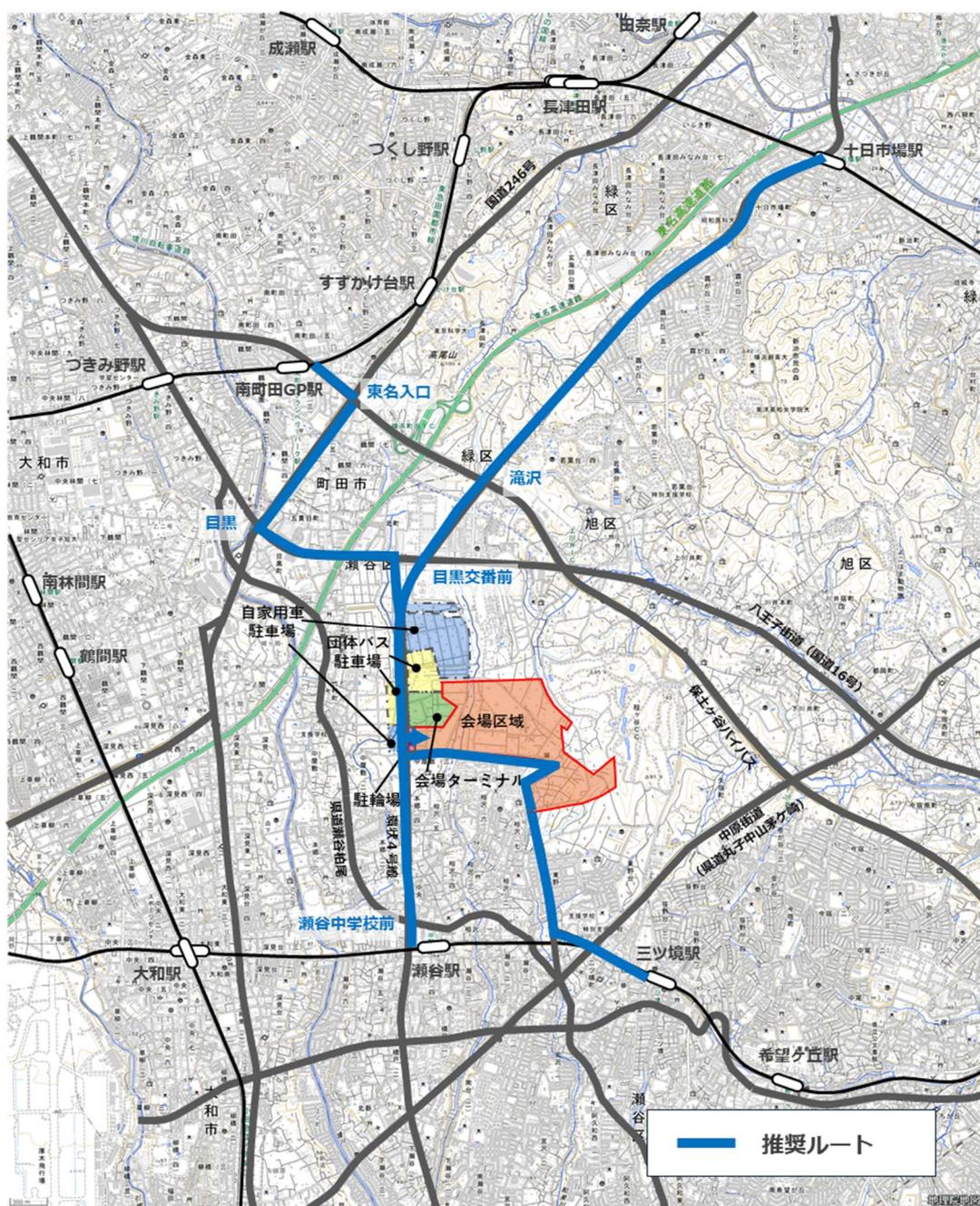
図 30 案内サインの設置による流入抑制 (想定)

7. 自転車

7.1 自転車利用

○自転車での来場に対し、駐輪場（約1,700台分）を整備する。

○広域的な既存の自転車通行空間の活用やGREEN×EXPO 2027を契機に整備される自転車専用通行帯、矢羽根型路面表示にあわせ、推奨ルートを以下のとおり設定する。（図 31）



※国土地理院地図を引用・加工

図 31 自転車による来場の推奨ルート（想定）

-
- 会場周辺は一般交通に加え、4 駅シャトルバスや物流等の大型車両、来場者・関係者の車両などの交通集中が想定されるため、案内看板や誘導員を配置するなど、安全性の確保と適切な誘導を行う。

7.2 シェアサイクル利用

- 会場近傍 4 駅を中心に、シェアサイクルポートの新設又は増設について、シェアサイクル事業者と調整を進める。
 - シェアサイクルを利用した来場者にも対応できるよう、駐輪場内にシェアサイクルポートを設置する。

- 道路や駅前広場などで、ポートの新設又は増設が可能な用地の情報提供や設置調整、整備の協力について関係者と連携を行う。

8. 徒歩

8.1 徒歩

○会場周辺から会場までの徒歩での推奨ルートを下図のとおり設定し、適切な誘導と安全性の確保、周辺環境への配慮を行う。(図 3 2)

○推奨ルートは、横浜市の歩道整備状況などを考慮するとともに、来場車両やシャトルバス、関係車両との交錯を可能な限り低減したルートとする。

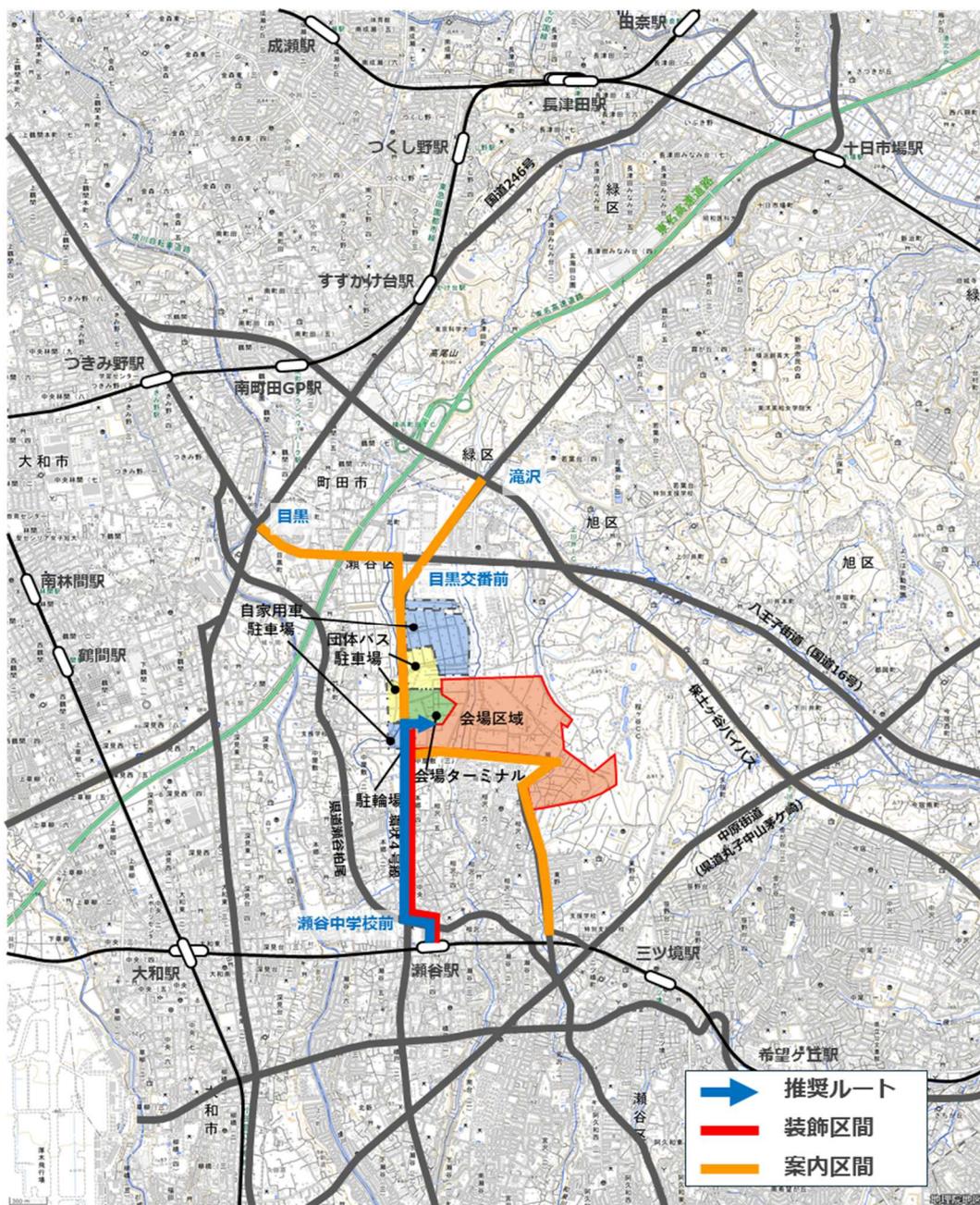


図 3 2 徒歩による来場の推奨ルート (想定)

- 会場周辺には、案内看板や誘導員を配置するなど、安全性の確保や地域の生活環境への配慮を目的とした適切な誘導を行う。

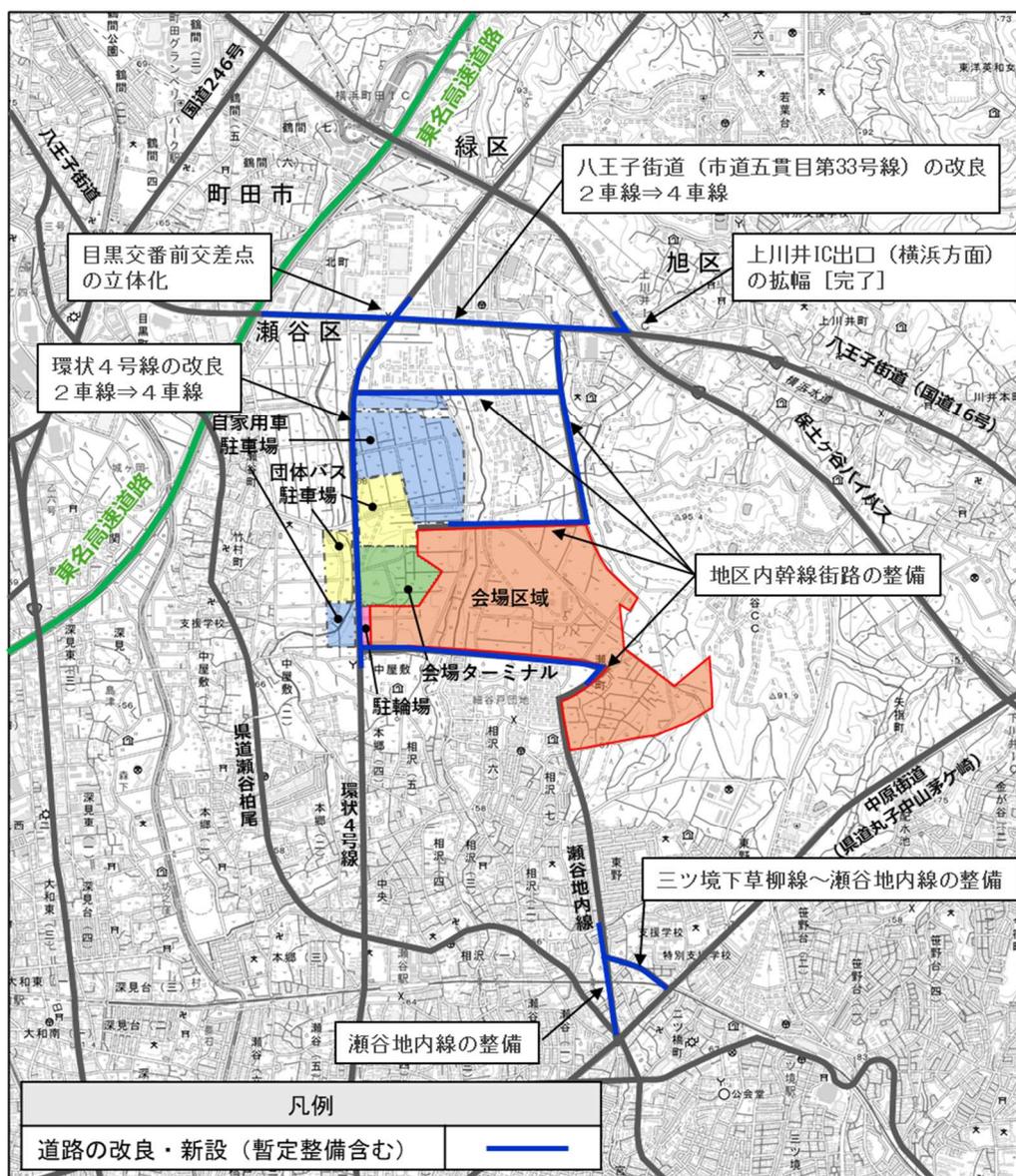
- 鉄道駅からの徒歩は、会場までの距離を踏まえ、会場の最寄り駅となる瀬谷駅からの来場を想定し、横浜市と連携して高揚感が高まる装飾や、暑熱・ゴミ・騒音などの対策を行う。

9. 輸送供給拡大対策

9.1 道路

○会場周辺道路における、交通容量拡大等の交通円滑化対策を実施する。

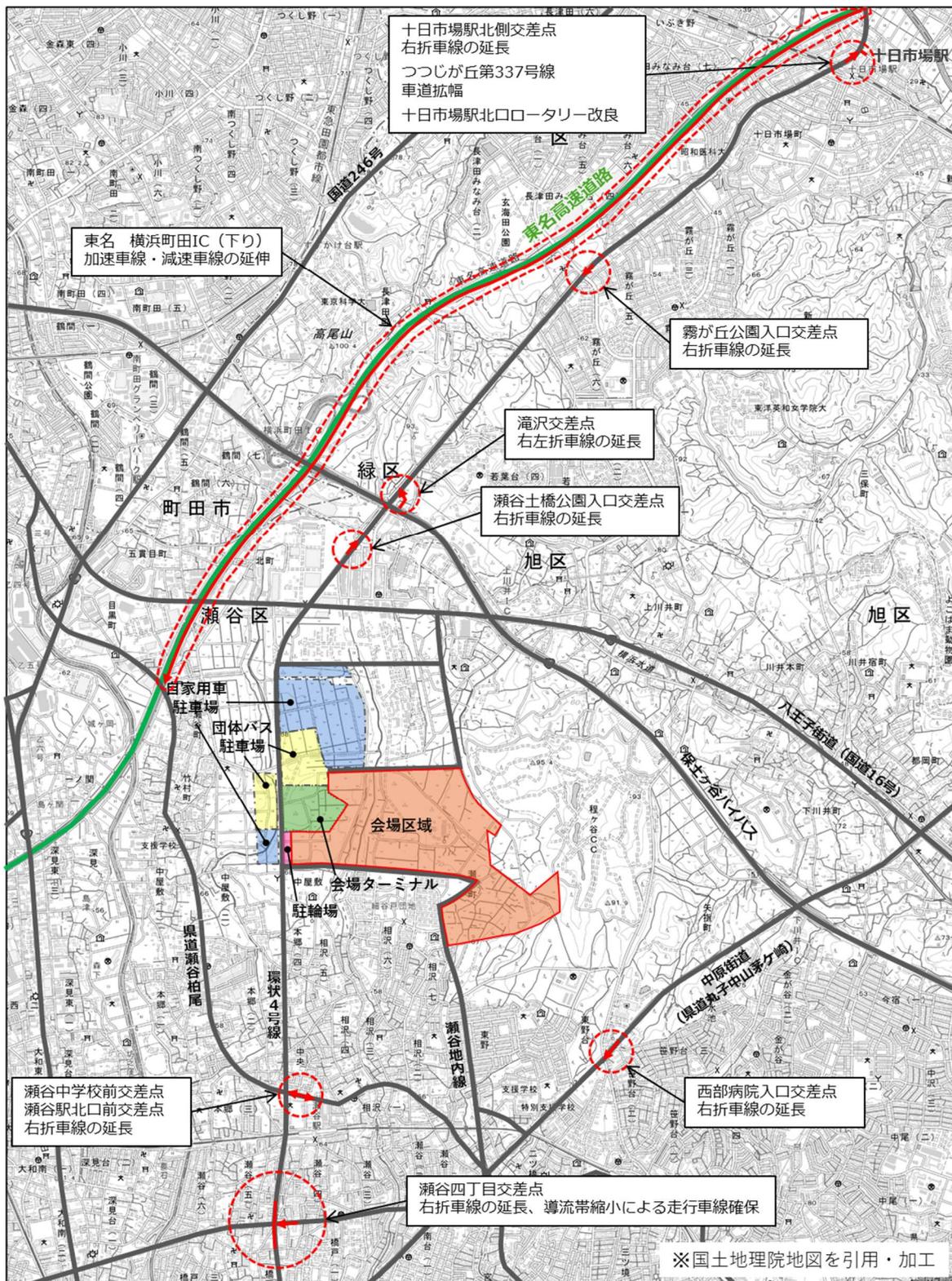
○上瀬谷周辺では、横浜市が日常的な渋滞の解消と新たなまちづくりに向け、八王子街道（市道五貫目第33号線）の改良、上川井IC出口の拡幅、目黒交番前交差点の立体化、環状4号線の改良、地区内幹線街路の整備、三ツ境下草柳線～瀬谷地内線の整備、瀬谷地内線の整備を行っている。これらの整備を進め、会場周辺の交通容量拡大等にも活用する。



※国土地理院地図を引用・加工

図 3 3 GREEN×EXPO 2027 開催までに改良・新設を予定している道路

○さらに、周辺道路の交通の円滑化等を図るとともに、開催時の交通容量拡大等にも活用するため、道路管理者等関係者が以下の対策を実施する予定である。(図 3 4)



※上図記載の他、国道16号保土ヶ谷バイパスにおいて一部交通円滑化対策を実施

図 3 4 交通容量拡大等のための対策実施箇所

10. 輸送円滑化対策

10.1 需要平準化対策

- 来場者の集中を緩和するために、シャトルバス及び会場駐車場について事前予約制を導入することにより、平準化対策を検討する。
- 会場駐車場について、入場による周辺交通への影響を最小限に抑えるため、事前決済とすることで、駐車場内へスムーズな入場を促す。
- 退場時についても、会期中に行う行催事を含めた運営上の工夫など閉場間際の退場者の分散化対策を検討する。

10.2 情報発信による混雑緩和

- 来場者が円滑に入退場できるよう、移動経路や手段などの基本的な情報をはじめ、各経路の混雑日や混雑時間を事前に案内する予測情報、運行状況や混雑状況などのリアルタイム情報の発信について検討する。
- 開催前から段階的に、公式ホームページやSNSの活用、横断幕や看板等の案内サインの設置、道路情報板やメディアの利用等により、関係機関と連携しながら、様々な発信ツールを活用し来場者へ幅広く情報提供を行う。

- 公共交通機関について、4 駅シャトルバス及びタクシーに関する基本情報に加え、4 駅シャトルバスの混雑予測情報や遅延情報等のリアルタイム情報の発信を検討する。
- 団体バスや自家用車について、会場駐車場までの適切なルート等の案内や混雑状況の提供方法について検討するとともに、退場時においてもリアルタイムでの混雑状況の提供や円滑な退場方法を検討する。
- 自転車、徒歩について、適切かつ安全な推奨ルートの発信を行う。
- 案内サインは、GREEN×EXPO 2027に係るものであることが明確になるよう視覚的に明瞭かつ統一的なデザインを採用する。

10.3 アクセシビリティ対応

○会場までの交通アクセスについて、様々な交通手段によりGREEN×EXPO 2027を訪れるすべての人々が安全で快適に会場まで移動できる環境の実現を目指す。

○配慮が必要な来場者の困りごとを踏まえ協会が整備・管理する施設については、ガイドラインに基づき整備を行う。

○会場ゲートに近い北側駐車場には、ガイドラインの推奨基準である全駐車台数の3%に相当する約200台分の障がい者用駐車区画を整備する。

○会場駐車場及び4駅シャトルバスにおいては、事前予約できる制度を導入し、車いす使用者等が利用しやすいよう予約枠の設定や待機レーンを分けるなど配慮する。

11. 交通マネジメント

11.1 一般交通への働きかけ

○輸送供給拡大対策や来場者に対する輸送円滑化対策に加え、来場者輸送と一般交通⁷を適切に共存させ、都市活動を支える円滑な交通の実現が図られるよう、GREEN×EXPO 2027期間中の住民、企業等の交通行動変容を促す取組として、交通需要マネジメント（TDM）等の総合的な交通マネジメントを実施する。

○GREEN×EXPO 2027の開催期間は約6か月間となるため、長期間にわたって円滑な輸送を行うにはTDM等の総合的な交通マネジメントを行うことが不可欠である。また、早い時期からTDMの必要性などを丁寧に説明するなど、広く協力が得られるような取組を進める必要がある。

○TDMの実施にあたっては、住民の理解・協力はもとより企業や団体の協力が不可欠であるため、横浜市、神奈川県をはじめ、協会、関係機関、関係自治体及び経済界等が一体となって検討、調整する場として「GREEN×EXPO 2027交通円滑化推進会議⁸」（以下「TDM推進会議」という。）を2025年12月に設置し、一般交通の行動変容を促すソフト対策について検討を行う。

○TDM推進会議において具体的に検討する項目は以下のとおりである。

- ・削減目標値の設定
- ・交通量を低減するための取組
 - 働きかけ時期の設定（強弱）
 - テレワーク等の実施
 - 物資の配送時間やルートの変更・調整
 - 公共交通機関利用への誘導方法
 - 大規模イベントの開催時間等の変更・調整
- ・企業や住民への協力依頼（インセンティブ設定）
 - 対象範囲の設定（呼びかける住民、企業の範囲）

○今後、GREEN×EXPO 2027の開幕に向けて、トライアル・検証を行いながら検討を具体化し、段階的に実施していく。

⁷ GREEN×EXPO 2027来場者、GREEN×EXPO 2027関係者以外の交通

⁸ 会長に横浜市副市長、神奈川県副知事、副会長にGREEN×EXPO協会事務次長、委員に横浜商工会議所副会頭及び神奈川県中小企業団体中央会会長並びに協力委員に国・自治体の関係機関や民間の関係企業・団体の代表者等で構成されている。

12. その他検討・対応が必要な課題

○以下の課題について具体的な対応を検討する。

○雑踏等に備えた警備誘導

- ・鉄道からバスへの乗換え等の輸送能力が異なる箇所等、会場までの道のりで雑踏災害に注意が必要な箇所について、適切に警備誘導が出来るよう対策の検討を行う。
- ・会場ターミナル入口について、シャトルバス・タクシー・徒歩・自転車等複数の移動手段が輻輳する箇所についても適切な誘導案内が出来るよう対策の検討を行う。
- ・開場直後及び閉場直前の移動についても雑踏等が予測されることから、適切に警備誘導ができるよう対策の検討を行う。

○鉄道輸送障害時における対応

- ・鉄道路線で輸送障害が発生した際、駅シャトルバスの振替や運休等も含めた、運行方法の変更を検討する。
- ・ターミナル内や会場内に留まることや、徒歩やタクシー等の代替手段など、来場者の案内方法を検討する。

○災害・事故発生時における対応

- ・会場までのアクセスルートにおける災害・事故発生時の対応については、関係機関と連携し、状況に応じた誘導のあり方や、リアルタイムでの情報発信を実施するための体制構築を検討する。
- ・会場ターミナル・駐車場における災害・事故発生等における対応については、誘導員を適切に配置し、避難経路の確保、避難場所への誘導方法を検討する。

○夏季の暑さ対策

- ・会場ターミナル及び4駅シャトルバス乗車場所においては、日除けの屋根（テント）を設置するなど、来場者への暑さ対策を講じる。

○開催期間中の体制について

- ・開催期間中の円滑な来場者輸送を実現するため、交通輸送本部を設置する。
- ・開催中、混雑等の課題が生じた場合に、関係機関と連携して迅速かつ横断的な対応が行える体制を構築する。

13. 今後のスケジュール

○実施計画については、今後の状況を踏まえつつ、2026年夏頃を目途に更新版（第3版）をとりまとめ、策定することを目指す。

○2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（2025年10月13日閉会）の交通や来場者輸送の実績等も参考に検討を進める。

○今回とりまとめた実施計画第2版をもとに、輸送対策協議会など関係機関、事業者等との調整を進める。

2026年2月
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

20260227

区連会3月説明資料
令和8年3月18日
脱炭素・GREEN×EXPO推進局
上瀬谷整備推進課

自治会町内会長 各位

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備推進課長

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第9号」の発行について(依頼)

日頃から市政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度の工事概要等について、広く区民の皆様にご案内するために、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第9号」を発行いたしました。

つきましては、貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様にご一読いただきますよう5部送付させていただきます。なお、回覧にご協力いただける自治会町内会の皆様については、所定の部数をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 送付資料

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第9号」 A3

2 参考

市ウェブサイトでの確認方法

「上瀬谷 まちづくりニュース」で検索

※ 第1号から第8号もご覧いただけます。



<担当>

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備推進課

蒲田、吉田、永田、鮎川

TEL:045-900-0594、FAX::045-550-4098

E-mail:da-kamisui@city.yokohama.lg.jp

新たな交通(瀬谷バス専用道線)の整備~EXPO後の将来のまちづくりに向けて~

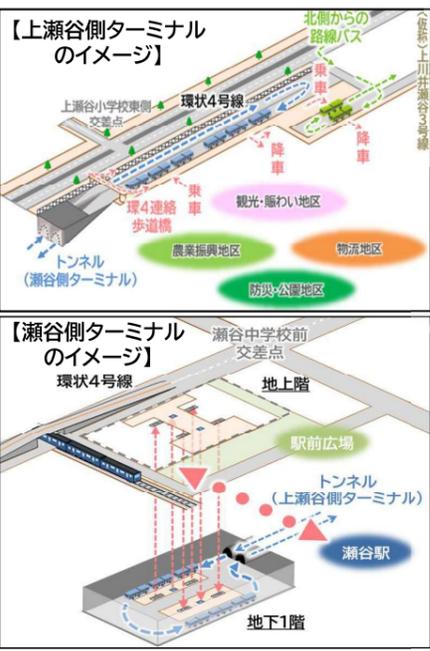
道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を整備し、横浜市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷・上瀬谷間において、環状4号線の地下約35メートルに専用道を整備します。地中の下水幹線を避けるため、瀬谷行・上瀬谷行の一方通行トンネルを1本ずつ計2本整備し、安全で安定した運行を実現します。

また、専用道を走る連節バスは、最大3台で隊列走行するため、少ない運転手でより多くの人を効率よく運ぶことができるようになります。

上瀬谷側には、地上にターミナル(右図)を設け、バス専用道と上瀬谷以北の路線バスを接続する拠点とすることで、南北方向のスムーズな移動が可能になります。

瀬谷側には、駅前広場と一体となる新ターミナル(右図)を整備し、鉄道から新たな交通(バス)への円滑な乗り換えを実現します。

2つのターミナルを専用道で直結し、移動しやすい地域公共交通の構築につなげます。



【バス専用道のイメージ】



【本市西部地域のネットワークのイメージ】



令和8年3月発行【第9号】
旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース

旧上瀬谷通信施設地区で進めているまちづくりの状況をお知らせするために、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース」を発行しています。GREEN×EXPO 2027やその後のまちづくりに向けた工事進捗状況等をお知らせします。

GREEN×EXPO 2027 まであと1年 (R9.3.19開幕)

GREEN×EXPO協会から、花・緑出展の一部の概要が記者発表されたのでご紹介します。ここでしか見られない庭園や花壇、生け花などの多種多様な花・緑の作品が会場を彩ります。



(仮称)石勝エクステリア(東急不動産グループ) ©2026 ISHIKATSU EXTERIOR INC.



みどりと共に-2127-。景観10年・風景100年・風土1000年を礎に、造園技術とネイチャーベースドソリューション(NbS)による暑熱対策を行います。資源・雨水循環を取入れ、来場者に寛いでもらえる自然と共生した憩いの空間を提供します。



株式会社 サカタのタネ 提供元：株式会社 サカタのタネ

1913年に横浜で創業した(株)サカタのタネは、植物の始まりといえるタネの不思議や面白さ、タネから育てる植物の魅力をお伝えします。新品種の展示などを通じて未来を提案するとともに、植物と人を繋ぐアイデアも提供します。



一般社団法人日本造園組合連合会 提供元：一般社団法人 日本造園組合連合会

日本造園組合連合会に加入している全国の熟練技能者の技を結集させて作庭します。メインとなる石橋アーチ橋の前方に、棚田や東屋など人々の暮らしの風景をつくり、アーチの先には、希望のある未来を感じ取れるような空間を表現します。



株式会社ハイポネックスジャパン 提供元：株式会社 ハイポネックスジャパン

植物の健全な生育には「根張り」が重要です。根張りの促進や花・野菜の生育を力強く支えるために肥料は欠かせない存在です。本出展では普段は目にする事のない土の中の世界に焦点を当て、植物の生育の基盤となる「根づくチカラ」を分かりやすく紹介します。



公益財団法人日本いけばな芸術協会 提供元：公益財団法人 日本いけばな芸術協会

諸流合同で多様ないけばな作品を展示する他、「いけばな文化史年表」や花型に関するパネルを展示いたします。「いけばな」を通じて、自然の持つ美しさや個性、会場にあふれる花の力、作家の想いをこめたいけばな芸術の神髄をこころゆくまでご覧ください。

海軍道路の桜並木再生に向けて

旧上瀬谷通信施設地区で進めている「新たな桜の名所づくり」に向け、海軍道路の桜並木の再生が着々と進んでいます。

現在、樹木医による診断で、健全とされた桜(ソメイヨシノ)は、新たな公園等に移植するとともに、開花時期や花の色がソメイヨシノに近く、病害虫にも強い「コシノヒガン」への植替えを順次進めています。



植樹式の様子

令和8年1月24日には、地域関係者や、地元小学校の児童、横浜瀬谷高校の生徒に出席いただき、桜の植樹式を開催しました。式典では参加者全員でコシノヒガンへ土かけや水やりを行い、桜並木の再生に向けた第一歩を共有しました。

これまでの桜並木の歴史を継承し、その想いを未来につなぐため、海軍道路と公園を合わせて、約40品種・600本以上の桜で、親しみ愛される新たな桜の名所づくりに取り組んでいます。



拡幅後の環状4号線(歩道部)と新たな公園 将来のイメージ

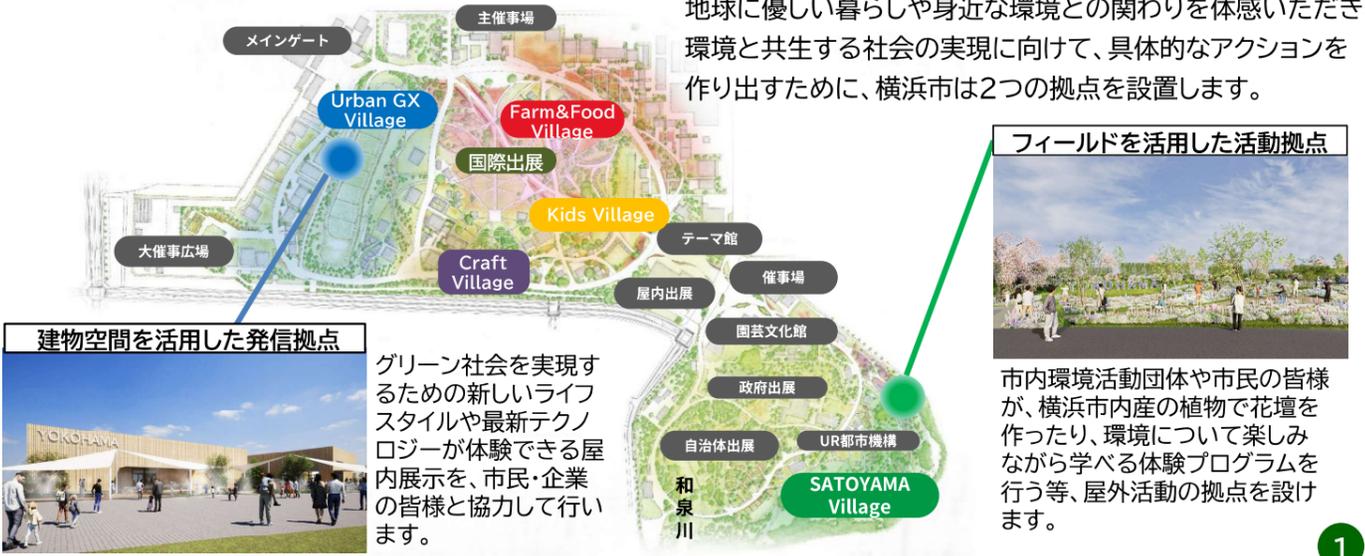


「新たな桜の名所づくり」のイメージ図

■お問合せ先 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 過去のニュースもご覧いただけます
上瀬谷整備事務所 上瀬谷整備推進課
〒246-0003 横浜市瀬谷区瀬谷町5810-6
電話:045-900-0594
E-mail: da-kamisui@city.yokohama.lg.jp

横浜市出展

※会場計画図 (GREEN×EXPO協会提供)



建物空間を活用した発信拠点
グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや最新テクノロジーが体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

地球に優しい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただき、環境と共生する社会の実現に向けて、具体的なアクションを作り出すために、横浜市は2つの拠点を設置します。



フィールドを活用した活動拠点
市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行う等、屋外活動の拠点を設けます。

① 目黒交番前交差点の立体化

目黒交番前交差点における環状4号線の立体化工事を進めています。

7年度は、橋の土台となる(橋台及び橋脚)を整備するとともに、現地で橋の本体部分(橋げた)の組み立てに着手しました。

8年度は橋げたを架設するとともに、橋りょう前後の擁壁区間工事を進め、8年12月の完成を予定しています。



【環状4号線目黒交番前交差点立体化の工事状況】

⑤ 八王子街道の拡幅

八王子街道では、これまで2車線だった道路を4車線に広げる工事を進めており、日常的に渋滞が発生していた目黒交番前交差点付近の拡幅工事が、7年度に完了しました。

8年度も引き続き工事を進め、8年12月の拡幅整備完成を予定しています。

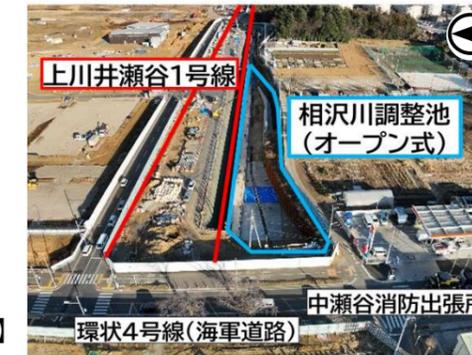


【工事状況(目黒交番前交差点付近)】

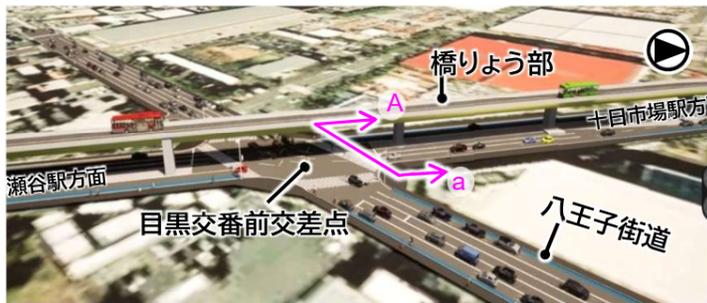
⑧ 道路、上下水道の整備

上川井瀬谷1号線については、車道の拡幅整備を進めており、EXPO開幕までの完成を予定しています。整備後は、EXPO会場へのアクセス路としても使われます。

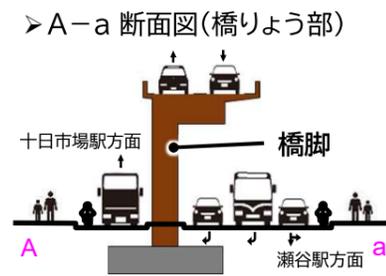
このほか、環状4号線の拡幅工事や上下水道の整備などを引き続き進めていきます。



【上川井瀬谷1号線等の工事状況】



【目黒交番前交差点の立体化の完成イメージ図】



⑨ 相沢川調整池(地下式)の整備

将来の公園の地下に、雨水調整池を整備しています。

地下にコンクリートの構造物(右写真)を設置し、現在は埋め戻す工事を進めています。この雨水調整池は、一般的な小学校のプール約170杯分の水を一時的に貯めることができ、大雨時などに河川に流出する雨水の量を抑制し、地域の浸水に対する安全度を向上させます。



【相沢川調整池(地下式)の工事状況】

②【農業振興地区】農地などの整備

土地活用と農業振興による郊外部の活性化を図るため、将来的に都市農業モデルとなることを目指した農業振興地区を設けています。農業振興地区では、これまで行われてきた農業を継承しつつ、新たに収穫体験など集客的な農業の展開やブランド農産物の創出などについて地権者の方々と検討しています。



【畑地かんがい施設の整備イメージ】

8年度は、引き続き、検討を進めるとともに、畑地かんがい施設など、営農に必要な土台となる基盤整備を進めていきます。

③ 環状4号線中瀬谷消防出張所前の拡幅

環状4号線中瀬谷消防出張所前交差点において、瀬谷駅方面からの右折車両が滞留できる右折レーンの整備を進めています。

④ 瀬谷駅北口駅前広場からGREEN×EXPO会場までの公共空間整備

相鉄線瀬谷駅からEXPOの会場までは、徒歩や自転車によるアクセスが想定されることから、多くの歩行者や自転車が安全に通行できる空間づくりを進めています。

8年度は、瀬谷駅北口駅前広場や環状4号線の徒歩空間を花・緑によって華やかに彩るとともに、EXPOを感じられる装飾などにより、会場に近づくにつれて期待が高まる空間を創り上げていきます。



【駅前広場のイメージ】



【徒歩空間のイメージ】

⑥ 三ツ境下草柳線の整備

EXPO開催までの開通の完成を目指して整備を進めています。

⑦ 瀬谷地内線の整備

中原街道の二ツ上橋交差点を起点とする瀬谷地内線は、相鉄線をくぐるアンダーパス部分の掘削工事などを進めています。

8年度は、EXPO開催期間中に車が一時的に通行できるよう、暫定的な道路整備を行う予定です。



【瀬谷地内線全景】

【トンネル断面図 (EXPO開催時)】
※一時的に車両が通行できるよう工事を進めます。

⑩【防災・公園地区】(仮称)旧上瀬谷通信施設公園の整備

「環境」と「防災」をテーマとした、広域防災拠点ともなる公園の整備を進めています。8年度は、EXPOの開催を見据え、植栽や園路の舗装、将来的に市民利用(環境学習など)の拠点施設となるパークセンター等の整備を進めます。



【和泉川源流部周辺の整備状況】



【パークセンターの整備状況】

広域防災拠点の整備

防災・公園地区に、本市で初めての広域防災拠点を整備します。大規模地震などが起きた場合に全国から集まる応援部隊(消防、警察、自衛隊等)の活動や、市内各避難所に救援物資をいち早く送り届けるための活動を支える防災拠点となります。

横浜市地震防災戦略(7年3月改定)に基づき、12年度に一部機能が発揮できるよう事業を進めていきます。



「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課
担当 古賀、福原
電話 045-671-2064
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧) 「大雨警報」

→ (新) 「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧) 「土砂災害警戒情報」

→ (新) 「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していませんでした。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



GREEN×EXPO 2027 横浜市出展「横浜市民活動フィールド」

サステイナブルな花壇づくりプログラム

参加者募集

横浜市
出展

横浜市民活動
フィールド



横浜市民活動フィールドを
横浜市民出展の一つである
一緒につくる仲間を募集します

募集期間
2026年
3/19-4/30



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

開催期間 2027.3.19 ▶ 9.26 横浜・上瀬谷 ©Expo 2027

公式マスコットキャラクター
トウワック

『GREEN×EXPO 2027』で市民のみなさまが活動・活躍できる場、それが横浜市出展「横浜市民活動フィールド」です



※環境活動団体:

公園愛護会、ハマロード・サポーター、水辺愛護会、環境事業推進委員などのみなさま

横浜市出展「横浜市民活動フィールド」 サステイナブルな花壇づくりプログラム(募集人数約100名)

横浜市民活動フィールドでは、GREEN×EXPO 2027会期前において、共に植え付けや植物管理について学び、サステイナブルな花壇づくりを共につくっていく仲間を募集します。

経験や興味に応じて参加できる2コース(ライトコース、アクティブコース)を用意します。自分に合った関わり方でGREEN×EXPO 2027に向けた花壇づくりに参加してみませんか。

募集期間 2026年3月19日(木)～4月30日(木)

対象

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ・横浜市に在住の方
- ・環境活動団体(公園愛護会、ハマロード・サポーター、水辺愛護会、環境事業推進委員など)で活動している方
- ・2026年4月1日時点で満15歳以上の方(中学生を除く)

活動内容

サステイナブルな花壇づくりを目指した、植物の植え付けやメンテナンス方法を学ぶとともに、プログラムの中でデザインした花壇を、EXPO会場内に自分たちの手で整備します。

活動期間

- ・2026年6月～2027年3月の期間中、月1～2回程度(平日、1日4時間程度)
- ・ライトコース計6回程度、アクティブコース計9回程度

※Webページ内の募集要項などを必ず確認してから、お申込みください
※応募人数が募集人数を超えた場合は、居住区等を考慮しつつ、抽選を行います

詳細情報
ご応募は
こちらから



「三ツ境駅北口のバリアフリー化」が完了します

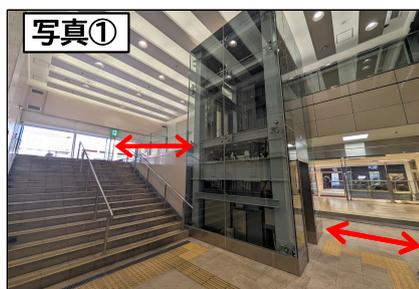
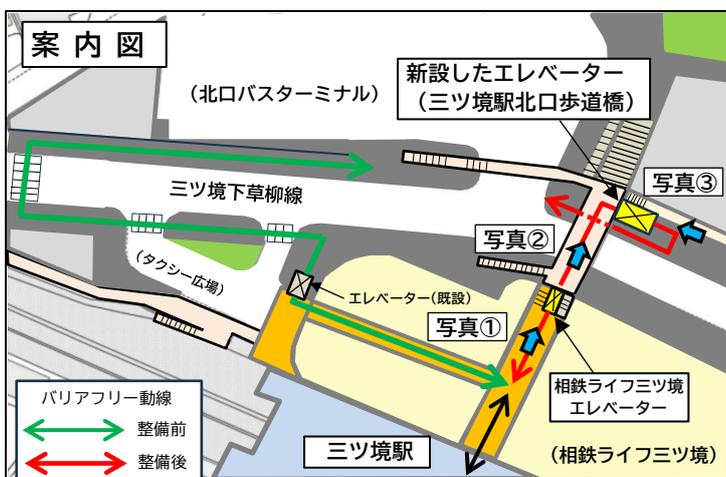
～「駅改札口から北口バスターミナル」まで誰もが最短経路でアクセス可能に～

三ツ境駅北口では、駅改札口と北口バスターミナルを結ぶバリアフリー動線は大きく迂回する必要があり、平成18年度策定の「三ツ境駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、最短のバリアフリー動線の確保が課題となっており、地域からも長年にわたり改善を求める声が寄せられていました。

2027年（令和9年）開催予定の「GREEN×EXPO 2027」のアクセス拠点駅として多数の駅利用者が見込まれる中、新たなエレベーターが3月に完成を迎えることになりました。同じく7年度に（株）相鉄アーバンクリエイティブが整備した相鉄ライフ三ツ境内のエレベーターと連続することで、駅改札口と北口バスターミナル間を誰もが最短経路で安全かつ円滑に移動できるようになります。

供用開始日時：令和8年3月24日（火）午前10時

※日時は、天候等により変更する場合があります



相鉄ライフ三ツ境エレベーター



お問合せ先

(事業・設計に関すること) 道路局施設課バリアフリー対策等担当課長 宮本 康司 Tel 045-671-3559
(工事に関すること) 瀬谷区瀬谷土木事務所副所長 氏家 治 Tel 045-364-1105



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署
令和8年2月28日現在

火 災

区分	年別	令和8年	令和7年	増△減
件数		7	5	2
種別	建物	3	2	1
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	4	3	1
	損害程度	焼損床面積 (㎡)	74	0
死者(人)		0	0	0
負傷者(人)		0	0	0
主な原因	放火(疑い含む)	3	3	0
	たばこ	0	0	0
	こんろ	0	0	0
	電気機器	1	0	1
	配線器具	1	1	0
	上記以外	2	1	1
1日あたり		0.1	0.1	0.00

連合町内会別火災発生件数

連合町内会名	令和8年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	0
三ツ境連合自治会	0
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	2
瀬谷第二地区連合自治会	2
瀬谷第四地区連合自治会	1
南瀬谷自治連合会	0
宮沢連合自治会	0
相沢町内連合会	0
その他	2
合計	7

救 急

区分	年別	令和8年	令和7年	増△減
件数		1,261	1,457	△196
急病		914	1,077	△163
交通事故		41	46	△5
一般負傷		235	276	△41
その他		71	58	13
1日当たり		21.4	24.7	△3.3

分団別火災発生件数

分団名	令和8年
第一分団	0
第二分団	2
第三分団	3
第四分団	2
合計	7

月別火災件数・死負傷者状況

区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件数		4件	3件											7件
死者		0人	0人											0人
負傷者		0人	0人											0人

日付	災害種別	発生場所	内 容
2月1日	その他火災	東野台	市民の森にて発生
2月1日	その他火災	下瀬谷 二丁目	歩道上にて発生
2月23日	建物火災	下瀬谷 三丁目	共同住宅にて発生

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

放火(疑い含む)

による火災が急増!



令和8年3月10日現在

5件の放火(疑い含む)火災が発生!

次のことに気をつけ、火災予防にご協力をお願いします!

- ・火遊び、たばこのポイ捨て等は絶対にしない!
- ・不審な煙や火の気を見かけた際は、速やかに119番通報
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない。



お問合せ先：瀬谷消防署 総務・予防課 045-362-0119

区連会 3月説明資料
令和8年3月18日
瀬谷消防署総務・予防課

多くの自治会町内会に御参加いただきたいことから、開催日を先行してお知らせします。

令和8年度

瀬谷区町の防災組織初期消火合同訓練会について

～開催日が決定しました～

令和8年11月14日(土) 10:00～12:30

場所：瀬谷区役所前 ニツ橋公園芝生広場

【訓練実施内容】

※震災による火災を想定し、町の防災組織4名で初期消火器具（筒先、ホース2本、スタンドパイプ、消火栓キー）を使用し、放水までのタイムを競います。ただし、「安全・確実に」操作することがポイントです。

※参加申し込みについては、7月の区連会で改めて御案内します。



※ 令和8年度は、より多くの自治会町内会の御参加をお待ちしております。



【お問い合わせ】 瀬谷消防署 総務・予防課 電話/FAX:362-0119

「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険
ホームページ

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

市民局地域活動推進課
担当 大内、戸田
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

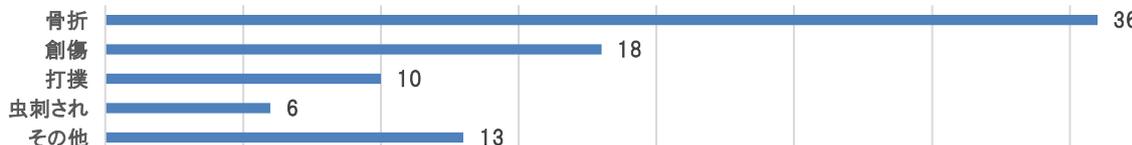
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

見学される方へのお願い

オープンガーデンは参加会場の皆様のご厚意によって成り立っています。
マナーを守ってご見学いただけますよう、お願いいたします。

- お庭を傷つけないよう、植物や置物には触れず、足元にもご注意ください。またお庭の中では日傘のご使用はご遠慮ください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- 自転車をご利用の際は、通行の妨げとなる場所や周囲の方にご迷惑となるような駐輪はご遠慮ください。
- 個人宅のトイレは利用できません。公衆トイレなどをご利用ください。
- 会場で写真撮影の際は、許可を得ていない人の顔や表札等個人が特定できるものが映り込まないように、十分ご注意ください。
- 見学中の道路やお庭でのけがや事故については、ご自身の責任でお願いします。
- ペットをお庭に入れることは、許可がない限りご遠慮ください。
- 会場のお庭や花壇の植物の種子を採取したり、苗を求める行為はご遠慮ください。
- お庭により公開方法が違うため、他のお庭と比べないでください。

開催期間中のお庭・花壇は、「プレート」と「のぼり旗」が目印です



プレート

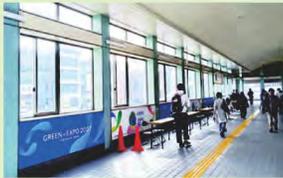


のぼり旗

オープンガーデン特設案内所

設置期間 4月10日(金)～4月12日(日)、5月8日(金)～5月10日(日) 各日10時～15時
設置場所 瀬谷駅南北自由通路、三ツ境駅南口

オープンガーデンの開放期間に合わせてパンフレットの配布や各会場のアクセス、みどころ等の案内を行うオープンガーデン特設案内所を設置します。



瀬谷駅南北自由通路



三ツ境駅南口

主催 瀬谷区役所 協力 横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会

問合せ 瀬谷区区政推進課企画調整係(〒246-0021 瀬谷区ニッ橋町190) TEL:045-367-5632 FAX:045-365-1170

瀬谷 オープンガーデン SEYA OPEN GARDEN 2026

44. 相鉄線三ツ境駅前広場花壇

20. 東野第一公園

51. 吉田さんのお庭

67. 日向日山頂公園

29. Street Garden 365

35. 瀬谷4丁目公園

58. 相澤さんのお庭

26. 荒原さんのお庭

48. 高野さんのお庭



瀬谷区の
マスコットキャラクター「セヤまる」

開催日

開放期間

2026 4/10(金)▶12(日) 5/8(金)▶10(日)
10:00～15:00

外からの見学自由期間

2026 4/10(金)▶5/10(日)



© ITOON/GN
横浜の園芸博覧会
マスコットキャラクター「ガーデンベア」

瀬谷オープンガーデンエリアマップ

オープンガーデンって？

個人のお庭や地域のグループが育てている花壇にスポットをあてて、巡って楽しんでいただく企画です。地域の皆さんが心を込めて手入れしている庭や花壇をご覧ください。

【開放期間】 (4/10(金)~12(日)、5/8(金)~10(日))
お庭の中に入って見学が可能です。
* 開放期間でも敷地外からのご見学いただけない会場がございます。

【外からの見学自粛期間】 (4/10(金)~5/10(日))
敷地外からの見学が可能です。
* 開放期間しかご見学いただけません。ご確認のうえ、ご訪問ください。
* 会場によって公開日時が異なります。ご確認のうえ、ご訪問ください。
* 「OOさんのお庭」は12時~13時の見学はご遠慮ください。



1 上瀬谷エリア
P4~5
1~13

住宅型有料老人ホーム輝の社
株式会社オオスミ
市道五丁目33号線(王子街道)
アトリエデコ
上瀬谷公園
環状4号線・バイパス花壇
横濱市立上瀬谷小学校
café×beer 花やしき
秋本さんのお庭
中屋敷中央公園

2 相沢・東野エリア
P6~7
14~29

移川さんのお庭
相沢六丁目公園
細谷戸第5バス停花壇
相見さんのお庭
相沢谷おばあ公園
井嶋さんのお庭
瀬谷市民の森
東野第三公園
東野第一公園
Casa Pino
東野第二公園
株式会社露木建設
二つ橋小学校西門・正門周辺
横浜水道局三ツ境水道事務所
資源循環局瀬谷事務所
シヤローム三育保育園
横浜サイクリング基地
瀬谷4丁目公園

3 瀬谷駅エリア
P8~9
30~43

横濱市瀬谷センター
橋本橋
相模本線
三ツ境駅
相模線三ツ境駅前広場花壇

5 下瀬谷エリア
P12~13
60~68

日向山下原公園
大森さんのお庭
四季の会
下瀬谷第三公園
下瀬谷櫛桐広場
下瀬谷地域ケアプラザ
下瀬谷第二公園
瀬谷さくら小学校コミュニティ・スクール
青藤さんのお庭(下瀬谷)

4 阿久和・三ツ境エリア
P10~11
44~59

東さんのお庭
三ツ境第二公園
南台交番横
南台花壇
室伏さんのお庭
南台公園
阿久和の庭第二公園
阿久和清士見
小室公園
原中学校
コミュニティ・スクール
いろいろあそび
吉田さんのお庭
小宇佐さんのお庭
相澤さんのお庭

- ウォーキングコース**
- A 竹村町・中屋敷コース
 - B 相沢・細谷戸コース
 - C 東野・相沢コース
 - D 阿久和・西・三ツ境コース
 - E 阿久和・東コース
 - F 本郷・橋戸コース
 - G 下瀬谷・南台・瀬谷コース
 - H ひなた山・下瀬谷コース

Googleマップで参加会場の位置を確認できます!

瀬谷オープンガーデンの参加会場をGoogleマップに掲載しました。

こちらからアクセスできます。▶

※瀬谷オープンガーデン2026終了後、情報を削除します。

1

SEYA OPEN GARDEN 2026

上瀬谷エリア ①～⑬



上瀬谷エリア



- 4・5月に、見学が可能です
 - 4月にのみ、見学が可能です
 - 5月にのみ、見学が可能です
 - 撮影した写真のSNS投稿禁止
 - Google マップ未掲載です
 - スタンプラリー対象外です
- 地図記号
トイレ
学校
公園・緑地等
バス停・バス路線
地産地消マップ掲載店

社…このマークが付いているお庭は、庭の外からのみ見学が可能です

1 住宅型有料老人ホーム輝の社

輝の社の玄関にて季節の花々の彩りを楽しんで頂けるよう、ご来訪の皆さまへのおもてなしとして心を込めて花壇作りをしています。

住所 五貫目町10-38
案内 バス停「八幡神社」から徒歩17分、「瀬谷入口」から徒歩4分

3 横浜市立上瀬谷小学校

今年も学年ごとにデザインを考えて花壇づくりに挑戦！園芸委員会の児童を中心に校内が花いっぱいになるよう取り組んだ様子をお楽しみください！

住所 瀬谷町7140番地
案内 バス停「上瀬谷小学校入口」から徒歩6分

5 café×beer 花やしき

明治から伝わる古木や草花が見られる700坪ほどの広さの庭です。和の花を中心に四季折々の花が咲きます。

住所 竹村町24-1
案内 バス停「竹村町」から徒歩3分

7 中屋敷中央公園

境川を散策しながら中島橋のたもと中央公園で、愛護会員が丹精込めて咲かせた花を是非ご鑑賞ください。

住所 中屋敷一丁目32-1
案内 バス停「中屋敷」から徒歩10分 旧瀬谷銀行前

9 齋藤さんのお庭(相沢)

星の王子様がスペインのパティオ(中庭)を訪れたというテーマの庭です。狭いですが一年中花や実を楽しめる庭を目指しています。

住所 相沢五丁目15-3
案内 瀬谷駅から徒歩11分

11 株式会社オオスミ

「地球のドクター」が環境を想い、大切に育てている花壇です。季節の花々を、ぜひお楽しみください。

住所 五貫目町20-17
案内 バス停「八幡神社」から徒歩10分、「瀬谷入口」下車すぐ

13 旧上瀬谷通信施設地区における工事関係者の環状4号線バイパス花壇(桜花壇協賛企業)

通行する方々に季節の花を楽しんでいただく花壇を作りました。GREEN×EXPO 2027へ向けた機運醸成に取り組んでいます。

住所 瀬谷町7178
案内 バス停「細谷戸第3」から徒歩14分

2 アトリエドコ

上瀬谷公園前にあるアトリエのお庭です。4月はチューリップなどの球根とジュンペリ、5月は宿根草や季節の花々を植えました。八幡神社の桜も綺麗です。

住所 上瀬谷町43-41
案内 バス停「八幡神社」から徒歩3分

4 深沢さんのお庭

自家採取した種から、育てたパンジーをお楽しみ下さい。去年の5月に採取して、8月に蒔いたものです。

住所 竹村町13-53
案内 バス停「竹村町」から徒歩1分

6 秋本さんのお庭

オールドローズ、モダンローズに宿根草や一年草を添えた野性味のある庭です。ぜひゆっくりとお楽しみください。

住所 竹村町4-11
案内 バス停「中屋敷」から徒歩4分

8 本郷四丁目第二公園

大きな公園の一角にある花壇です。

住所 本郷四丁目41-1
案内 瀬谷駅から徒歩18分、バス停「細谷戸第5」から徒歩11分

10 1tas1

シンボルプランツのカラーと春の花たち、そして染もの花とのコラボをお楽しみください。

住所 中央38-7
案内 瀬谷駅から徒歩10分

12 細谷戸第5バス停花壇

春にチューリップ、菜の花が開花するように植えました。バス停のそばなので皆さんが喜んで見てくれてうれしいです。

住所 瀬谷町5812
案内 バス停「細谷戸第5」下車すぐ



2

SEYA OPEN GARDEN 2026

相沢・東野エリア

14 ~ 29

上瀬谷エリア P4-5
瀬谷エリア P8-9
下瀬谷エリア P12-13
相沢・東野エリア P10-11



4月 4・5月に、見学が可能です 4月 4月のみ、見学が可能です 5月 5月のみ、見学が可能です

撮影した写真のSNS投稿禁止 Google マップ未掲載です スタンプラリー対象外です

地図記号 トイレ 学校 公園・緑地等 バス停・バス路線 地産地消マップ掲載店

…このマークが付いているお庭は、庭の外からのみ見学が可能です

25 28 はP13へ

14 相沢六丁目公園

さつき、つつじ、アジサイなどの花木やチューリップ、水仙、アネモネなどの春の花が楽しめます。

住所 相沢六丁目53-2
案内 バス停「細谷戸第5」から徒歩4分

16 埴見さんのお庭

一年中花の絶えない庭。東側のバス通りに面した庭は回遊式です。南・西・北側の庭もあり、バラ・カサブランカ・宿根草・花木等が咲きます。 ※4月は外からのみ見学が可能です

住所 相沢七丁目1-1
案内 バス停「東台」から徒歩1分

18 東野第三公園

東野住宅西端の静かな公園です。カンナや萩等を移植し、よく目立ちます。

住所 東野67-9
案内 バス停「幼稚園前」から徒歩5分

20 東野第一公園

閑静な住宅地の中心部にあり公園で住民の癒しの場になっており、かつ子供達もいつも元気に遊んでいます。

住所 東野128
案内 バス停「幼稚園前」から徒歩9分

22 株式会社露木建設

小さなスペースに職人がサイクルされた材料で造りあげた花壇をご覧ください。当社は2027横浜国際園芸博覧会を応援しています。

住所 ニッ橋町423-3
案内 バス停「相沢」から徒歩6分

24 ニッ橋小学校西門・正門周辺、中庭街道「ニッ橋小学校入口信号」周辺

はなさばの子どもたちが「夢の花壇」を考え、植えたい花を選びました。選んだ花を地域の大人と子供たちが力を合わせて植えました。

住所 ニッ橋町507
案内 ニッ橋駅から徒歩13分、バス停「中丸」から徒歩5分

27 Casa Pino

ナチュラルスティック・ガーデンやコテージガーデンにあこがれてシュラブや宿根草をメインに庭づくり中です。 ※開放期間の一部(4月11~12日、5月9~10日)のみ見学可

住所 東野台17-6
案内 バス停「西部病院前」から徒歩9分

15 移川さんのお庭

八重桜の下に咲く、可憐な山野草を見ていただきたいです。 ※5月は外からのみ見学が可能です

住所 相沢五丁目56-1
案内 瀬谷駅から徒歩17分、バス停「幼稚園前」から徒歩8分

17 東野第五公園

東野住宅北端の静かな公園です。隣の市民の森の敷地の後、公園内の花を眺めながらお休みください。

住所 東野88-2
案内 バス停「東台」から徒歩6分

19 井嶋さんのお庭

庭一面にイフヒバ(岩松とも言う)が群生し、中に可憐な山野草が点在しています。花は早春から晩秋まで楽しめます。

住所 相沢七丁目24-1
案内 バス停「幼稚園前」から徒歩3分

21 東野第二公園

東野住宅南端の静かな公園です。公園南側三ヶ所が花壇です。

住所 東野164
案内 バス停「相沢」から徒歩6分

23 シャローム三育保育園

子どもたちが大好きなうさぎさんとあかしら、きいろ…たくさん綺麗なお花が皆さんをお迎えします。

住所 ニッ橋町469番地
案内 ニッ橋駅から徒歩13分、バス停「中丸」から徒歩5分

26 栗原さんのお庭

新緑とツツジ、シャクナゲの花などに彩られた手作り庭をどうぞご覧ください。 ※4月は外からのみ見学が可能です

住所 相沢1-12-2
案内 瀬谷駅から徒歩5分

29 Street Garden365

新品種のバラ、季節毎の寄せ植え、ハンギング小物が飾りますので、365日何時でも外から楽しめるガーデンになっています。 ※雨の日と金・土曜日以外からのみ見学可

住所 東野143-13
案内 瀬谷駅から徒歩20分、バス停「相沢」から徒歩10分



4月5月に見学が可能です 4月のみ、見学が可能です 5月のみ、見学が可能です
 SNS 撮影した写真のSNS投稿禁止 Google マップ未掲載です スタンプラリー対象外です
 地図記号 トイレ 学校 公園・緑地等 バス停・バス路線 地産地消マップ掲載店

※このマークが付いているお庭は、庭の外からのみ見学が可能です

30 横浜サイクリング基地

4月は紅白のハマズキやブルーベリー、5月はアヤマミカンの花が見ごろです。



住所 瀬谷区相沢1-31-4
 案内 バス停「相沢」から徒歩2分

32 大門小学校

ハマロードサポーターの活動で芝桜を植えました。正門周辺の花は、環境栽培委員会の児童と大門サポーターが大切に育てています。



住所 本郷三丁目47-5
 案内 瀬谷駅から徒歩12分、バス停「本郷」から徒歩6分

34 山本さんのお庭

三方向家に囲まれているシェードガーデンなので、あまり沢山のお花は育たないのですが、春から夏はそれなりに咲いてくれます。



住所 中央17-7
 案内 瀬谷駅から徒歩7分

36 横浜市瀬谷センター

瀬谷センターのスタッフが中心となり、色とりどりの花を丹精込めて育てています。黄色、ピンク、白とカラフルな花壇をどうぞお楽しみください。



住所 瀬谷3-18-1
 案内 瀬谷駅から徒歩10分、バス停「瀬谷センター」下車徒歩1分

38 南台交番横花壇

交番横交差点角地に造られた花壇で、花文字を工夫して作りあげています。通学路にありますので子供達にも喜んでらる小さな花壇です。



住所 南台一丁目3-7付近
 案内 バス停「南台交番前」下車すぐ

40 橋戸3丁目左馬社入口

地域の老人会(橋戸第二寿会)の方々がお庭を見えています。道路脇ですので、いつでも観賞可です。



住所 橋戸三丁目20-1
 案内 バス停「橋戸二丁目」から徒歩5分

42 横浜市立瀬谷小学校

栽培環境委員会の児童がコンポストで作った堆肥を使って花を育てています。「はまみらい」というピンクのバラがバス通りから見られます。



住所 相沢四丁目1-1
 案内 瀬谷駅から徒歩5分

31 瀬谷本郷公園

パンジー、ビオラが色とりどりに咲き揃っています。



住所 本郷一丁目70-2
 案内 瀬谷駅から徒歩15分、バス停「本郷」から徒歩6分

33 小島さんのお庭

秋にまいた桜草、ピンクパンサー、忘れな草、ネモヒラがきれいに咲くと思います。駅近ですので気軽に寄ってください。



住所 本郷三丁目13-14
 案内 瀬谷駅から徒歩8分

35 瀬谷4丁目公園

パンジー、ビオラ、ノースポール、チューリップ他、植えました。



住所 瀬谷四丁目15
 案内 瀬谷駅から徒歩5分

37 東さんのお庭

我が家は高台にあり、階段の壁面のラック掛け、平面花壇、土手植え花壇と多岐にわたり花が育っています。4月はパンジー、チューリップ5月はツルバラが中心。



住所 南台一丁目41-12
 案内 バス停「南台交番前」から徒歩4分

39 南瀬谷Bハイツ駐車場横花壇

駐車場のバス通り沿いに昨年造られた花壇です。荒地を開拓して1年間で試行した花壇です。



住所 南台二丁目市営住宅B-29/30
 案内 バス停「南瀬谷小学校」から徒歩1分

41 花まる育苗センター

花まる育苗センターでは、花の大好きなボランティアが毎月2回第13木曜8午前9時から11時まで会話しながら笑顔で活動しています。いろいろな種から苗を育て、春と秋に瀬谷の保育園や小学校に苗をお届けしています。



住所 橋戸三丁目46-8
 案内 バス停「橋戸二丁目」から徒歩10分

43 吉野さんのお庭

パンジーやビオラ、金魚草にガーデンクラメンなどが咲いています。クレマチスも咲く予定です。



住所 本郷3-9-5
 案内 瀬谷駅から徒歩8分



4月 4・5月に、見学が可能です 4月 4月のみ、見学が可能です 5月 5月のみ、見学が可能です

撮影した写真のSNS投稿禁止 Google マップ未掲載です スタンプラリー対象外です

地図記号 トイレ 学校 公園・緑地等 バス停・バス路線 地産地消マップ掲載店

…このマークが付いているお庭は、庭の外からのみ見学が可能です

45 59 はP13へ

44 相鉄線三ツ境駅前広場花壇

地元有志 横浜花博連絡協議会として、GREEN×EXPO 2027にむけ、皆さまに楽しんでもらえるような花壇を作っています!

住所 三ツ境 4
案内 三ツ境駅からすぐ



47 三ツ境第6公園

「いつも花一杯」を目標に、花づくりをしています。水仙、ダリア、あじさい、つつじなど年間を通じ、季節の花が楽しんでいただけます。お立ち下さい。

住所 三ツ境 153-31
案内 バス停「住宅前」から徒歩4分



49 阿久和大原公園

道路側と大きな花壇には春の花、小さな花壇には球根ミックスを子供達と植えました。どんな出来栄か楽しみです。

住所 阿久和東一丁目44
案内 バス停「上阿久和」から徒歩9分



51 吉田さんのお庭

バラとクレマチスで庭が花でいっぱい。ピエール・ドゥ・ロンサールなどのバラの新芽の誘引がうまくできました。たくさんの花が咲くと思います。お楽しみにしてください。

住所 阿久和東二丁目7-26
案内 バス停「谷戸阿久和」から徒歩1分



53 相澤さんのお庭

バラはオールドローズとイングリッシュローズをメインに100種類程度、コンパニオンプランツはクレマチスとジギタリスを植えています。

住所 阿久和東四丁目8-12
案内 バス停「阿久和」または「原店」から徒歩3分



55 デイサービス元氣村

デイに通うご利用者様と一緒に作ったお庭です。まだまだ、作っている途中ですがぜひ御覧いただければと思います。

住所 南台 1-20-1
案内 バス停「中央商店街」から徒歩6分



57 三ツ境大原第2公園

小さな花壇ですが、道路に面しておりますので、近くの人々の癒やしになっております。お散歩がてらどうぞ。

住所 三ツ境 89番地
案内 バス停「旭ヶ丘」から徒歩4分



46 三ツ境公園とロータリー

ロータリーから三ツ境公園までお楽しみください。

住所 三ツ境 179-23
案内 バス停「住宅前」から徒歩2分



48 室伏さんのお庭

植木に囲まれた庭園にチュウリップ、ユリ等が咲いています。春夏秋冬、花が咲く美しい庭です。近隣にアソシエイト乗馬学校(80頭)、観正寺(曹洞宗)があります。

住所 阿久和西一丁目4-4
案内 バス停「三ツ境小学校前」から徒歩3分



50 いろあそび

デルフィニウム、オルレア、ピオラを手作りで作りました。綺麗に作られた花を見にいらしてください。

住所 阿久和東二丁目49-8
案内 バス停「谷戸阿久和」から徒歩8分



52 貉窪公園

春のお花を見にいらしゃいせんか。

住所 阿久和西三丁目52-6
案内 バス停「原店」から徒歩5分



54 カーサプラチナ三ツ境

長屋門公園の向かいに施設があり、中庭には四季折々の花々が鑑賞できます。春の桜の花木と中央の高低い丘に面して咲く花々の調和をぜひご見学にお越しください。

住所 瀬谷区三ツ境 80-1
案内 バス停「上阿久和」から徒歩7分



56 原中学校コミュニティ・スクール

春のお花が咲いています。お散歩の途中でぜひお立ち寄りください。

住所 阿久和西2-1-6
案内 バス停「原中学校前」から徒歩1分



58 小宇佐さんのお庭

球根の花以外は種子から育ててみました。何種類の花を楽しむことができますか?探してみてください。

住所 瀬谷区阿久和西3-2-12
案内 バス停「向原」から徒歩3分



5

SEYA OPEN GARDEN 2026

下瀬谷エリア

60~68



- 4月 5月に見学が可能です
- 4月のみ、見学が可能です
- 5月のみ、見学が可能です
- 撮影した写真のSNS投稿禁止
- Google マップ未掲載です
- スタンプラリー対象外です
- 地図記号
- トイレ
- 学校
- 公園・緑地等
- バス停・バス路線
- 地産地消マップ掲載店

※このマークが付いているお庭は、庭の外からのみ見学が可能です

60 横浜市下瀬谷地域ケアプラザ

グリーンボランティアが中心となりガーデニング活動を行っています。お気軽にお立ち寄りください。認知症予防ミニハーブコーナーが好評です。



62 下瀬谷藤棚広場

下瀬谷の相沢川に隣接する広場で、春には藤棚を中心に花壇と花木の花が咲いています。ベンチも設置されていますので散歩途中にお立ち寄りください。



64 齊藤さんのお庭(下瀬谷)

デルフィニウム・ランタナ等が咲いています。
※開放期間のみ見学が可能です(5月8-10日)



66 大森さんのお庭

我が家の花はプランター植えです。植物の種類が多いです。種から育てた草花、宿根草や1年草花が途切れなく季節の花が色々咲き進む方がいつも声をかけてくださいます。



68 瀬谷さくら小学校コミュニティ・スクール

パンジー、ヒオラを中心に春のお花がいっぱいです。お散歩の途中、お立ち寄りください。



61 下瀬谷第三公園

相沢川を散策しながら立ち寄れる公園です。四季折々のお花をお楽しみください。



63 下瀬谷第二公園

多種・多様な花が咲いている公園です。アガパンサスも多く素敵です。



65 四季の会

いろいろな植物が土の中で出番を待っています。雑多な花壇ですが「よく咲いていますね」と言われるのが嬉しくて時間をみつねては土いじりをしています。



67 日向山下原公園

チューリップやムスカリ、菜の花は4月頃花盛りとなります。5月に入ると、学校の花菖蒲が見ごろを迎えます。



25 資源循環局瀬谷事務所

土壌混合法で栄養価の高い土を使用し、綺麗な花をたくさん咲かせて皆さまをお迎えします。



28 横浜市水道局三ツ境水道事務所

事務所前の花壇に季節折々の花を植え、GREEN×EXPO 2027機運醸成に取り組んでいます。



45 ニツ橋公園

GREEN×EXPO 2027に向けて皆様に楽しんでもらえるような花壇を設けました。ぜひ、お楽しみください。



59 瀬谷土木事務所

花と緑に囲まれた庭園で、やすらぎの時間をどうぞ。
※土・日曜日、祝日は見学不可



下瀬谷エリア

瀬谷オープンガーデン ウォーキングコースのご案内

※移動時間に見学時間は含まれません。幅の狭い道がありますので、通行にはご注意ください。
※長時間歩く箇所もありますので、こまめに休憩と水分をとるようにしてください。

- | | | |
|---|----------|------------|
| A 竹村町・中屋敷コース | 会場数 9会場 | 移動時間 約120分 |
| 相鉄線「瀬谷駅」→バス停「瀬谷駅」→〔バス〕間14・間15・瀬01・瀬03系統→バス停「八幡神社前」→
2 → 1 → 11 → 3 → 13 → 4 → 5 → 7 → 6 → 相鉄線「瀬谷駅」 | | |
| B 相沢・細谷戸コース | 会場数 8会場 | 移動時間 約70分 |
| 相鉄線「瀬谷駅」→バス停「瀬谷駅」→〔バス〕瀬31系統→バス停「東台」→
16 → 12 → 14 → 15 → 8 → 9 → 10 → 42 → 相鉄線「瀬谷駅」 | | |
| C 東野・相沢コース | 会場数 15会場 | 移動時間 約90分 |
| 相鉄線「三ツ境駅」→44 → 28 → 25 → 24 → 23 → 27 → 20 → 17 → 18 → 19 →
29 → 21 → 22 → 30 → 26 → 相鉄線「瀬谷駅」 | | |
| D 阿久和西・三ツ境コース | 会場数 10会場 | 移動時間 約60分 |
| 相鉄線「三ツ境駅」→バス停「三ツ境駅前」→〔バス〕境11・い04系統→バス停「原店」→
52 → 58 → 56 → 48 → 57 → 59 → 47 → 46 → 45 → 44 → 相鉄線「三ツ境駅」
＜「いずみ野駅」より、〔バス〕い04系統を利用して、バス停「原店」へお越しいただけます。Dコースをお巡りいただけます。＞ | | |
| E 阿久和東コース | 会場数 6会場 | 移動時間 約65分 |
| 相鉄線「三ツ境駅」→バス停「三ツ境駅前」→〔バス〕境01・戸17・戸19系統→バス停「阿久和」→
53 → 51 → 50 → 54 → 49 → 44 → 相鉄線「三ツ境駅」
＜「戸塚駅」より、〔バス〕戸17・戸19系統を利用して、バス停「阿久和」へお越しいただけます。Eコースをお巡りいただけます。＞ | | |
| F 本郷・橋戸コース | 会場数 7会場 | 移動時間 約90分 |
| 相鉄線「瀬谷駅」→34 → 33 → 43 → 31 → 32 → 40 → 41 → 相鉄線「瀬谷駅」 | | |
| G 下瀬谷・南台・瀬谷コース | 会場数 9会場 | 移動時間 約70分 |
| 相鉄線「瀬谷駅」→バス停「瀬谷駅南口」→〔バス〕瀬02・立01系統→バス停「下瀬谷三丁目」→
60 → 62 → 61 → 39 → 65 → 38 → 37 → 36 → 35 → 相鉄線「瀬谷駅」
＜「立場駅」、「いずみ野駅」より、〔バス〕立01系統を利用して、バス停「下瀬谷三丁目」へお越しいただけます。Gコースをお巡りいただけます。＞ | | |
| H ひなた山・下瀬谷コース | 会場数 6会場 | 移動時間 約75分 |
| 相鉄線「瀬谷駅」→バス停「瀬谷駅南口」→〔バス〕瀬02・立01系統→バス停「ひなた山バザール前」→
67 → 66 → 68 → 65 → 64 → 63 → 相鉄線「瀬谷駅」
＜「立場駅」、「いずみ野駅」より、〔バス〕立01系統を利用して、バス停「ひなた山バザール前」へお越しいただけます。Hコースをお巡りいただけます。＞ | | |

(※)・・・会場の公開期間が限定されておりますので、見学の際はご注意ください。

瀬谷オープンガーデン×よこはまウォーキングポイント スタンプラリー

スタンプラリーは瀬谷北部(コースA・B・C・F)と瀬谷南部(コースD・E・G・H)2種類があります。
※一部会場はスタンプラリーの対象外となります。

- 期間** 令和8年4月10日(金)から5月10日(日)まで
参加方法 よこはまウォーキングポイントのアプリを起動して、各スポットで「マップ」画面上のスポットを選択。「スタンプを獲得する」を押してください。
(順不同OK・1日で回らなくてもOK)



アプリのダウンロード・登録方法は



景品 5ヵ所以上チェックインした方に景品をプレゼント

案内所(瀬谷駅・三ツ境駅)※お庭開放期間のみ、又は、瀬谷区役所区政推進課(3階37番窓口)でスタンプイベント画面をご提示頂いた方にオリジナルグッズをプレゼント!
景品の引き換えは5月29日(金)まで(景品がなくなり次第終了とさせていただきます。)



瀬谷オープンガーデン2026を みんなで歩いてめぐろう

2つの区民サークルによるウォーキングイベントを紹介します。

4月 瀬谷オープンガーデン公園巡り
～花招く瀬谷の街を 徒歩旅で～

日程 4月11日(土)
集合 8時45分
瀬谷駅北口公園(瀬谷駅より徒歩3分)
解散 12時00分頃 瀬谷駅北口公園
距離 約9km
参加費 無料
事前申込 不要。当日、直接集合場所
問合せ 名電:080-5683-2784

QRコード

その他詳細は右の二次元コードから▶

主催 瀬谷水緑の健康ウォーキングの会

5月 三ツ境・阿久和地域のオープンガーデン花巡り

日程 5月9日(土)
集合 9時～9時15分受付 三ツ境駅前広場
解散 12時30分頃 相澤良牧場
距離 約5km
参加費 一人300円(当日集金します)
持ち物 飲み物、マイナンバーカード又は資格確認書、雨具等
事前申込 不要
問合せ せや・ガイドの会
竹見:090-3900-6469

QRコード

その他詳細は右の二次元コードから▶

主催 せや・ガイドの会

市内に広がる「オープンガーデン」の輪

4月から5月にかけて市内各所でオープンガーデンが開催されます。他区のお庭にもぜひ足を運んでみませんか？



16 瀬谷オープンガーデン

旭区 2026旭オープンガーデン

開催期間(外からのみ見学できる期間) 令和8年4月3日(金)~5月10日(日)
 特別公開期間(一部のお庭に入れる期間) 令和8年4月17日(金)~19日(日)
 5月8日(金)~10日(日) 各日10時~15時

会場 旭区内100会場(予定)

- 1 特設案内所**
 - 二俣川駅改札付近・鶴ヶ峰駅連絡通路に設置(特別公開期間の各日10時~15時)
 - パンフレットの配布及びアンケートを実施
- 2 スタンプラリー**
 - よこはまウォーキングポイントと連携したスタンプラリーを実施



旭区マスコットキャラクター あさひくん



詳しくはこちら

港北区 第14回 港北オープンガーデン

現地公開 令和8年4月17日(金)~19日(日)
 5月8日(金)~10日(日)
 各日10時~16時

会場 港北区内147会場(予定)

- 1 特設案内所**
 - 日吉駅、りそな銀行綱島支店横、大倉山駅に設置(10時~16時)
 - パンフレットの配布やスタンプラリーの景品交換など
- 2 ルート案内ツアー**
 - ボランティアガイドと一緒に会場のお庭を巡ります
 - 日吉・綱島・大倉山・菊名・新横浜エリアで実施
- 3 フォトコンテスト**
 - 来場者の皆さまが撮影した写真を募集してフォトコンテストを初開催! 入賞者には素敵なプレゼントも!



港北区マスコットキャラクター



詳しくはこちら

栄区 「桂台地区オープンガーデン」「上郷ネオポリス&SDGs推進のまちオープンガーデン」

「区内の花と緑の魅力スポット」を紹介するパンフレットの中で、地域のみなさんが主催しているオープンガーデンをご紹介します。

イベント開催日 5月9日(土)~5月10日(日)
 パンフレット配布場所 栄区内区民利用施設、栄区役所等
 パンフレット配架時期 令和8年4月下旬



栄区いたち川マスコット タッチーくん



詳しくはこちら

市内に広がるオープンガーデンの輪

市庁舎展示会開催します

開催期間 令和8年4月8日(水)~21日(火) 各日9時~21時
 ※初日は午後から展示を開始し、最終日は午前までの展示となります。
 開催場所 横浜市役所1階 展示スペースB
 オープンガーデンを開催している瀬谷、旭、港北、栄の4区のイベント開催期間に合わせて展示会を実施します。展示会では、市内の各地域の皆さまが心を込めて手入れしている庭や花壇の魅力を発信します。



限定グッズのプレゼント

3区以上のオープンガーデンスタンプラリーに参加した方に、オリジナルポーチをプレゼント!
 ※各区先着30人限定(予定)
 ※スタンプラリーの参加方法はP15参照



瀬谷オープンガーデン 17

A1クラスの国際園芸博覧会 37年ぶりの日本開催 GREEN×EXPO 2027

GREEN×EXPO 2027 開催概要

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。

開催期間 2027年3月19日(金)～9月26日(日)

開催場所 旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

テーマ 幸せを創る明日の風景

開催者 GREEN×EXPO協会
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



(公社) 2027年国際園芸博覧会協会より提供

チケットやボランティア募集などの最新情報は公式WEBサイトへ



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

横浜スタジアム約28個分、約100ヘクタールの広大なエリア 1000万株の花と緑が集結

四季折々の花と緑が集い、豊かな自然や生物多様性を体感できる空間が広がります。会期初めには、約40種600本の桜が咲き誇ります。



GREEN×EXPO 2027に向けた瀬谷区内での取組

瀬谷応援プログラム

GREEN×EXPO 2027を盛り上げるため、地域の皆様が行う取組を応援するプログラム(花苗の無料配布、推進協議会のロゴ・名義使用申請の受付など)を行っています。



瀬谷応援プログラムの詳細は、右の二次元コードまたは

瀬谷応援プログラム **検索**



主催 横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会

カウントダウン企画

開催が一步ずつ近づくとGREEN×EXPO 2027に向けて、節目に合わせた様々な企画を瀬谷区役所と推進協議会が協力して実施しています。



カウントダウン企画の詳細は、右の二次元コードまたは

GREEN×EXPO 2027 カウントダウン企画 **検索**



主催 横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、瀬谷区役所

記念すべき10回目の開催
瀬谷オープンガーデン

瀬谷オープンガーデンは、今年の開催で記念すべき第10回を迎えることができました。これもひとえに、長年にわたりご参加・ご協力いただいた皆さまの温かいお力添えの賜物です。心より御礼申し上げます。

今年も区内のいたるところが花と緑で華やかに彩られます。個人宅や地域の花壇を巡りながら、瀬谷ならではの春の風景を存分にお楽しみいただければ幸いです。そして、来年はいよいよGREEN×EXPO 2027が開催されます。瀬谷オープンガーデンを通じて、皆様に花と緑を身近に感じていただき、GREEN×EXPO 2027開催に向けたさらなる機運の高まりにつながればと願っております。

皆さまのご来場を、心よりお待ちしております。



これまでの開催の様子

第1回(2017年)

日程 5月12日～14日
参加会場 33会場

初開催の瀬谷オープンガーデン。区内の素敵なお庭や花壇を紹介しました。



第2回(2018年)

日程 4月20日～22日、5月11日～13日
参加会場 34会場

花の時期に合わせて、4月と5月の2回開催になったことで、楽しめる花の種類が増えました。



第3回(2019年)

日程 4月19日～21日、5月10日～12日
参加会場 42会場

瀬谷区制50周年記念イベントの一つとして、瀬谷の魅力である「花と緑」をテーマに、50周年を華やかに盛り上げました。



第4回(2020年)

日程 4月17日～19日、5月15日～17日
参加会場 46会場

新型コロナウイルス感染症の影響により瀬谷オープンガーデンも中止に伴い、各会場の花の様子を区HPやSNSで紹介しました。



第5回(2021年)

日程 4月16日～18日、5月14日～16日
参加会場 44会場

新型コロナウイルス感染症の影響に注意しながら、2年ぶりの瀬谷オープンガーデンを開催することができました。



第6回(2022年)

日程 4月15日～17日、5月13日～15日
4月8日～5月29日(外から観賞可能期間)

参加会場 47会場

2022年からはお庭に入って楽しめる期間に加え、お庭の外から観賞できる期間も新たに設けたことで、より長い期間お楽しみいただけるようになりました。



第7回(2023年)

日程 4月14日～16日、5月19日～21日
4月7日～5月28日(外から観賞可能期間)

参加会場 57会場

港北、旭、栄区と連携し、市庁舎で展示を行うなどオープンガーデンの魅力のPRを行いました。



第8回(2024年)

日程 4月5日～7日、5月10日～12日
4月5日～5月12日(外から観賞可能期間)

参加会場 55会場

前年度から引き続き、瀬谷オープンガーデンの開催に合わせて、区民サークルによるウォーキングイベントなどを実施しました。



第9回(2025年)

日程 4月4日～6日、5月9日～11日
4月4日～5月11日(外から観賞可能期間)

参加会場 63会場

GREEN×EXPO 2027に向けた取組「地球1個分で暮らそうSTYLE100」にて瀬谷オープンガーデンを紹介いただきました。



第10回(2026年)

日程 4月10日～12日、5月8日～10日
4月10日～5月10日(外から観賞可能期間)

参加会場 68会場

GREEN×EXPO 2027まで残り1年!瀬谷オープンガーデンも過去最多の会場数で開催。



ガーデンネックレス横浜
Garden Necklace
YOKOHAMA 2026

美しい港の風景や洗練されたウォーターフロントの街並みを背景に表情豊かな花々を楽しめる「みなとエリア」や、見渡す限りに広がる里山の緑と柔らかな色合いの花々が織りなす「里山ガーデン」を中心に、花々で色鮮やかに彩られる横浜をお届けします。



©ITOON/GN

里山ガーデン



©Photo by MAKI KAWAI

期間

3月19日(木)～5月6日(水)

開催場所

旭区上白根町1425-4
(よこはま動物園ズララシア隣接)

みなとエリア



期間

3月19日(木)～6月14日(日)

開催場所

山下公園、港の見える丘公園、横浜公園、日本大通り、新港中央広場など

横浜ローズウィーク



期間

5月2日(土)～6月2日(火)

開催場所

山下公園、港の見える丘公園、横浜山手西洋館、アメリカ山公園、横浜イングリッシュガーデン など

問合せ先 NTTハローダイヤル 050-5548-8686(6月16日まで 9時～20時)

地域でのお花に関する取組

フラワーロードプロジェクト(海軍道路)

県立横浜瀬谷高校などが中心となって行っているハマロード・サポーター制度を活用した清掃・植栽活動で、春と秋の年2回に海軍道路で実施しています。地域を花で彩るとともに、GREEN×EXPO 2027に向けた機運の醸成を図っています。

主体 県立横浜瀬谷高校の生徒をはじめ、地域の皆さんや企業・団体など多くの方々のご協力によって実施

場所 海軍道路の約1.5km区間



フラワーロード(原・三ツ境エリア)

地域の皆さまと学校が協力し、児童の通学路を彩るフラワーポットを設置することで、まちを美しくするとともに“見守り合い”の環を広げていく取り組みです。沿道のご家庭に花の管理をお願いし、登下校の時間帯に自然と子どもを気にかけていただくことで、安全・安心の通学環境づくりにつながります。

主体 「フラワーロード」整備推進委員会
3校地域学校協働本部、3校学校運営協議会

場所 原・三ツ境エリア



相鉄・東急新横浜線
花みどりスポット

2027年に旧上瀬谷通信施設(旭区・瀬谷区)で開催されるGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)。会場沿線である相鉄線や、相鉄線とつながる東急新横浜線沿いの花や緑が美しいスポットを紹介する冊子を配布しています。ぜひ、瀬谷オープンガーデンと一緒に花みどりスポットを片手に様々な花や緑が美しいスポットに触れるお散歩に出かけてみませんか?

配架場所 瀬谷区役所、瀬谷区内の公共施設など



瀬谷の農畜産物を味わおう
地産地消マップ

多くの方に瀬谷産の農畜産物を味わっていただくため、瀬谷産の新鮮な野菜や果物を販売する直売所や瀬谷産の食材を使用した料理を提供しているお店を紹介する「瀬谷地産地消マップ」を配布しています。

瀬谷オープンガーデンの会場巡ってお花を楽しみながら、瀬谷産の農畜産物の魅力もぜひ味わってみてください!

配架場所 瀬谷区役所、瀬谷区内の公共施設など



瀬谷オープンガーデン2026のマップにも地産地消マップに掲載されているお店(📍)を表示しています! ぜひご注目ください。

瀬谷区内にお住まいで、花と緑に興味のある方へ!
区民ボランティアに参加しませんか?

区民ボランティアや学校と協働して、区内の緑化に取り組んでいます。ボランティアは随時募集中です! お花好きの仲間と一緒に、瀬谷区の緑をより豊かにしませんか?

緑のサポーター
(育苗ボランティア)

ゴーヤ苗やさまざまな季節の花苗を育成しています。苗は区内小学校や保育園に配布して、緑化に取り組んでいます。

活動日時 毎月第1・3水曜日の午前

活動場所 育苗センター(瀬谷区橋戸3丁目46-8)



瀬谷駅北口駅前広場
プランター管理ボランティア

瀬谷駅北口駅前広場に設置したプランターのお手入れを行い、駅前の緑化・美化に取り組んでいます。

活動日時 毎月第4水曜日の午前(12月～2月はお休み)

活動場所 瀬谷駅北口駅前広場



問合せ先 ご興味のある方はお気軽にご連絡ください
〒246-0021 瀬谷区ニッ橋町190 TEL:045-367-5632 E-MAIL:se-kikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜国際園芸博覧会 瀬谷区推進協議会 ニュース



2027年に旧上瀬谷通信施設で開催されるGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)まで、いよいよあと一年！
この開催を地元瀬谷区から盛り上げるため発足した、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会の取組を発信します！

地域一体で盛り上げます！ 令和7年度の取組の振り返り

地域をお花でいっぱい！ 花苗を秋と春に配布しました！（瀬谷応援プログラム）

より多くの皆さまに「花・緑」に親しんでいただけるよう、希望する地域団体へ花苗等を配布しました。
配布した花苗は、子どもから大人まで幅広い世代の方々が交流を深めながら、それぞれの花壇に楽しく植えてくださいました。

また、オリジナルの花壇用プレートを掲示し、GREEN×EXPO 2027のPRするなど、地域の皆さまが手掛けた多彩で魅力あふれる花壇が、瀬谷のまちを華やかに彩っています。

延べ**71団体**に、
合計**7,416苗**の
お花を配布しました！



オリジナル花壇プレート
もつけてみてね！



自由にデコレーションできる！



●「瀬谷応援プログラム」について

ロゴマーク使用や後援名義、HP掲載は随時受付しております。
詳細は右の二次元コード または【瀬谷応援プログラム】で検索 🔍



応援ロゴマーク

瀬谷・旭区オリジナルフレーム切手を監修！ オリジナルのぼり旗で地域に向けてPR！

開催地元区である瀬谷・旭区の名所の魅力が詰まったオリジナルフレーム切手を監修しました。

3月9日から、
瀬谷・旭の郵便局
で販売開始！

※販売状況は郵便局にお問い合わせください。
※3/15から「郵便局のネットショップ」でお取り扱いします。



※デザインイメージ

瀬谷の水や緑をイメージしたデザインののぼり旗**309枚**を、当協議会委員が属する団体で実施する**地域のお祭りやイベント等で飾りました**。地域の皆さんにご注目いただき、開催への期待感を高めました。

児童と保護者の方が興味深くのぼり旗を見てくださるなど、とても良いPRになっています！



カウントダウンイベントを開催しました！

700

日前

4/18

GREEN×EXPO 2027会場周辺を楽しく巡る

区民サークルと連携したウォーキングイベント

4月19日にGREEN×EXPO 2027の会場となる上瀬谷周辺で、「瀬谷オープンガーデン2025」の会場や史跡を楽しく巡りました。



600

日前

7/27

GREEN×EXPO 2027ってなあに？

パネルでわかる展示会

7月23日からGREEN×EXPO 2027に関するパネルの展示会を行いました。展示会に合わせて「コーヒーかすで作る！エコな消臭剤づくり体験」なども実施しました。

開催テーマである「花・農・環境」に親しむことができるイベント



500

日前

11/4

SEYA BLOOM MARKET 500

11月1日に瀬谷産の食材を味わえる新鮮野菜の販売やキッチンカーが出店する「せやマルシェ」、そして地元の中学生・高校生が企画した「結婚式場で使用されたお花を活用したバスボムづくり」など、さまざまな企画を実施しました。



400

日前

2/12

会場テーマのひとつである「クラフト」に親しむことができるイベント

せや・irodori(彩り)ビレッジ

2月14日に横浜の地場産業である横浜スカーフの展示や横浜スカーフ親善大使の皆様のスカーフアレンジメントショーに加え、地球にやさしい“ベンガラ”を使った折染め体験など、多彩な企画を実施しました。



1年

日前

3/19

SEYA BLOOMING FESTIVAL

3月15日に開催1年前を記念したイベントを開催しました。



今後も節目にあわせた
さまざまな企画を実施予定！

区役所と一緒に盛り上げます！

小学校での花苗育成授業

ボランティア等の皆様と連携し、区内6校の小学校で種から花苗を育成しました！



横断幕の掲示

区内市立小・中学校全15校と区内の歩道橋に、GREEN×EXPO 2027をPRする横断幕を掲示！



情報発信コーナーの設置

GREEN×EXPO 2027に関する情報発信コーナーを瀬谷区役所1階に設置！



フォトスポット設置

GREEN×EXPO 2027のフォトスポットを瀬谷区役所5階に設置！



令和8年度も、瀬谷区の皆様と一体となってGREEN×EXPO 2027の開催を盛り上げていきます。

GREEN×EXPO 2027とは

GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。

開催期間 2027年3月19日～9月26日

開催地 神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設

テーマ 幸せを創る明日の風景 Scenery of the Future for Happiness

開催者 公益社団法人2027年国際園芸博覧会

公式HP



【作成】横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会事務局(横浜市瀬谷区区政推進課)
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190
TEL:045-367-5632 FAX:045-365-1170
E-mail:se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp



推進協議会の
様々な取組を
発信しています

せやまる

瀬谷図書館 内装リノベーション アンケートについて

教育委員会では、新しい大型図書館の整備など図書館サービスの向上に向けた取組を進めています。

その一環として、地域図書館を対象に、居心地の向上を目指した内装リノベーションを予定しており、瀬谷図書館も令和8年度にこれに着手します（令和9年夏頃 工事終了予定）。それに先立ち、市民の皆さんのご意見を計画に反映するため、アンケートを実施します。

つきましては、各自治会町内会での周知をお願いします。

1 アンケート期間

4月8日（水）～30日（木）

2 回答方法

- (1) 電子申請システムでの回答（右記 QR コード）
- (2) 図書館・地区センター・子育て支援拠点等に配架のアンケート用紙での回答



3 周知の方法

- (1) 広報よこはま区版4月号、公式X（瀬谷区役所）、すぐーる、パマトコ
- (2) 瀬谷図書館・地区センター・子育て支援拠点等へのアンケート用紙の配架

※地域図書館のリノベーション

居心地の向上を目指して、令和8～11年度に、①「レイアウト見直しによる空間デザイン」、②「床・壁紙の新調などによるコーディネート」、③「机・椅子等什器類の刷新」などにより、閲覧スペース等の市民が滞在する空間を中心に、リノベーションを実施します。

具体的な方向性は、各館ごとに設定します。

【問合せ先】横浜市瀬谷図書館

電話：301-7911 FAX：302-3655

E-mail：ky-seyalib@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ

書類番号
15

1 説明の趣旨

令和8年4月1日から、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

また、利用開始時に必要となる仮ID・パスワード及びマニュアルを送付いたしますので、是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。（従来通り、紙での申請も可能です）

(1) 運用開始予定日時

令和8年4月1日(水)9時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4月1日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

平日 9時から20時まで

土日祝日 10時から17時まで

6 自治会町内会ポータル ログインページ

(1) 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

(2) ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



7 添付資料

(1) 仮ID・パスワード

(2) 自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル

(3) 自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル

瀬谷区地域振興課 鈴木(正)・倉持
電話：367-5691 FAX：367-4423
E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

見本

自治会町内会ポータル 仮 ID・パスワード

1 自治会町内会名 ○○自治会

2

初期 ID	12345-abcd-67890
パスワード	AbcDeFGHi jk l

横浜市自治会町内会ポータル

～①本登録マニュアル～

①本登録マニュアル（仮ID／仮パスワードから登録する）

※自治会町内会の代表者一名が本登録をすれば、その他の利用者を招待できます。代表者のみの作業で問題ありません（招待の方法は、②利用者追加マニュアル参照）

ご注意⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- 配布された「仮ID／仮パスワード」でログイン
- ご自身のメールアドレスを登録し、確認メールで完了
- 以後は「メールアドレス＋パスワード」でログインできます

準備するもの

本登録を始める前に、次の3つをご用意ください

① 仮ID／仮パスワード（紙で配布）

区から配られた用紙をご用意ください。

② メールが受け取れる端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ メールアドレス

ご自身で確認できるメールアドレスをご用意ください。

全体の流れ（5ステップ）

仮ID/仮パスワード → メールアドレス登録 → 確認メール → パスワード設定（本登録） → 本登録完了

- 1 仮ID／仮パスワードでログイン
- 2 メールアドレスを登録
- 3 確認メールを受け取り、リンクを開く
- 4 パスワードを設定（本登録）
- 5 登録完了画面を確認

困ったら：この資料の末尾「FAQ」をご覧ください

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-1

【手順】

- ① 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル 検索

- ② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



- ③ 赤枠の「仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら」のボタンを押します。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

パスワード*

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-2

【手順】

③ 仮ユーザー認証という画面に切り替わり次第、「仮ユーザー名」「仮パスワード」を入力します。

※仮ユーザー名と仮パスワードは、R8年3月下旬に、区役所から自治会町内会宛てに送付しています。

④ 「次へ」ボタンを押します

入力のコツ

- ・大文字／小文字の区別がある場合は、紙のとおりに入力

【画面イメージ】

仮ユーザー認証

管理者から発行された仮ユーザー情報を入力してください

仮ユーザー名*

(例) 10001-cell-000

管理者から発行された仮ユーザー名を入力してください

仮パスワード*

.....

管理者から発行された仮パスワードを入力してください

次へ

手順2：メールアドレスを登録する

確認メールが届くアドレスを入力します

手順2

【手順】

- ① ご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「登録メールを送信」を押します。
- ③ メール送信完了画面が出ます。

注意（入力ミスを防ぐ）

- ・ @ の前後に空白が入らないように
- ・ 最後が「.com」「.jp」など、正しいか確認

【画面イメージ】

メールアドレス登録

登録対象を確認して本登録用のメールアドレスを入力してください

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

鶴見区

メールアドレス*

example1@example.com

本登録用のリンクをこのメールアドレスに送信します

登録メールを送信



メール送信完了

ご登録いただいたメールアドレスに、本登録用のリンクを送信しました。
メールに記載されたリンクをクリックして、本登録を完了してください。

※ リンクの有効期限は24時間です。

※ メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。

トップページへ

手順4：パスワードを設定して本登録

次回以降のログインに使うパスワードを決めます

手順 4

【手順】

- ① 新しいパスワード（任意）を入力
※パスワードは8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合をお願いします。
- ② もう一度同じパスワードを入力
- ③ 「登録する」を押します

注意点

- ・ 推測されやすいもの（生年月日など）は避ける

パスワード設定

本登録

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

メールアドレス: example1@example.com

氏名とログイン用のパスワードを設定してください。

氏名*

自治会 太郎

パスワード*

.....

8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合

パスワード(確認)*

.....

登録する

手順5：登録完了・次回からのログイン

本登録が終わったら、メールアドレスでログインできます

手順5



本登録が完了しました

仮登録後は自動でログインされます。

この後別途マニュアルに従って申請手続きを進めてください。

後日再ログインする際は、メールアドレスと設定したパスワードが必要となります。

次回から必要になるもの

- ご自身のメールアドレス
- 設定したパスワード

【次回ログイン画面】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

example1@example.com

パスワード*

.....

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

2回目以降は、
設定したアドレスとパス
ワードでログインします。

よくある質問 (FAQ)

よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 仮ID／仮パスワードでログインできません

A. まず入力ミスが多い部分を確認します。

- ・大文字／小文字、数字を正確に入れているか、再度ご確認をお願いします。

Q2. 確認メールが届きません

A. 「迷惑メール」などのフォルダを確認します。

入力したメールアドレスが正しいかも見直してください。

それでも届かない場合は、別のメールアドレスで試すか、区の担当者にご相談ください。

Q3. 仮ID／仮パスワードをなくしてしまったら？

A. 再度、区の担当者に発行依頼をしてください。

Q4. 仮ID/仮パスワードはいつまで保管をしておけばよいのでしょうか

A. 一度本登録に使用いただいた、仮ID/PWは、再利用できないため保管不要です。本登録が終わったタイミングで、**破棄**していただいて問題ございません。また、**仮ID/仮パスワードを**、複数人で使いまわすこともできません。代表者の変更等で、仮ID/仮パスワードが再度必要な場合は区の担当者へご連絡ください。

Q5.代表者だけでなく利用メンバーを追加したい

- A. 代表者向けにお送りしている、【②利用者追加マニュアル】を確認いただき、手順に沿って追加が可能です。

横浜市自治会町内会ポータル

～②利用者追加マニュアル～

②利用者追加マニュアル

※①本登録マニュアルで作業をいただいた後に、
代表者が利用者の追加をすることができます。

ご注意 ⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- 代表者としてログインし、必要なメンバーを追加することができます。
- メンバーの追加は、管理者（全ての操作が可能）とメンバー（一部の操作が可能）の2パターンで招待可能です。

① ログインID・パスワード

【①本登録マニュアル】で作成した、ログインIDとパスワードが必要です。

② 端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ 招待する方の情報

メールアドレス、氏名（姓・名）、役職（会長/副会長/会計など）

全体の流れ（3ステップ）

ログイン→トップページのメニューからアカウント追加→メンバー招待

- 1 ご自身で作成したIDとパスワードでログイン
- 2 トップページからアカウント管理をクリック
- 3 招待したいメンバー情報を入力

手順1：ID／パスワードでログイン

ご自身で作成されたIDとパスワードでログインをします。

手順1

【手順】

①横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

②ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



③ご自身で作成されたID（メールアドレス）とパスワードを入力します。

④アドレス、パスワードがいずれも正しいことを確認し、ログインボタンを押してください。

【画面イメージ】



横浜市自治会町内会ポータル
オンライン申請システム

example1@example.com

XXXXXXXX

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

【手順】

- ① トップページ右上の三本線（赤枠）をクリックします。
- ② 三本線をクリック後、アカウント管理メニューをクリックします。すると、次ページのように、画面が遷移します。

The screenshot displays the user portal for the 'Tsurumi Ward 1st Autonomous Administration Manager'. The top navigation bar includes 'Home', 'Notifications', 'Help', and the user's name. A red box highlights the hamburger menu icon in the top right corner. A red arrow points from this icon to the 'Account Management' option in the dropdown menu that appears. The main content area shows a list of reports under 'Current Status Management' and 'Settlement/Budget Management'. The 'Account Management' option is highlighted with a red box in the dropdown menu.

【手順】

- ① 画面が遷移したら、【+招待する】ボタンをクリックします。
 - ② 招待したい方を入力する画面に遷移するので、上から順に入力をお願いします。すべて必須項目となります。（名前・メールアドレス・役職・ロール）
 - ③ すべて入力ができたら、送信するボタンをクリックしてください。
- ※アドレスの入力ミスで、招待できないというお問い合わせがよくありますので、今一度ご確認ください。

【役職 と ロール の違い】

役職：自治会町内会での立場（会長、副会長など）

ロール：システムの権限（管理者／メンバー）

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

【招待画面】 アカウントの招待

下記メールアドレスに招待リンクが送信されます。

氏名(漢字)
姓* 横浜 名* 太郎

メールアドレス
メールアドレス*
example@example.jp

役職
役職
副会長

ロール
ロール
管理者

キャンセル 送信する

招待後の流れ

【手順】

①招待が完了したら、招待をした方にメールが届いているかを確認してください。

②その後、招待相手がメールからリンクをクリックして、自身でパスワードの設定を行い、メンバーの追加が完了となります。
追加ができると、右図の赤枠のように一覧に追加されたことを確認できます。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理 招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

< 1 / 1 >

ホームへもどる

メンバーの情報を編集したい

【手順】

①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。

②編集、削除のメニューが現れるので編集ボタンをクリックすると、最初に招待した時の入力画面が現れるので、適宜修正が可能です。修正箇所を入力して決定ボタンを押せば、変更が完了です。

The screenshot shows the 'アカウント管理' (Account Management) page. At the top, there is a navigation bar with '横浜市自治会町内会ポータル' and user information. Below it, the 'アカウント管理' section contains a table of members. A red arrow points from the text in the instructions to the vertical ellipsis menu icon in the table. Below the table, a modal window titled 'アカウントの編集' (Edit Account) is open, showing fields for name, email, role, and role. A red box highlights the modal, and another red arrow points from the '編集' (Edit) button in the modal back to the table's menu icon. The table has the following data:

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
<input type="checkbox"/> 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
<input type="checkbox"/> メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

The 'アカウントの編集' modal contains the following fields:

- 氏名(漢字): 姓 (田中), 名 (一郎)
- メールアドレス: tanaka@example.com
- 役職: 会計
- ロール: 管理者

Buttons: キャンセル, 決定する

メンバーの削除をしたい

【手順】

- ①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。
- ②編集、削除のメニューが現れるので削除ボタンをクリックすると、最終確認メッセージが出ます。
- ③削除したいメンバー情報に誤りがないことを確認したら、削除するボタンを押せばメンバーの削除が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ		
<input type="checkbox"/>	管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
<input type="checkbox"/>	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00		⋮
<input type="checkbox"/>	メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

< 1 / 1 >

ホームへもどる

メンバー 会計 田中 一郎 tanaka@example.com 2025/9/8 10:15:00

編集
削除

アカウントの削除

下記1件のアカウントを削除してよろしいですか？

メンバー
田中 一郎
tanaka@example.com
2025/9/8 10:15:00

キャンセル 削除する

よくある質問 (FAQ)

Q1. 招待メールが届いていないようです。

A. 迷惑メールを確認してもらい、それでも届いていないようであればメールアドレスの入力ミスがないか見直します。必要なら、もう一度招待を送ります。

Q2. 招待するボタンがありません。

A. 「管理者」ロールでログインしているか確認します。管理者でない場合は、管理者の方に依頼してください。

Q3. まちがったアドレスに招待メールを送ってしまった

- A. まずは、区の担当者へご連絡をしてください。会員以外のメンバーがログインできないように、招待リンクを無効化いたします。

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

書類番号
16

1 趣旨

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

4 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

別紙

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先	R7 瀬谷区実績
<p>拡充 資料1</p> <p>地域防犯カメラ設置補助金</p>	<p>自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円</p>	4～7月末	地域振興課	6台 (3団体)
<p>例年同 資料2</p> <p>自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金</p>	<p>自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり</p>	4～10月末	<p>【4月1日～】</p> <p>横浜市住宅供給公社 (予定) 電話 451-7740</p>	8件 (6団体)
<p>例年同 資料4</p> <p>地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可</p>	<p>自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）</p>	4～6月	地域振興課	
<p>例年同 資料4</p> <p>地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可</p>	<p>自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）</p>	4～6月	地域振興課	
<p>例年同</p> <p>自治会町内会館整備費補助金</p>	<p>昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等</p>	<p>※9年度整備に向けた事前申出</p> <p>4～6月 (予定)</p>	<p>地域振興課 (4月区連会にて案内)</p>	
<p>例年同 資料5</p> <p>町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可</p>	<p>町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）</p>	4～6月	総務課	
<p>例年同 資料3</p> <p>LED防犯灯新規設置事業 ※ポータル申請可</p>	<p>自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設</p>	4～6月	地域振興課	

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



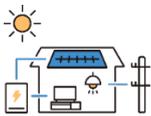
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



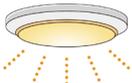
公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

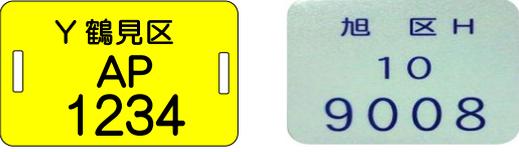
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 瀬谷区地域振興課 電話045-367-5699
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限ります。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

区連会 3月説明資料
令和8年3月18日
瀬谷区地域振興課

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

瀬谷区役所地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金関係書類の御提出について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、御尽力を賜り篤く御礼申し上げます。
さて、4月から新年度を迎えるにあたり、次のとおり補助金関係書類の御提出をお願いいたします。

【提出書類、報告・申請期限】

※ 総会資料も併せてお持ちいただくと手続きがスムーズです

1 令和7年度 補助金関係報告書類

- (1) 令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書（総会資料の写しでも可）
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費内で、1件10万円以上の支出にかかる領収書のコピー

2 令和8年度 補助金関係申請書類

- (1) 令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（総会資料の写しでも可）
- (3) 収支予算書
- (4) 規約（昨年度から変更があった場合）
- (5) 防犯灯関連資料（領収書及び内訳書の写しほか）（4月1日現在、自治会・町内会が所有している灯数が確認できる書類が必要です）

3 口座振替依頼書

令和8年度

- ・地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金
- ・「町の防災組織」活動費補助金
- ・広報紙配布謝金（議会だよりを含む）

を振込するため、振込先口座を記入しご提出ください。

裏面あり

4 報告・申請期限

令和8年6月30日（火）【厳守】

※期限を過ぎた場合には、補助金の交付ができない場合があります。

※ 自治会町内会ポータル（オンライン）による報告・申請

令和8年4月1日より、自治会町内会ポータル（オンライン）が開始されます。別途お知らせする自治会町内会のIDとパスワードでポータルにログインし、現況届・口座振替依頼書・（上記）補助金関係書類の提出をオンラインで手続きすることも可能です。

【説明会・休日受付】

5 説明会の開催について

自治会町内会役員（会長、会計担当）の方に向けた補助金制度の説明会を、2回開催します（同一内容）。必要に応じて、どちらかへご参加ください。

（1）日時・場所：第1回 5月14日（木）19:00～20:00（区役所5階大会議室）
第2回 5月27日（水）19:00～20:00（区役所5階大会議室）

（2）申込開始：4月21日（火）13:00から

（3）申込先：地域振興課 電話：367-5691

※ 自治会町内会ごとにお申込みください。

※ 各日先着40名（各自治会町内会3名以内）

6 各種補助金関係書類の休日受付について

「地域活動推進費補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」について、昨年度に引き続き申請書類の休日受付を行います。

受付日は、5月30日（土）、6月13日（土）を予定しています。詳細については、決定次第お知らせいたします。

担当：地域振興課地域活動係

鈴木（正）・守屋

電話：367-5691

（報告先）
瀬 谷 区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 7 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額×3分の1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。

申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

区名	整理番号

令和7年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	決算額	摘	要
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)
2	地域活動推進費			区役所から交付を受けた地域活動推進費
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数	× 12 か月 = 0 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)
4	事業収入	0		円 円
5	寄付金、祝金等	0		円 円
6	会館使用料	0		円 円
	その他	0		円 円
	団体交付金・謝金	0		円 円
	利息・その他雑入	0		円 円
7	前年度からの繰入金	0		円 円
収入合計		0		

○支出の部

項 目		決算額	摘 要								
事務費	1 会議費	0			円			円			円
	2 事務費	0			円			円			円
	3 人件費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象経費①+②=③		0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て)= </div>								
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円
補助事業費 小計 ④		0									
その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 その他	0			円			円			円
その他 小計 ⑤		0									
次年度への繰越金 ⑥											
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		0									

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

瀬谷区長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
- ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
- ③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、口にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区名	整理番号

令和8年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	予算額	摘	要	
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
2	地域活動推進費	0		次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 900 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 0 円の3分の1(10円未満切捨て)	
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯	
補助金					
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 0 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)		
4	事業収入	0	円 円 円 円 円 円		
5	寄付金、祝金等	0	円 円 円 円 円 円		
6 その他	会館使用料	0	円 円 円 円 円 円		
	団体交付金・謝金	0	円 円 円 円 円 円		
	利息・その他雑入	0	円 円 円 円 円 円		
7	前年度からの繰入金	0	円 円 円 円 円 円		
収入合計		0			

○支出の部

項 目		予算額	摘 要								
事務費	1 会 議 費	0			円			円			円
	2 事 務 費	0			円			円			円
	3 人 件 費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象予定経費①+②=③		0									
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円
補助事業費 小計 ④		0									
その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 予備費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
その他 小計 ⑤		0									
支出合計 (③+④+⑤)		0									

整理番号

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長
横浜市瀬谷区長

(申出者)

所在地

団体名

代表者職・氏名

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所
預金種目	1 普通	2 当座	支所
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

委任者 所在地(申出者と同じ)

団体名

代表者職・氏名

印

受取人 所在地または住所

(受任者)

団体名

職・氏名

※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 金融機関、口座名義人等の欄には、**団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。**
- 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

整理番号

口座振替依頼書

〇年 〇月 〇日

横浜市長
横浜市瀬谷区長

(申出者)

所在地 瀬谷区二ツ橋町190番地

団体名 せや自治会

代表者職・氏名 瀬谷 せやまる

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	瀬谷	銀行 信用金庫 農協	瀬谷	支店 出張所 支所
預金種目	1 普通	2 当座		
口座番号	1234567			
フリガナ	セヤジチカイ カイケイ ミツキョウ コノハ (通帳に記載されているとおり記入してください)			
口座名義人	せや自治会 会計 ミツ境 このは			

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

委任者 所在地(申出者と同じ)

団体名 せや自治会

代表者職・氏名 会長 瀬谷 せやまる

瀬谷印

受取人 所在地または住所 瀬谷区三ツ境153番地7

(受任者) 団体名 せや自治会

職・氏名 会計 ミツ境 このは

※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

令和8年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

(自治会町内会・地区連合町内会)

令和8年3月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

<目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2 ページ
---------------	---------

<令和7年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8 ページ
事業実績報告書 作成例	5～6 ページ
収支決算書 記入例	7～8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

<令和8年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20 ページ
事業計画書 作成例	15～16 ページ
収支予算書 記入例	17～18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21～23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和7年度と同じ手続きと なりませす。 3～12ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

<参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26 ページ
申請書類の提出方法について	27 ページ
申請チェックリスト	29 ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	900円×加入世帯数	公益的活動に係る事務費・事業費 (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円 (基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

<補助対象経費の例>

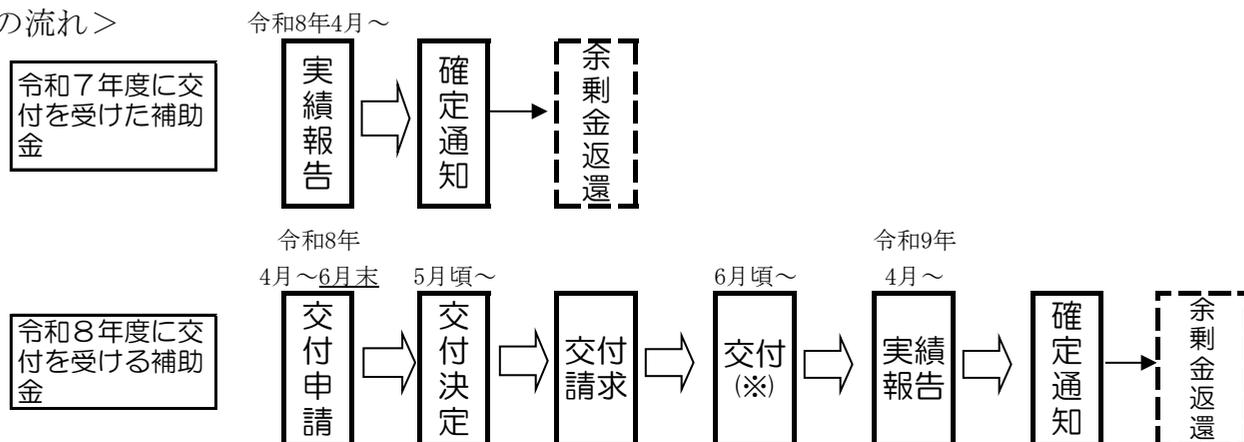
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手続の流れ>



(1) 交付申請（手続の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

- ※ 令和7年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和8年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
(令和7年度活動実績報告書と令和8年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)
- ※ 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。
- ※ 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について**<加入世帯数の把握>**

- ・ **補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。**

- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。確認作業をした上で、交付申請書（第1号様式）内にある「加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。」にチェックをしてください。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、**年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。**（補助金要綱で義務付けられています。※1件あたり10万円未満で提出を省略した領収書も同様に保管が必要です。）
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求等があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和7年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和7年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合があるほか、令和8年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

（報告先）

区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

_____ 円

<自治会町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

_____ 円

<地区連合町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

「申請にあたっての確認事項」について、確認を行い、をしてください。

令和7年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和8年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名
1月	防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和7年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気にも恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和7年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と記載します。

項 目	決算額	摘 要
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	99,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)900円×110世帯=99,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	90,000 横浜市から交付を受けた自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	260,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	118,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000 他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350 他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50 利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	347,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計	1,554,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
 例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施した省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
補助事業費 小計 ④		183,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交歓会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	200,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		330,000	
次年度への繰越金 ⑥		133,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,554,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和7年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書(第8号様式)と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和7年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和8年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「①で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。
（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「④で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例＞

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
 (交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p>A (補助対象経費-120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	地域活動推進費	850,000	
2	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
5	団体交付金	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜余剰金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 $(1,020,000円 - 120,000円) \times 3分の1 = 300,000円(A)$</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 $300,000円 + 120,000円 = 420,000円(A+B)$</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 $850,000円 - 420,000円 = 430,000円$</p> <p><u>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
補助対象予定経費①+②=③			1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
 $850,000円 - 100,000円 = 750,000円$

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和7年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和7年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

(参考)

第8号様式(第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和8年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和8年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A 900円×加入世帯数
- B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A 170円×加入世帯数＋5万円
- B {補助対象経費（事務費＋事業費）－基礎的支援費（12万円）} ×3分の1

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和3年度～令和7年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

(7) 申請にあたっての注意

申請にあたっては、P.29チェックリストの内容について確認の上で提出をお願いします。

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

<自治会町内会の場合>

A $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

B 補助対象経費(事務費+事業費) $\times 3$ 分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入して
ください。(十円未満切捨)

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円
《積算内訳》
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)
灯 $\times @2,200 \text{円} =$

部分のとおりに、加入世帯数は
補助金の算定に使用します。4月1
日現在の加入世帯数を記入してく
ださい。

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係 (実績報告書)

- ①自治会町内会等の支社等での地域防犯灯電気料

「申請にあたっての確認事項」について、
確認を行い、をしてください。

<地区連合町内会の場合>

A $170 \text{円} \times \text{加入世帯数} + 50,000 \text{円}$

B {補助対象経費(事務費+事業費) - 120,000円} $\times 3$ 分の1

C 120,000円(基礎的支援費)

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた
金額を記入してください。(十円未満切捨)

* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と
Aを比較して低い方の金額を記入してください。
(十円未満切捨)

4 申請にあたっての確認事項 (以下について確認を行い、にチェック()をしてください。)

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和8年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和8年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和9年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和8年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

- 1 会議等
 - ◎ 総会（5月、3月に実施）
 - ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）
- 2 環境美化事業
 - ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
 - ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
 - ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）
- 3 防犯活動、交通安全事業
 - ◎ 防犯パトロール（月2回）
 - ◎ 交通安全教室（5月）
 - ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）
- 4 災害対策事業
 - ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
 - ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）
- 5 文化・スポーツ事業
 - ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
 - ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
 - ◎ 大運動会（10月上旬）
 - ◎ 文化祭（11月上旬）
 - ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）
- 6 広報活動
 - ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
 - ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧
- 7 親睦会
 - ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）
- 8 加入促進事業
 - ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和8年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和8年4月1日～令和9年3月31日」と記載します。

項 目	予算額	摘 要	
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例)300円×100世帯×12か月 内訳:会費世帯100、会費免除世帯10	
2 補助金	地域活動推進費	99,000	<p>「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)に記載した加入世帯数部分【当手引P14参照】が一致しているか、確認をお願いします。</p> <p>それぞれの補助金の申請書に記載する申請金額と同額にしてください。</p> <p><自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 900円×加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A : 900円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 99,000円 B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、99,000円を記入します。</p> <p><地区連合町内会の場合>(算出例は19ページをご覧ください) 次のA、Bいずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入します。(十円未満切捨) A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-基礎的支援費}×3分の1 C 基礎的支援費(上限:12万円) *補助対象経費が12万円以下の場合、その金額とAを比較して低い方の金額を記入します。</p>
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	180,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
			上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。	
その他	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	357,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
収入合計	1,357,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください。)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	235,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施する省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
補助事業費 小計 ④		283,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	5,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字等
	6 予備費	131,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		266,000	
支出合計 (③+④+⑤)		1,357,000	

地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。
複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
 (加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p>A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p>
2	地域活動推進費	850,000	
補助金	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 =730,000円</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円-120,000円)×3分の1 =1,000,000円</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) < 1,000,000円(B)</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円</p> <p><u>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	：			
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

区 長

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （補助金額）

灯×@2,200円＝ 円

3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当：

TEL

—

2 交付請求 ～令和8年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書（第5号様式）、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

* 令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和8年度の補助金交付を保留することとなります。

* 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。
（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

* **請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

* 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

* 委任者の欄に、代表者職・氏名等を記載し、代表者印を押印します。

受任者の欄に、所在地・団体名・職・氏名等を記載します。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 _____ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

※交付決定通知書の写しを添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号	
------	--

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長
横浜市 区長

(申出者)

口座名義人と代表者が異なる場合は、請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所 支所
預金種目	1 普通	2 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人が会長(代表者)以外の方の場合、必ず記入してください。

口座名義人(受取人)の住所が、団体の所在地と同じ場合、(申出者と同じ)と記入してください。異なる場合は、口座名義人の住所を記入してください。

職・氏名の欄は、
会計 ○○ □□□
などと役職名と氏名を記入してください。

委任者 所在地(申出者と同じ)

 団体名

 代表者職・氏名

受取人 所在地または住所

 (受任者) 団体名

 職・氏名

 ※受取人(受任者)の押印は不要です。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

印

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうへ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

3 執行上の留意点 ～令和8年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） 備品代（会議テーブル、椅子等） 消耗品代（紙、鉛筆等） 電話代、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> アルバイト賃金 役員手当 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> 会館借上費 会館光熱水費 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） 会館設備点検費 会館耐震診断費用 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 交通安全活動経費 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） 防犯活動経費 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 盆踊り大会開催費 運動会、スポーツ大会開催費 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） 給食、配食サービス経費 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 広報活動費 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） 祝金（入学、成人、敬老等） 賀詞交換会（開催費、参加費） 裁判費用（弁護士費用等） 金券類 宿泊費
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 防犯協会、体育協会分担金 その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会費、親睦会費 新年会費、忘年会費 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> 寄付金 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 積立金 予備費 次年度への繰越金 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ 地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、用途が補助対象外経費となる飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外とします。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

(例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など)

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用(懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等)は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

○他団体への会費や共催・協賛事業負担金の取扱い

地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費ですが、その用途が飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外です。

申請書類の提出方法について

申請書類は、各区地域振興課あて、以下の方法で提出いただけます。

なお、負担軽減・デジタル化の観点から、

可能な範囲で、自治会町内会ポータルシステムでの提出にご協力をお願いします。

【申請書類の提出方法】

- (1) 自治会町内会ポータルシステムでの提出
- (2) 窓口への持参

自治会町内会ポータルの使用方法等は、3月区連会でご案内します自治会町内会ポータル操作マニュアルをご覧ください。

◆地域活動推進費補助金申請チェックリスト◆

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体を実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。

令和8年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」
申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和8年3月

瀬谷区役所 地域振興課

TEL：367-5691 FAX：367-4423

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和8年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たし、電気事業者から電力の供給を受けるもののうち、次に示すどちらかとなります。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成29年4月1日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

3 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 定額の年 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

また今年度より自治会ポータルにて申請が可能となりました。地域活動補助金と併せて申請ができる便利なものとなっておりますので、ご活用ください。活用が難しい場合は、これまで通り紙媒体での提出も可能です。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続はありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続はありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」(p.6.参照)

この申請書に、次の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

【注】東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、公衆街路灯契約の「一括前払契約」が廃止となっています。

（参考）東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teitsu_minaoshi_2024.html

4月以降の防犯灯の契約内容	
まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみまたは接続した鋼管ポールが一列のみ1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。

「電気料金等領収証」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.6～7です。

＜上に当てはまらない場合＞

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に必要となる書類一覧＞
<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金等領収証(4月分)のコピー ・電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば) ・地域防犯灯位置図 <p style="text-align: center;">※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、毎年度、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- ・p.1の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- ・補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：**令和8年6月30日(火)**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：瀬谷区地域振興課 TEL：367-5691 FAX：367-4423

※自治会町内会ポータル(オンライン)でも手続きできます。

【紙媒体でご提出の自治会用】参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

申請金額 _____ 円
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項
年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円
《積算内訳》
（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）
_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約

内容を確認の上、チェックしてください。

- ② 自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
- ③ ①の他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- ~~地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。~~
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- ~~申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。~~
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

(2) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できる Web サイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和7年3月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇自治会様

年 月 分	金 額
29年5月	12,345 円
うち消費税等相当額	(587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約名義 〇〇〇〇〇町内会様

ご使用場所 横浜市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番(地) 号 棟 号

ご契約種別	ご使用期間	振替月日
ご契約	月 日 ~ 月 日	月 日
ご使用量	うち夜間ご使用量	
***** kWh	***** kWh	

金融機関名 〇〇〇〇〇〇 店 舗 〇〇 口 座 番 〇〇〇〇〇〇

772(代) 株式会社

ご請求金額に送料を合わせた金額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内幸)

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量			
				kVA kVA			
		5時間通電		通電制御型			
ご契約	*****	*****	*****	*****			
定額負荷設備	10W	20W	40W	60W	100W	その他	増設

(お知らせ) 〇本状に添付してご不明な点がございましたら、左記の顧客番号をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (3) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

年月分 電気料金集約分内訳表										店番番号701	1項 1									
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用) お客さま番号	種別	契約容量										金額 (円)					
					10	20	40	60	100	200	300	400	50	100		200	300	400		
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	06809 - 98765 - 5 - 00	0	1															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22032 - 20323 - 0 - 00	0	1															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22359 - 98753 - 6 - 00	0																
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	94593 - 36329 - 5 - 00	0																
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	23849 - 43029 - 3 - 00	0	1															
231-0000 ヨコハマシ	〇〇																			
〇〇																				
〇																				
定額電灯の 合計			ご契約口数		10 W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W							
灯・機数			5		1		5	2												
地区番号			お客さま番号		合計金額										振替予定月日					
02			22032 - 20323 - 0 - 00		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																				12,345

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、**東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター**にお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

電話番号：0120-995-001

※0120 番号をご利用にならない場合 03-6374-8936 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは？

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは？

A. 半年又は一年の期間分の電気料金を先に一括して支払う契約でしたが、東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、すでに廃止となっています。
(参考) 東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsuminaoshi_2024.html

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか？

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。
上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続きにつきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯(ESCO事業で設置した防犯灯を含む)については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り(故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等)は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・瀬谷区地域振興課 電話045-367-5699
- ・市民局地域防犯支援課 メールアドレス sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

*お知らせいただきたいこと

①管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照)

※管理番号は、必ずご確認ください。

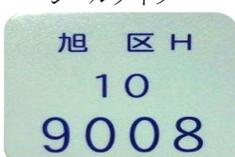
②電柱番号、住所及び目標物

③不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)

⑤不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
黄色のプレートが付いています。	黄色のプレートか銀色のシールが付いています。
	
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第 11 条のとおり、地域防犯灯の数や設置場所を地図にまとめるなど現状把握に努めていただくとともに、日常の見守り（故障の発見、繁茂した草木の除去等）、電気料金の支払い、故障時の修繕等は、全て、自治会町内会の皆様に行っていただきます。

（維持管理の遂行）

第 11 条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、地域防犯灯の効果的な照明に留意し、その維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、維持管理する地域防犯灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり大きく傾いたりするなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

自治会町内会長 各位

瀬谷区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の
令和8年度交付申請及び令和7年度活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金事業を実施いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請・報告の手続きをお願いいたします。

提出期限：令和8年6月30日（火）まで ※厳守

送付書類

- (1) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

【連絡事項】

○交付申請及び実績報告を行う際、自治会・町内会の予算・決算書類の提出が必要ですが、地域活動推進費補助金の手続きで、区地域振興課に予算・決算書類を提出している場合は、予算・決算書類等の総務課への提出を省略できます。

○地域活動推進費補助金の交付等決定を踏まえて、「町の防災組織」活動費補助金の交付等手続きを行います。本補助金の交付等決定は、地域活動推進費補助金交付決定後となります。

○「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」が合うように御記載ください。

○交付申請書及び実績報告書の所在地欄には、【代表者の住所】を御記入ください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：総務課地域防災担当
安達、立塚、橋本、間宮
TEL：367-5611
FAX：366-9657

（申請先）
瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			TEL ()
メールアドレス			

8 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

8 年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。			
A 申請世帯数		世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。			
B 申請金額		A × 160円 = 円	
支出内訳【実施計画 (8 年4月～ 9 年3月実施事業)】			
事業項目	活動内容 (複数選択可)		支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
食料・資機材等の購入	品目	数量	
その他			
支出額合計			円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	

（報告先）

瀬谷区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
TEL	()		
担当者			
TEL	()		
メールアドレス			

7 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

7 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（7 年4月～ 8 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会		
	<input type="checkbox"/> 見学会				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ		
	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※ 1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額 円

7 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和8（2026）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	… 1 ページ
○ 事業概要	… 2 ページ
《申請・請求編》	
1. 事務の流れ	… 3 ページ
2. 申請書記入のポイント	… 4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	… 7 ページ
<参考>訂正の方法について	… 8 ページ
4. 請求書記入のポイント	… 9 ページ
5. 請求について	… 12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	… 13 ページ
《報告編》	
1. 事務の流れ	… 15 ページ
2. 実績報告について	… 16 ページ
3. 報告書記入のポイント	… 17 ページ
4. 領収書について	… 20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	… 22 ページ
○ 提出先	… 23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 申請書 1 部
- 事業計画書 1 部 ※
- 収支予算書 1 部 ※
- 団体の規約 1 部 ※
- その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- 請求書 1 部
- 口座振替依頼書 1 部 ※
- 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 報告書 1 部
- 活動実績報告書 1 部 ※
- 収支決算書 1 部 ※
- その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和8(2026)年度補助金交付申請書 令和7年度実績報告書	令和8(2026)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和8(2026)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和8(2026)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	310	310	49,600
B自治会(400)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和8(2026)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和8(2026)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

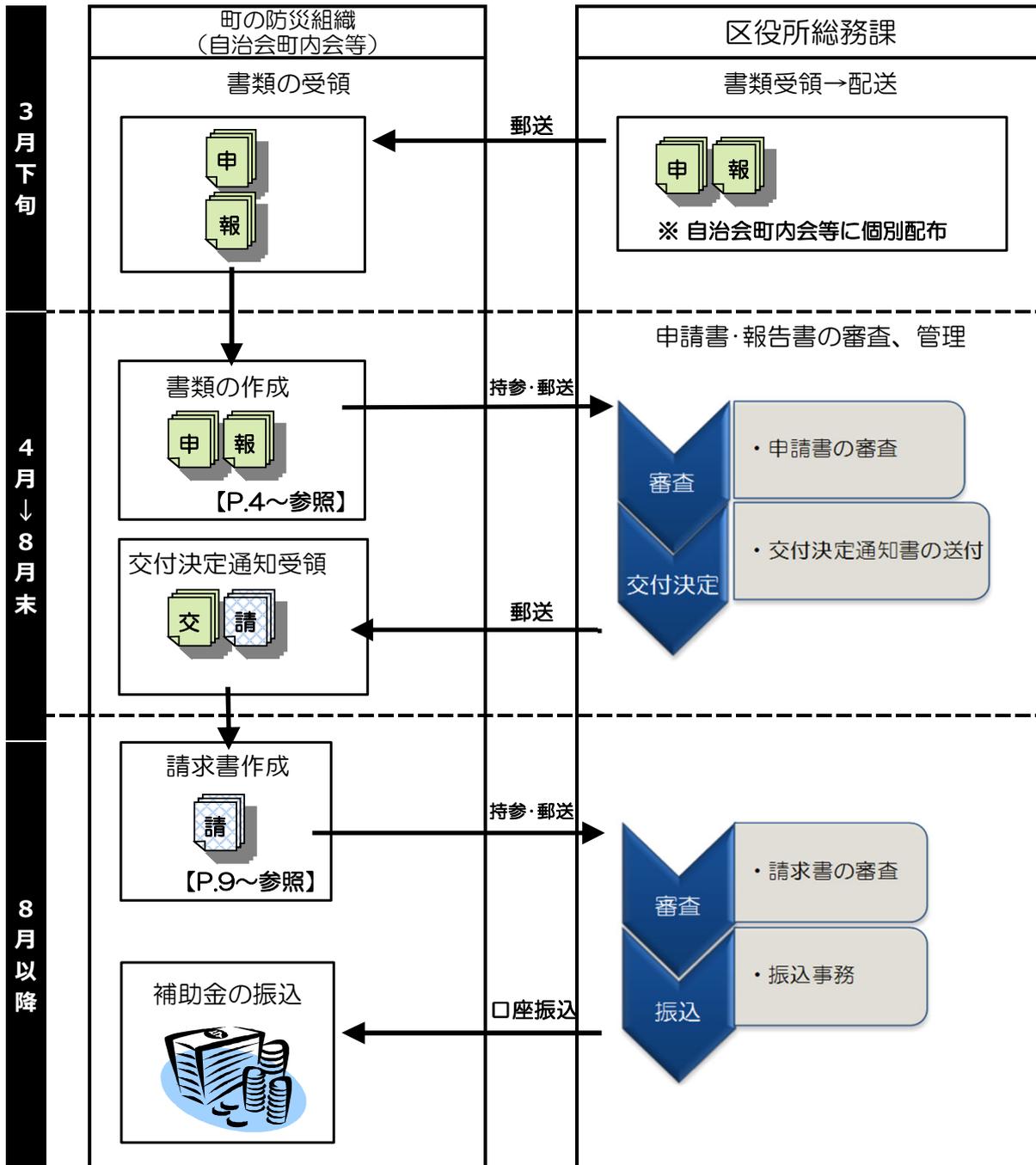
《申請・請求編》 (P. 3 ~ P. 14)

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「交」…交付決定通知書
- ・「請」…請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先）
区 長

〇△年〇〇月×〇日

①団体名は正確に記入しましょう。

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）
※申請世帯数は広報紙配布数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・備蓄材等の購入	水缶詰 30箱	
	ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

収支予算書及び事業計画書との整合

<収支予算書>

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	68,300
5 寄付金・祝金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 団体交付金・謝金	60,350
その他	5
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○ポイント○
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

○支出の部

項目	予算額	摘要
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	備忘付印刷代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 郵便送料代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	円
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電費代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
3 社会教育事業費	120,000	しんぶん読書会 10,000 円 町中合唱団費 50,000 円
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 各種イベント企画費 50,000 円
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 緑地・緑化推進費 60,000 円
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円
7 その他	0	円
事業費 小計 ②	959,840	
補助対象予定経費 ①+②=③	1,544,840	
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェーン等作成費 5,000 円
3	0	円
4	0	円
補助事業費 小計 ④	239,000	
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕費・修繕費 150,000 円
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交換会 5,000 円
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 寄付金(たけのこ)募金 10,000 円 日本赤十字社募金 10,000 円
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円
7 その他	0	円
その他 小計 ⑤	357,524	
支出合計 ③+④+⑤	2,141,364	

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェーン等作成費 5,000 円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき大会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災器持ち出し
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材（防災倉庫・AED等）を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所（がけ地、倒木危険箇所等）を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（申請書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいても構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先についてはP.23をご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL (671) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~2-15号~~ 4号棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

第3号様式(町の防災組織活動費補助金交付要綱第15条第1項) <自治会町内会用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○△年△△月××日

(請求先) 区長

(請求書)

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイブ港町4号棟205号

代表者 ③ 横浜 花子

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

④ 提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 団体名は正確に記入ください。

③ 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額 ④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第5号様式① (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項)

<自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチョウジツカイ カイケイタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 出張所 信用組合 支所 農業協同組合 支所
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	1234567

① 正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺が必要です。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子 

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- 【注意事項】**
- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※請求書と同一の印鑑を使用してください。
 - 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
 - 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。
また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただけます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. _____

第5号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(○△年△△月××日)

(請求先) 区長

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合
〒 230-0017
所在地: 中区港町1-1港町住宅302号
代表者名: 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000 円	
<small>※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。</small>		
(フリガナ)	ミナトチョウジウタクカンリクミアイ カイタイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合 出張所 支所
預金種目	普通	2当座
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

【注意事項】

- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
- 4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- ① 提出の日付を記入ください。
① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。
- ② 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。
- ③ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。
- ④ 正確に各項目を記入ください。
【注意】口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。
- ⑤ 代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。
【注意】印鑑は同じものを押捺してください。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑を重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ お客さま番号
 ミナトチョウジチカイカイケイタントウカナガワバラコ 様 〇〇〇〇〇
 店番号〇〇〇 普通預金口座番号 0123456 課税区分 〇〇 (優)限度額 千円
 定期預金口座番号 課税区分 (優)限度額 千円
 通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 **横浜みなと銀行**
 (銀行コード: 〇〇〇〇)
 お取引店 港町支店

お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇
 通帳 発行店 港町支店

印紙税申告納付につき検済
 税務署承認済

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
 通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに困ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子 <small>※ 通帳に別添っておりご記入ください。</small>
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 農業協同組合 支所
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
 例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- ・「ヶ」と「ケ」
- ・フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

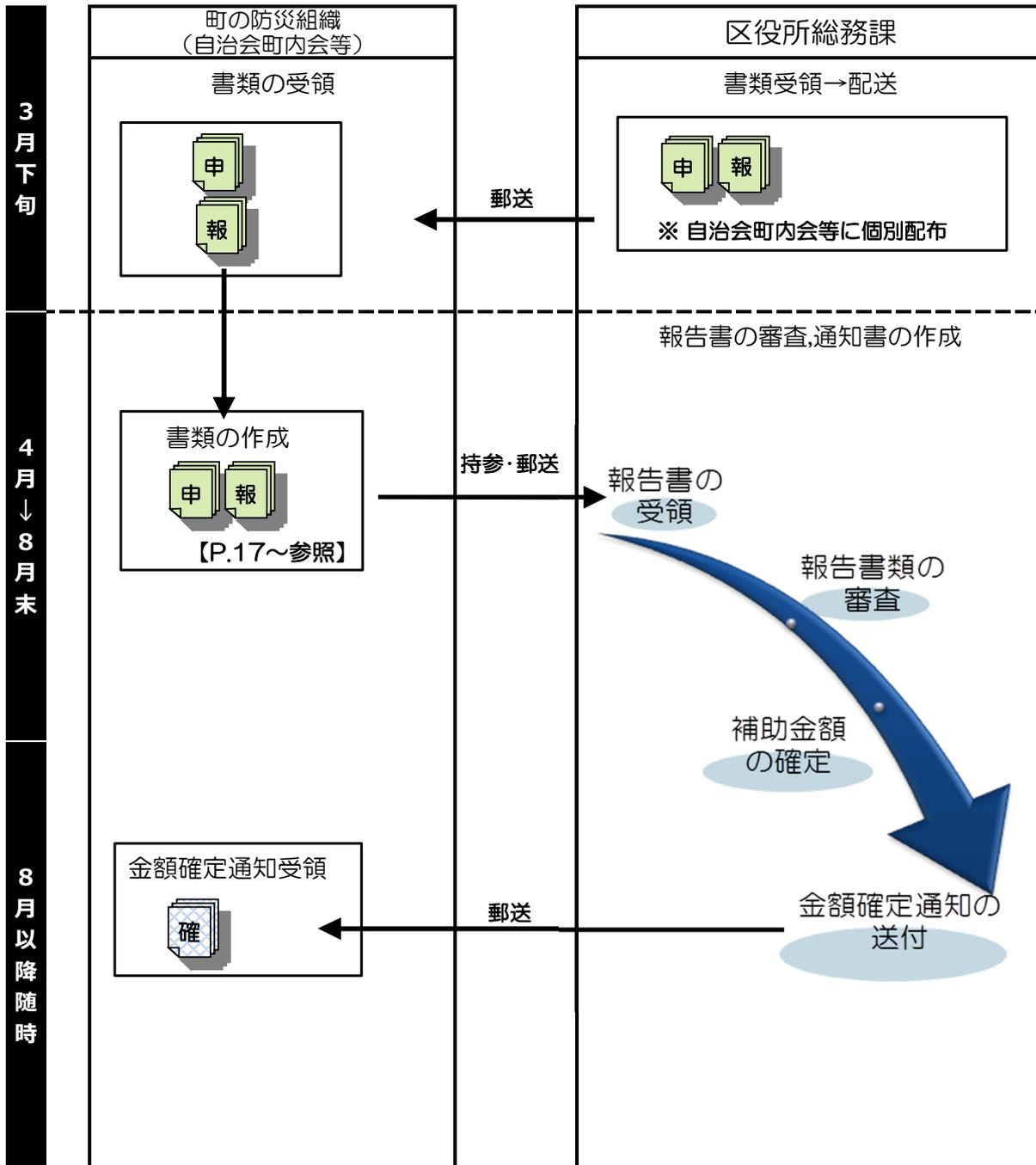
等

《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇ 用語説明
 ・「申」…申請書
 ・「報」…報告書
 ・「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和8(2026)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条）
（報告先）
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイム港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	(671) 3456
E-MAIL	XXXXXXXX XXXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（〇〇年1月～〇〇年3月31日）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容（※要領参照）	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）	80,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストロトおおかゆ</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			ストロトおおかゆ	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
ストロトおおかゆ	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか？

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額 190,000 円

年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	-30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか？

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日		
津町自治会		
収入の部		摘要
項目	決算額	
1 会費	1,266,000	250 円 × 422 世帯 × 12 か月 (参考: 総会費料 12 パーセント、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯)
地域活動推進費	298,200	次の入込を比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 438 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費+事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
収入合計	2,141,364	

ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 - 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
- となります。

支出の部		摘要
項目	決算額	
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	電気代 40,000 円 消耗品代 19,000 円 電話代 10,000 円 備品代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト費 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	0 円
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6 会館修繕費	150,000	町内会館修繕費 150,000 円
7 その他	70,000	会館修繕材料費 50,000 円 火災保険料 20,000 円
事務費 小計 ①	585,000	
1 環境事業費	100,000	町内清掃活動 100,000 円
2 安全・安心環境づくり事業費	129,840	交通安全活動費 30,000 円 防災訓練準備費 68,000 円 防災-防災活動 31,840 円
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子どもらい活動費 50,000 円
支出合計 ③+④+⑤	2,141,364	

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯	12 灯 ×	2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000		160 円 ×	1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の維持・点検・修繕	30,000 円		
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練準備費	60,000 円	防災資機材購入	127,500 円	チラシ等作成費	2,500 円

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。

⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載っていない可能性があります。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円以上であるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 -- 23,810		消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水代として		
収 入 印 紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△〇-55 御水缶詰どバレッジ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 -- 57,142		消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として		
収 入 印 紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△〇-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 遼郎	



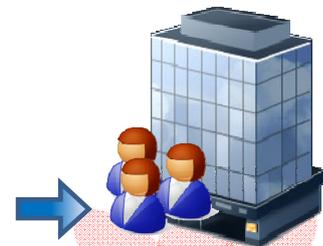
領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 -- 35,714		消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として		
収 入 印 紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△〇-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重玉 麗	

それぞれは10万円未満
であるため、提出の必要
はありません。

②一括購入



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 -- 116,666		消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収 入 印 紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△〇-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗	



1件の金額が10万円以上
であるため、領収書の写
しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどようするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの3つを購入したら金額が10万円以上となった。領収書は必要か。

A
まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円以上となった場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円未満のものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510) 1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411) 7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320) 8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224) 8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341) 1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847) 8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334) 6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954) 6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750) 2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788) 7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540) 2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930) 2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978) 2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948) 2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866) 8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894) 8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800) 2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367) 5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

自治会町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和8年度瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、地域活動の円滑な運営につき、ご尽力を賜り篤く御礼申し上げます。

さて、瀬谷区では、自治会町内会及び地区連合自治会町内会で所有し維持管理する広報掲示板の整備費用の一部を補助する補助金制度を設けております。

つきましては、補助金を申請される場合は、次のとおり申請書類をご提出いただきますよう、お願いいたします。

1 補助金概要

(1) 補助対象

瀬谷区内の自治会町内会及び地区連合自治会町内会が所有し維持管理する広報掲示板

(2) 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額
新設(建替え含む)	2分の1	6万円
修繕		3万5千円

2 提出書類 (申請の際には、区役所に事前にご相談ください)

- (1) 瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 工事費見積書 (写)
- (3) 掲示板設置場所の地図
- (4) 掲示板の現況写真 (新設の場合は現地の写真)
- (5) (新設の場合) 掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書、民地等の場合は土地使用承諾書

3 提出期限

令和8年6月30日 (火)

4 注意事項

- (1) 交付決定前に整備に着手してしまいますと、補助金交付ができませんのでご注意ください。
- (2) 申請団体数が多く、予算額を超過した場合には、見送らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 集合住宅等の管理組合が所有する掲示板は、補助対象外です。

担当：地域振興課地域活動係 鈴木 (正)・倉持
電話：367-5691 FAX：367-4423

瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市瀬谷区長

(申請者)

団体名

代表者住所

氏名

町内会等で所有し維持管理する掲示板を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金要綱を遵守します。

1 事業名

瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業

2 事業費総額（工事費）

円

【事業費に対する財源】

瀬谷区自治会町内会掲示板整備補助金	円
自治会町内会負担	円
その他	円
合計	円

3 補助金交付申請額

円

4 設置（予定）場所

横浜市瀬谷区

5 整備する内容

掲示板の新設

公道（道路占用許可書必要）

公道以外の民地等（土地使用承諾書必要）

掲示板の建替え（設置場所が同一の場合）

掲示板の修繕

（具体的な修繕の内容：

）

6 添付書類

・ 工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ずつの工事金額の見積書）

・ 掲示板設置場所の地図

・ 工事施工前の写真

・ 新設の場合

掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書、民地等の場合は土地使用承諾書

地区連合町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

地域防犯自主活動に対する補助金について

瀬谷区では、区民の皆様の安全・安心に対する要望の高まりを受け、地域での自主的な防犯活動を支援するための補助金を交付しています。

今年度も引き続き、地域防犯自主活動に対する補助金をご利用いただき、地域の防犯対策に積極的にお取り組みいただきますよう、よろしくお願ひします。

1 補助対象団体

地区連合町内会

2 補助の内容

地域が自主的に行う防犯活動（例：防犯パトロール活動、地域防犯拠点への駐在等）

3 補助金額

1 団体 7 万 5 千円（上限）

4 補助金手続きの内容

（1）令和 7 年度実績報告関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書（様式 6）
- ・ 補助金交付対象事業の収支決算書（様式 7）
- ・ 領収書（写）全件

（2）令和 8 年度補助申請関係書類

- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書（様式 1）
- ・ 瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書（様式 2）
- ・ 補助金交付対象事業の収支予算書（様式 3）
- ・ 連合規約その他これに類するもの

5 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）

【お問合せ先】

瀬谷区地域振興課

TEL：3 6 7－5 6 9 2

FAX：3 6 7－4 4 2 3

様式 1

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付申請書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

次の事業について瀬谷区地域防犯自主活動補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び瀬谷区地域防犯自主活動補助金を遵守します。

事業の名称	
事業内容	
交付申請額	円
交付申請理由	

※ この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

添付書類

- (1) 交付対象事業の計画書
- (2) 交付対象事業の収支予算書
- (3) 規約、約款その他これらに類する書類

様式 2

瀬谷区地域防犯自主活動補助金交付対象事業の計画書

団体名	
事業の趣旨・目的	
実施日時又は期間	
実施場所又は地域	
事業計画	

様式 3

補助金交付対象事業の収支予算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

瀬谷区地域防犯自主活動補助金請求書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

請求金額 _____ 円

ただし、瀬谷区地域防犯自主活動補助金として
上記の金額を請求します。

補助金は、次の口座に振り込みをお願いいたします。

銀行		支店
口座番号		
口座名義	住所：	
	氏名：	

第 8 条 〈請求者と振込先名義人が異なる場合〉

補助金は、上記の口座に振り込みをお願いいたします。

請求者(代表者)氏名 _____ 印

(留意事項)

受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。
なお、請求行為を委任する場合は、任意の様式により委任状を提出してください（請求書の押印は省略できません）。

様式 6

瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業報告書

年 月 日

横浜市瀬谷区長

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

年 月 日瀬地振第 号で交付決定の通知を受けた瀬谷区地域防犯自主活動補助金事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業の名称	
補助金交付額	
補助金支出額	
実施日又は期間	
事業の実施内容	

※この書類及び次の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

- 1 添付書類
 - (1) 収支決算書（様式7）
 - (2) 領収書の写し

様式 7

補助金交付対象事業の収支決算書

団体名 _____

【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

自治会町内会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 8 年度「自治会町内会現況届」の提出について（依頼）

令和 8 年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

届出いただいた情報は、会長へのご連絡や資料・広報物の配送、加入世帯数の確認等のために使用します。昨年度と内容に変更がない場合でも必ずご提出ください。

1 提出書類

令和 8 年度自治会町内会現況届

※様式は、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP からダウンロードできます。

(URL <https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>)

2 提出期限

令和 8 年 4 月 6 日(月)

※総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、決定次第提出をお願いします。

期限後に提出された場合、4 月分配送便（区役所からの資料・チラシ等のお届け）の配送先変更やチラシ等の部数変更が反映できない場合がございますので、ご了承ください。

3 提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 自治会町内会ポータル ※4 月 1 日（水）9 時から運用開始予定
別途配付する ID・パスワードによりポータルにログインし、必要事項を入力してください。
- (2) Eメール
se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛てご提出ください。
- (3) 郵送
同封の返信用封筒にてご提出ください。

4 情報の取り扱いについて

届出いただいた情報は、瀬谷区自治会町内会名簿として整理し、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合、次の範囲で情報提供します。

- ・横浜市、国、県等の行政機関や関係機関からの問い合わせ
- ・区域内の公共工事の周知のために必要と認められる工事関係者からの問い合わせ
- ・自治会町内会への加入、ごみ集積場所の利用等に関する転入者や不動産会社等からの問い合わせ

担 当：瀬谷区地域振興課 鈴木・倉持

電 話：3 6 7 - 5 6 9 1

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 自治会町内会 現況届

整理番号

令和8年 月 日

横浜市瀬谷区長

(ふりがな)
自治会町内会名

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

会長	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒 瀬谷区		
	連絡先	電話：	FAX：	
		mail：	@	
	会長改選の有無（今回）	有 ・ 無	会長歴	[今年度を含む通算年数]
改選年月日	年 月 日	年		
※	加入世帯数	世帯	月会費 〔任意記入〕	円
	班数 〔チラシ必要部数〕	班〔部〕	掲示板数 〔ポスター必要部数〕	基〔部〕
	会館	名称： 所在地：瀬谷区		
	配送便	(いずれかに☑チェック) <input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 広報よこはま配布担当者宅 → 裏面「広報紙」欄に必要事項を記入 <input type="checkbox"/> その他 → 下記に必要事項を記入		
	区役所からの資料・チラシ等の送付先	氏名： 送付先住所：瀬谷区 電話：		

※ 加入世帯数は、地域活動推進費補助金の算出基礎数です。連合自治会へ報告する世帯数とも必ず一致させてください。

訂正する場合は、区役所及び連合自治会の双方にご連絡頂き、ずれが生じないようにしてください。会費免除会員や法人会員を含める場合は、規約等で会員区分について規定が必要です。

裏面あり

地区連合会長 各位

瀬谷区地域振興課長

令和 8 年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

令和 8 年度地区連合会現況届について、ご提出をお願いいたします。

届出いただいた情報は、会長へのご連絡や加入世帯数の確認等のために使用します。昨年度と内容に変更がない場合でも必ずご提出ください。

1 提出書類

令和 8 年度地区連合会現況届

※様式は、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 HP からダウンロードできます。

(URL <https://seya-kurenkai.jp/support/index.html>)

2 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日 (木) (4 月区連会定例会開催日)

※総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、決定次第提出をお願いします。

3 提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 自治会町内会ポータル ※4月1日(水) 9時から運用開始予定
別途配付する ID・パスワードによりポータルにログインし、必要事項を入力してください。
- (2) Eメール
se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛てご提出ください。
- (3) 郵送
同封の返信用封筒にてご提出ください。

4 世帯数の確認について

各单位自治会から区へ提出された現況届の世帯数について、4月7日(火)を目途に地区連合会長の皆様にお知らせします。各单位自治会から連合にご報告いただいている世帯数と比較し、相違ないかご確認いただいたうえで、地区連合会現況届のご提出をお願いします。

担 当：瀬谷区地域振興課 鈴木・倉持

電 話：3 6 7 - 5 6 9 1

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 地区連合会 現況届

整理番号

令和8年 月 日

横浜市瀬谷区長

(ふりがな)

地区連合会名

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

会長	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒 瀬谷区		
	連絡先	電話：	FAX：	
		mail：	@	
	会長改選の有無(今回)	有 ・ 無	会長歴	[今年度を含む通算年数]
改選年月日	年 月 日	年		
連合加入団体	団体数：	世帯数：		
加入団体	1	(世帯)	13	(世帯)
	2	(世帯)	14	(世帯)
	3	(世帯)	15	(世帯)
	4	(世帯)	16	(世帯)
	5	(世帯)	17	(世帯)
	6	(世帯)	18	(世帯)
	7	(世帯)	19	(世帯)
	8	(世帯)	20	(世帯)
	9	(世帯)	21	(世帯)
	10	(世帯)	22	(世帯)
	11	(世帯)	23	(世帯)
	12	(世帯)	24	(世帯)

裏面あり

副会長	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
会 計	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
	住 所：瀬谷区	電 話：
	氏 名：	
住 所：瀬谷区	電 話：	

【問合先】

地域振興課地域活動係

電 話：367-5691 FAX：367-4423

E-mail：se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。



トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00
土日 9:00~16:45)

令和8年度

昼ドキ♥イベント・せや

来て

毎月1回、地域で活躍しているグループが、日頃の成果を発表します。

観て

場所 瀬谷公会堂 講堂 (瀬谷区ニツ橋町190)※親子室でもご覧になれます。

時間 12:00～13:00 (7月のみ12:00～13:30) ※11:40開場

聴いて

4月24日 (金) 12:00～13:00

1組

日本民謡すいせい会

“心に響く
三味線の音と唄”



2組

いとゆなり
絃結響

“民謡の歌と合奏”



5月15日 (金) 12:00～13:00

1組

瀬谷区民踊協会

“日本民踊を楽しんで”



2組

ドルフィン・ラグーン・
ダンスアート

“大人のための
モダンバレエ”



6月19日 (金) 12:00～13:00

1組

メケアロハ

“ハワイアン音楽と
ダンス”



2組

カフェスマイル演奏隊
MUSIC-STYLE

“フルート&ピアノ演奏”



《併設イベント》

11:00～11:40 公会堂ホワイエ

★健康体操～身体をほぐそう～ (4月～7月)

協力：横浜市中屋敷地域ケアプラザ

★親子英語「Baby Hello!」 (4月)

★パラバルーン音遊びお話し会 (5月、7月)

by 子育て応援サークル「スタイルきつず」

★ベビーフォトスポット

～GREEN×EXPO 2027ver～ (6月)

by ハンドメイドサークルWATAGE

協力：瀬谷区地域子育て支援拠点「にこてらす」

7月17日 (金) 12:00～13:30

1組

瀬谷相撲甚句会

“相撲甚句”



2組

ウッチーズ

“クロマティックハーモニカ
&ピアノ演奏”



3組

クレッシェンド

“オカリナとギター”



主催

瀬谷区民活動センター

📍 瀬谷区ニツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階

☎ 045-369-7081



※ イベントの内容は予告なく
変更となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

令和8年3月18日

自治会町内会長 様

瀬谷区防犯協会
会長 大柴 正清

県防犯協会機関紙「防犯かながわ第165号」の送付について

春暖の候、自治会町内会長様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域における防犯活動に積極的な御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県防犯協会連合会が発行している「防犯かながわ第165号」を貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきますので、地域の防犯活動等の参考としてください。

なお、回覧をご希望の自治会町内会につきましては、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

(担当) 瀬谷区防犯協会事務局 濱下

住所： 瀬谷区二ツ橋町213-1

瀬谷警察署 生活安全課内

電話/FAX： 366-2110



防犯かながわ

横浜市中区山下町 75-6
警 親 会 館 3 F
神奈川県防犯協会連合会
電話 045(641)4344番
FAX 045(641)1655番

165号
2026年3月1日



**今は携帯電話にも
詐欺の電話が架かってくる
ニセ警察詐欺に
騙されない
20代~50代も狙われている**

特殊詐欺被害の発生状況 (令和7年中 暫定値)	
認知件数	2,479件 (1日当たり約7件)
被害額	約135億4,100万円 (1日当たり約3,700万円)

みんなでとめよう!! 国際電話詐欺 #みんとめ



神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」



【ピーガルくん安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガルくん安全メール」の内容が見られます。

地図機能で不審者情報等の場所も確認することができます。

【痴漢撃退機能】

ちかんです
助けてください

画面をタップすると音声を鳴らします

スマートフォンの画面表示により、被害にあっていて方が周りの人に助けを求めることができます。

また、周りの人が被害にあっていて方が助けが必要か確認することもできます。

※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひったくり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上において確認することができます。

また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。

【防犯ブザー機能】

タップすると防犯ブザーが作動します
マナーモードでも音が出ますので、使用の際はご注意ください

防犯ブザー



音が出ます

位置を知らせて
助けを求めます

サイレント



音が出ません

位置を知らせて
助けを求めます

110番通報する
※画面タップしてください

画面上の操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。

また、110番通報ボタンにより、警察に通報することもできます。

アプリのダウンロードはこちらから! →



防犯ボランティアは、新たなステージへ



犯罪抑止対策室X

活動の紹介はこちら

防犯情報をフォローで受け取り、リポートで広めよう



フォロー
お願いします



リポート
お願いします



神奈川県警察

闇バイトは「犯罪実行者」の募集!

加担すれば人生の破滅

横浜ビー・コルセアーズ
安藤 誓哉 選手



こんなバイトに注意!

- #高収入 #即日払い
- #運ぶだけ #渡すだけ
- #ホワイト案件

甘い言葉であなたを誘い匿名性の高いアプリへ誘導して個人情報を送らせます。

迷わず警察に相談!



#9110

警察相談ダイヤル

闇バイトに応募して自分や家族に対する脅迫を受けても犯罪を犯す前に警察に相談してください。

横浜ビー・コルセアーズ
谷口 光貴 選手



横浜ビー・コルセアーズ
森井 健太 選手



闇バイトは犯罪 絶対に手を出さない

神奈川を
安全安心な街に



神奈川県警察 × 横浜ビー・コルセアーズ × 神奈川県

防犯コンシェルジュ制度 をご存知ですか？



防犯コンシェルジュ制度とは、防犯設備に関して高い知識を有する民間の方を、神奈川県警察が防犯コンシェルジュとして委嘱し、警察と連携・協力して、防犯カメラ設置などに関する相談や防犯診断等を行う制度です。

支援を希望される方は、お近くの警察署生活安全課までお問い合わせください。

神奈川県警察 防犯コンシェルジュ



支援事例

自治会・町内会等で防犯カメラの設置を検討する際の防犯診断の実施

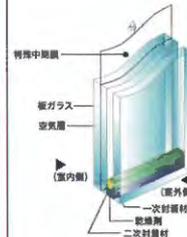


神奈川県内では、防犯カメラの設置補助などの防犯対策補助事業に取り組んでいる自治体があります。防犯カメラの導入に当たっては、こうした事業の活用についてもご検討ください。

CP 部品とは？



窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、**5分以上の侵入攻撃に耐えられた**建物部品についているマークです。



防犯ガラス CP部品の一部を紹介し

強靱な中間膜(特殊フィルム)が内部に密着されているため、通常のガラスに比べ破壊されにくくなっています。



防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

※CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。従って、侵入犯罪による部品の損害も同様に損害賠償の対象とはなりません。

出典：警察庁ウェブサイト(https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme_b/b_d_1.html)

防犯性能の高い建物部品(PC部品)の活用を!

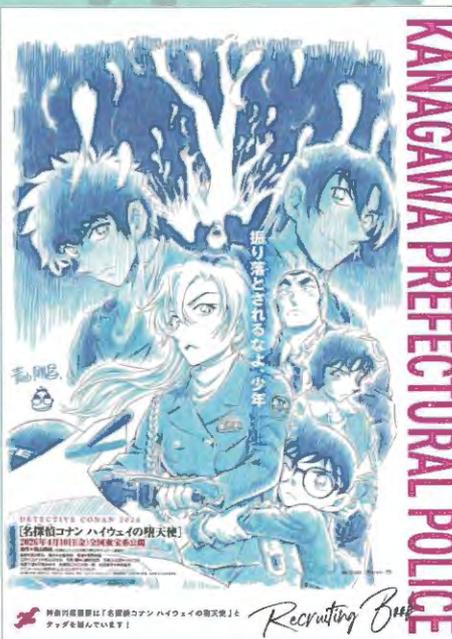
神奈川県警察

神奈川県警察官・事務職員 大募集

令和8年度警察職員採用案内パンフレット

名探偵コナンとのコラボパンフレットが完成!
最寄りの警察署で配付中!

箱根駅伝を走った白バイ隊員の兄×妹を特集!



35歳まで
社会人経験者
SPI3
受験可能

採用情報



PR Movie



問い合わせ先
神奈川県警察 採用センター
採用相談専用ダイヤル 0120-03-4145

オンラインゲームをきっかけに犯罪に まきこまれる事案が発生しています



ネットの先には、いろんな人がいます!!

一緒にプレイをしたりゲームで知り合った人とチャットをしたりしていると、仲間意識が芽生えてくるかもしれません。その仲間意識や信頼感を悪用してあなたを闇バイトの世界に引きずり込もうとする人や、性的な画像を送らせようとする人、わいせつな行為をしようとする人がいます。安易に個人情報を渡さない・アルバイト案件に興味を示さない、会いに行かないことが大切です。



神奈川県警察本部 少年育成課



? そのメールは**本物**ですか?

～メールのリンクに御注意を～



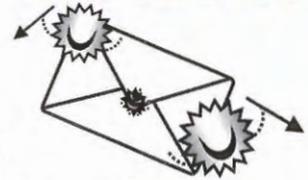
実際の金融機関名を騙ったフィッシングメールが急増中!



注意

CAUTION

- ・ 本人確認のお知らせ
- ・ 口座利用の継続意思確認
- ・ 多要素認証の登録について 等々…



上記のようなメールが来たら**要注意!!**



××銀行 <Phishing@●●●●.co.jp>

宛先：自分

【緊急】不正なアクセスを検知しました
 お客様の銀行口座(ネットバンキング)に、
 不正なアクセスを検知しました。
 ご本人様確認の為、至急、下記のリンクから
 お客様情報登録ページにアクセスし、暗証
 番号などの変更をお願いいたします。

[お客様情報登録ページはコチラ](#)

××銀行カスタマーセンター

実際に届くメールの
サンプルです♪



**対策方法は
こちら!!**

**メールやSMSに記載された
URLをクリックしない**

**個人情報やID
パスワードを入力しない**

**内容の確認は、公式サイトや
公式アプリを利用する**

フィッシングについては**県警HP**もご確認ください

CHECK!!



https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7047.html



神奈川県警察 サイバーセキュリティ対策本部

「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募(締め切り6月末日)します。 ※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして...TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和7年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからもご健勝で御活躍ください。

- | | | |
|---------|---|-----------------|
| 下村 百合子様 | 現 | 藤沢防犯指導員連絡協議会副会長 |
| 田澤 祐信様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |
| 新倉 正昭様 | 元 | 金沢防犯協会副会長 |
| 守谷 政夫様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |

防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなでつくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は県内の防犯活動支援に活用されます。



■御支援いただいている皆様を御紹介します■(敬称略)

- | | | |
|-----------------|--------------------|--------------|
| ・宇佐美商事(株) | ・静岡中央銀行横浜支店 | ・橋本電気工事株式会社 |
| ・神奈川県遊技場協同組合 | ・菅谷由芳子 | ・マルワ工業(有) |
| ・神奈川都市交通(株) | ・逗子市防犯協会 | ・山下直樹 |
| ・(株)ホリデン | ・東京キリンビバレッジサービス(株) | ・読売センター瀬谷いずみ |
| ・(株)リビングプロシード | ・土志田建設(株) | ・読売センター長津田 |
| ・(株)ロジ・テックトーション | ・那賀都工業(株) | |
| ・菅野信康 | ・中野義一 | |

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へご連絡を! 045-641-4344

賛助会員(敬称略)

会員への参加をお待ちしております。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| I K S インベストメント株式会社 | 株式会社 ホリデン |
| 一般社団法人神奈川県警備業協会 | 公安警備保障株式会社 |
| 神奈川県金融機関防犯連絡会 | サンエス技研株式会社 |
| 神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会 | 神静明治牛乳販売事業協同組合 |
| 神奈川県自転車防犯協会 | スーパーD'ステーション上永谷店 |
| 神奈川県石油業協同組合 | スーパーD'ステーション座間店 |
| 神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会 | スーパーD'ステーション平塚駅前店 |
| 神奈川県タクシー防犯協会 | 東京ガス株式会社 |
| 神奈川県中古自動車販売商工組合 | 東京キリンビバレッジサービス株式会社 |
| 神奈川県福祉共済協同組合 | 中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター |
| 神奈川県防犯工業会 | 那賀都工業株式会社 |
| 神奈川県防犯セキュリティ協会 | 橋本電気工事株式会社 |
| 神奈川県遊技場協同組合 | 橋本ホールディングス株式会社 |
| 神奈川県理容生活衛生同業組合 | ふじみ式典株式会社 |
| 神奈川県福祉事業協会 | フラッツ加山 |
| 神奈川県流通福祉防犯協力会 | 松本徽章株式会社 |
| 株式会社 アピバ | 大和市電設協会 |
| 株式会社たいよう共済神奈川支店 | 有限会社港北冷機設備 |
| 株式会社ネ工チア | |

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 相川文五郎 | 上原由美子 | 小野沢良雄 | 近藤 千春 | 高木 正俊 | 淵 愛美 | 森 逸雄 |
| 石井 正禮 | 上山 敏明 | 笠原 勝利 | 齋藤 忠生 | 高橋 陽一 | 古屋 慶明 | 八木 克之 |
| 一戸 貞壽 | 浦野 一吉 | 金子 裕 | 佐藤 誠三 | 田中 稔 | 舞草 一 | 山上 寿美 |
| 稲垣 通孝 | 榎本 政幸 | 濃沼 誠 | 佐藤 龍樹 | 辻村 法隆 | 松下 智和 | 山地 友恵 |
| 井上 康久 | 大沢 弘光 | 小嶋由起子 | 佐藤 裕之 | 永井 好久 | ミスターTK | 山田 孝一 |
| 井上由起子 | 大野さつき | 小菅 陽子 | 柴 茂 | 長島 憲一 | ミスターYJ | |
| 岩澤 吉久 | 岡 道子 | 小玉 徹 | 澁谷 雅行 | 久枝 悠人 | 箕輪 裕治 | |
| 岩嶋 伸幸 | 小川喜久雄 | 小西 確 | 末吉 一夫 | 菱沼 和幸 | 本橋 孝 | |
| 上田 滋 | 尾崎 俊朗 | 小森 忠由 | 鈴木 博文 | | | |

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご入会のお願い

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。

その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先:(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費(入会金不要)・寄付金

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上
寄付金：随時受付

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。

区連会 3月説明資料
令和8年3月18日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区内
自治会・町内会 会長 様

瀬谷保護司会
会長 相原 健一

瀬谷保護司会会報「せや」第33号の配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の活動に格段のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では保護司の活動を区民の方々にも広くご理解いただくために、会報「せや」第33号を発行いたしました。

つきましては、地域の皆様にご一読いただけるよう班回覧を行いたく、お手数おかけいたしますが自治会・町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、部数の追加をご希望される場合はご連絡ください。必要部数をお送りいたします。

【瀬谷保護司会事務局】
（瀬谷区社会福祉協議会内）
担当：福永
瀬谷区二ツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階
TEL：045（361）2117
FAX：045（361）2328



保護司活動記

退任保護司 廣瀬 潔 ●●●●

平成19年12月、保護司を拝命されました。そして18年間、あっという間に過ぎ、今思うと何とか保護司を続けられたのは、保護観察所の方、保護司会の仲間、更生保護女性会の皆様方にささえられ連携し協力してくれたお陰で、そして家族と地域の助けと感謝しております。

保護司とは何をしているのか、十分に納得もせず地域の方々に推薦され受諾しましたが、当時は大変な役を引き受けてしまったなど戸惑いを感じました。また、私の家族からは、犯罪者が家に来るの、大丈夫なのと不安を与えてしまったのも事実です。

保護司の仕事のメインは、毎月2回、保護観察対象者との個人面接です。

私の担当した対象者は、ほとんどが10代の若者で、こんなに素直な若者がどうしてこんなことになったのかと、思うことが多かったです。

そんな中でも、特に印象に残っている出来事は、やはり初めて担当した対象者です。

保護司を拝命して5か月目、初めて担当したN君17歳でした。最初は母親同伴で自己紹介を、2回目は一人で来訪、これからしっかりとやっていこうねと次回の面接予定日を決めて別れました。そして3回目は面接時間に来ず、連絡もなく、仕方なく母親に連絡を取ると再犯をして補導された旨、返事がありました。

なんでまたと思い、ショックでした。N君は少年院送致となりました。

N君が施設に入所後、しばらくして私に手紙が届きました。その文面には自分の再犯のため、担当保護司に対し最悪の

結果になってしまったことへの謝罪の言葉があり、私は施設での規則を守り更生に全力をつくすよう返信しました。

その後N君より、再度手紙が届きました。そこには、施設内で進級した旨の報告があり、今まで以上に努力が求められていること、つらいことばかりの日々ですが、社会で待ってくださる人のため、絶対に投げやりにならないで頑張ります、との意気込みが書かれていました。そして、これから月に一度くらい、自分の近況や自分の課題を報告する旨の言葉がありました。

対象者が施設に入所した場合、保護司が入所している施設を訪ね対象者と面会することもできましたが、私は行きませんでした。

また、次の手紙では施設内の運動会で、自分のグループが最後の最後に逆転負けし悔しい思いをしたこと。

別の手紙ではサッカー大会で自分のいる寮が一致団結し「今回は」という気持ちで仲間と協力して優勝し、今までに経験したことのない感動した気持ちを得たことを伝えてきました。

また、私から将来の夢を持つようにとの問いには、僕には夢があります、電気工事士になることです。出院後、高校に通い資格取得の勉強をしたいとの返事がありました。

短期間の手紙の関係でしたが手紙が届くたびに、文面の内容が日々成長されている様子を伺えることができました。記憶に残る保護観察対象者の一人でした。

担当した対象者がその後、どうしているのやらふと思うことがありますが、再犯せずに幸せな生活を送っていることと信じています。

最後に、被害者も加害者も生み出さない繋がりを、地域の人々が築き上げるように、今後も陰ながら応援努力したいと思います。

第33号

発行責任者：会長 相原 健一
編集者：広報部会
発行日：令和8年3月
事務局：横浜市瀬谷区社会福祉協議会内
横浜市瀬谷区二ツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階
☎361-2117



瀬谷保護司会 会報

「社会を明るくする運動」駅頭キャンペーン ●●●●

令和7年7月1日、午後4時から瀬谷駅北口駅前広場において、山岸瀬谷区長、高岩更生保護協会会長をはじめ、各連合自治会会長、更生保護女性会、保護司会等の参加による「第75回 社会を明るくする運動」の駅頭キャンペーンが行われました。このキャンペーンは、犯罪・非行の防止と立ち直りの支援について理解を深めていただくと共に、薬物乱用の防止を区民の皆様にご協力をお願いいたします。当日はまだ暑さの残る中、「内閣総理大臣からのメッセージ」を保護司会会長から更生保護協会会長へ伝達の後、

瀬谷駅北口・南口の駅前広場等において、たくさんの方に啓発物品を渡しなが、社会を明るくする運動への理解を呼びかけました。中には立ち止まって話を聞いてくださる方もいて、関心を持ってくださる人が増えていくとキャンペーンの開催意味もあります。また、多くの方々に更生保護や「社会を明るくする運動」について知っていただくきっかけになればと願っています。



社会内で見守るといふこと ●●●● 横浜保護観察所 保護観察官 戸田 洋平

令和7年4月1日から瀬谷区を担当させていただいている戸田と申します。

瀬谷保護司会の皆様には、平素から更生保護の諸活動に対し格別のお力添えを賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

私は、少年院の教官として14年間働いておりましたが、令和5年6月から保護観察官として更生保護の一翼を担うことになりました。

保護観察とは、犯罪をした人や非行のある少年に対して、改善更生を図るために、社会内で、保護観察官または保護司が指導や支援をしていく制度で、社会内処遇と呼ばれます。これに対して、施設内処遇という言葉がありますが、こちらは、刑務所や少年院の中で改善更生を図る制度のことを指します。刑務所や少年院を出所した人が、そのまま保護観察に付されるケースも多いため、刑務所や少年院（矯正施設）と保護観察所が連携していくことが大切であると考えています。

保護司の皆様と協働して保護観察対象者の指導や支援を

行っていますが、保護観察官として働いていて感じることは、保護観察対象者に社会生活を送らせながら保護観察に意識を向けさせることの難しさです。ですが、その難しさの中に、社会内処遇の意義や面白さが含まれているのだと思います。例えば、対象者への指導や支援と一言に言っても、それらが本当の意味で対象者の心に響くタイミングというのは様々あると思います。対象者の心に響くのは、その瞬間かもしれないし、明日かもしれない。10日後、1か月後、半年、1年後かもしれない…。いつになるか分からないその「いつか」を信じ続けて、働き掛けをしたり見守ったりしていくことが社会内処遇の本質だと言えるのではないのでしょうか。

ちなみに、更生ではなく、よく更正という誤字を見かけますが、こちらは別の意味で使われる字ですので、お間違えないようにお願いします。「更生」とは、更に生きる、「更」+「生」=「甦」（よみがえ）る、と覚えていただければ幸いです。

今後とも、引き続きご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

令和7年度受賞者 ●●●●

- 【第76回神奈川県更生保護大会】
 - 全国保護司連盟理事長表彰 青木須摩子 廣瀬 潔
 - 関東地方更生保護委員会委員長表彰 相澤 史人 田嶋 健一
- 神奈川県保護司会連合会会長表彰 石井 美華
- 【第73回横浜市更生保護大会】
 - 横浜市長感謝状 相澤 史人 田嶋 健一
- 横浜市会議長感謝状 初山 恆春
- 横浜市保護司会協議会会長表彰 石井 美華

瀬谷保護司会名簿 (令和7年10月1日現在) ●●●●

会 長	相原 健一 (阿久和北部)	監 事	高橋 匡男 (瀬谷北部)	会 員	安田 忠信 (三ツ境)
副会長	宮本 千秋 (宮沢)	会 員	佐藤 良和 (本郷)	会 員	廣川 雄一 (細谷戸)
副会長	平本 ゆき子 (相沢)	会 員	小俣 智子 (南瀬谷)	会 員	古谷 晴彦 (阿久和南部)
理 事	桐生 優子 (阿久和南部)	会 員	相澤 史人 (阿久和南部)	退任保護司	
理 事	青木 須摩子 (本郷)	会 員	田嶋 健一 (相沢)	会 員	廣瀬 潔 (宮沢)
理 事	鈴木 邦利 (瀬谷北部)	会 員	石井 美華 (瀬谷第二)	会 員	原田 秀子 (阿久和北部)
理 事	初山 恆春 (瀬谷第二)	会 員	秋山 季己 (瀬谷第四)	会 員	横山 和夫 (三ツ境)
理 事	菅野 廣章 (瀬谷第二)	会 員	舟木 佳子 (宮沢)	長い間、ありがとうございました。	
理 事	仙田 郁雄 (瀬谷第二)	会 員	山口 友久 (三ツ境)		
監 事	太田 和代 (細谷戸)	会 員	芝本 隆政 (瀬谷第二)		

瀬谷区内の犯罪と保護観察の状況 ●●●●

犯罪発生件数 (令和7年12月末暫定値)

殺人	強盗	傷害
0	0	13
侵入盗	不同意わいせつ	ひったくり
56	1	0
自動車盗	オートバイ盗	自転車盗
10	26	126
車上ねらい	万引き	特殊詐欺
18	104	34

保護観察件数 (令和7年12月31日現在)

種 類	件 数	保護観察の事由と対象者
1号観察	22	家庭裁判所から保護観察に付された少年
2号観察	5	少年院から仮退院を許され保護観察に付された少年
3号観察	2	刑務所等から仮釈放が許され保護観察に付された人
4号観察	9	裁判所から刑の執行を猶予され保護観察に付された人
合 計	38	
生活環境調整	27	刑務所などに収容されている人が仮釈放になった場合に備えて住居や就業先などの生活環境を整えること

第75回社会を明るくする運動・第30回瀬谷区中学生作文コンテスト

今年度は瀬谷区内中学生の皆さんから95作品の応募がありました。審査については瀬谷保護司会と瀬谷区更生保護女性会で構成された審査会が行いました。表彰作品は以下のとおりです。



入賞者には令和7年9月30日、瀬谷区民文化センター あじさいプラザで表彰式が行われました。

<募集テーマ>

「日常の家庭生活、学校生活のなかで体験したことを基に、犯罪・非行のない地域づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたこと」

特別賞

(敬称略)

- | | |
|---|---|
| ● 瀬谷区長賞
一言葉の責任—
横浜隼人中学校 1年 小野惺友那 | ● 瀬谷更生保護協会会長賞
—社会を明るくするために—
南瀬谷中学校 1年 仙田夢栞 |
| ● 瀬谷警察署長賞
—犯罪のない社会へ—
東野中学校 2年 伊藤鷲真 | ● 瀬谷保護司会会長賞
—非行を防ぐ、僕らを守る、夢—
横浜隼人中学校 1年 大小原統真 |
| ● 瀬谷区民生委員児童委員協議会会長賞
—部活の仲間との絆から犯罪減少に繋ぐ—
横浜隼人中学校 1年 中島祐和 | ● 瀬谷区更生保護女性会会長賞
—「犯罪加害者家族」という存在—
南瀬谷中学校 2年 菅沼莉愛 |
| ● 瀬谷区PTA連絡協議会会長賞
—コミュニケーションの小さな結び—
東野中学校 2年 木村帆花 | ● 瀬谷区社会福祉協議会会長賞
—希望をくれた仲間の存在—
横浜隼人中学校 1年 今泉琴梨 |

優秀賞

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 原中学校 | 東野中学校 |
| ● 社会からの罪と目 3年 五十嵐隆志 | ● 犯罪の原因をなくす 2年 土田哲平 |
| ● 挨拶をすることで 2年 坂入溜南 | ● 地球を守る義務 2年 田畑百恵 |
| 南瀬谷中学校 | 横浜隼人中学校 |
| ● 魔法の言葉 2年 百瀬真心 | ● つながりを大切に 1年 吉本芽生 |
| | ● あいさつ・コミュニケーション 1年 中島 理 |
| 下瀬谷中学校 | ● 感謝の言葉と思いやりの心 1年 岡部紗和 |
| ● 当たり前を決めつけない 2年 片野一花 | ● 挨拶で社会を変える 1年 村山心都莉 |
| ● 「思いやり」で変わる世界 2年 小林柚菜 | ● 大切な人を守るために私ができること 1年 永島椿季 |
| ● 挨拶は人を笑顔にする 2年 横溝心真姫 | ● 救いたいと思う気持ち 1年 金 冠成 |
| ● 「ふれあい広場」でつながる地域の輪 2年 石井結都奈 | ● 犯罪をする勿れ 1年 篠 陽菜香 |
| | ● 毎朝みかける笑顔のあいさつ 1年 遅野井 結 |

瀬谷区長賞 — 言葉の責任 —

横浜隼人中学校 1年 小野 惺友那

「ちょっと待って。」
現在では遠く離れた人と連絡を取り合ったり、知りたい情報をすぐに調べたり、趣味の世界を広げたりと私達の生活にスマートフォンは大切で必要なものです。しかしその一方で、ユーチューブ、ティックトック等とSNSの普及により、顔の見えない相手への悪口、つまり誹謗中傷が増えていきます。

小学四年生のある日の放課後の事は今でも覚えています。友達といつもの公園で遊んでいました。友達がスマートフォンを見つめ、何か文字を打っていました。私が、「何してるの?」と聞くと、人気ユーチューバーの動画のコメント欄に「つまらない。面白くない。」と打ち込んであり、送信ボタンを押そうとしていました。「ちょっと待って。先生から言われているよね。」と私は友達に言いました。なぜなら、学校で「相手が嫌な気持ちになるようなコメント等は絶対にしてはいけません。」と先生から教わっていた事を思い出したからです。友達もその事を思い出したのか、送信しようとしていた言葉を消しました。この出来事は、私にとってSNSの難しさと言葉の重みを意識するきっかけとなりました。そして、便利で生活を豊かにしてくれるスマートフォンですが、使い方を一つ間違えてしまうと人を傷つける凶器になってしまう事を学びました。

私たちの社会から犯罪や非行をなくしていくためには、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つことだと思います。もし、誰もが相手の立場になって考えられるのなら、SNSでの誹謗中傷はもちろん、人を傷つけるような犯罪や非行は減っていくのではないのでしょうか。理解しようという事を意識し、困っている人に寄りそう気持ちがあれば孤立してしまう人も少なくなるはずです。

では、犯罪や非行をしてしまった人が、再び同じことを繰り返さないためには何が必要でしょうか。それは、立ち直ろうとする本人の強い意志はもちろんのこと、周りからの温かい支えが必要だと思います。そして、誰かのために何かしたいという気持ちは生きる力になるはずです。例えば、地域の清掃活動に参加したり、災害で苦しんでいる人や国

へ募金や寄付をする等です。小さなことでも誰かの役に立つ経験は自分に自信が持てるようになり、社会復帰に繋がると思います。また、自分自身が経験したSNSでの出来事を他の人に伝えることも、一つの大切な行動だと考えています。軽い気持ちで書き込んだ一言が人を深く傷つける可能性があること、一度発信した言葉は簡単には取り消せないこと等を自分の反省を踏まえて言葉の責任について伝えていくことで、誹謗中傷を未然に防ぐことができるかもしれません。しかし、一度犯罪や非行をしてしまった人には社会から厳しい目を向けられてしまいます。特にSNS上では、一度悪いイメージが着いてしまうと、なかなかそのイメージが変わることがあまりなく、その事が更に孤立を作ってしまう、再び同じ事を繰り返してしまう可能性もあります。法務省のデータによると、令和四年に刑務所を出所した人のうち、再び罪を犯して刑務所に戻った人の割合は約四十八パーセントだそうです。この数字は、一度道を踏み外してしまった人が、再び社会の中で立ち直る事の難しさを示しているように感じます。

そんな中、私の父の知人に犯罪や非行をしてしまった人に仕事を与え、働いた分の給料をきちんと渡し、生活をサポートする取り組みをしているそうです。この話を聞いた時、「すごいな。」と私は思いました。なぜなら、仕事を与えても犯罪や非行をする生活に戻ってしまったり、途中で逃げ出してしまうのではないかと考えたからです。ですが、このような温かい支援があれば犯罪や非行を犯してしまった人も自分の自信と社会との繋がりを取り戻し、再び犯罪や非行に手を染めてしまうことを防ぐことができるのではないのでしょうか。経済的な安定は彼らが自立し、更生していくための大きな力になるはずです。

私は日々の生活の中で相手の気持ちを考え思いやりの心を持ち、困っている人がいればそっと手を差し伸べ、相手に何か伝える時はその言葉が相手を傷つけないかどうかをよく考えてから責任を持って発言したり行動していきたいです。そして、犯罪や非行をしてしまった人達が、温かい社会の支えの中で安心して立ち直ることができるような、そんな地域社会の実現に向けて、自分に出来る事を続けていきたいと思っています。

上記瀬谷区長賞の作品が、合わせて行われました神奈川県「第75回社会を明るくする運動」作文コンテスト(中学生の部)において、神奈川県更生保護協会理事長賞も受賞されましたので合わせてご紹介します。おめでとうございます。

社会を明るくする運動・
神奈川県推進委員会表彰

● 神奈川県更生保護協会理事長賞

— 言葉の責任 — 横浜隼人中学校 1年 小野 惺友那

1年に1回は健診を受けましょう！ 誕生月にけんしんを受けよう

がんは早期発見・早期治療がカギです。
 早期に治療をすることで死亡率が低下することが科学的に証明されています。

令和8年度横浜市がん検診

職場で検診の機会がない方が対象です。
 横浜市けんしん専用ダイヤル または

横浜市 がん検診 **検索** と検索しましょう！

検診種別	対象	受診回数	費用
胃がん (内視鏡又は エックス線検査)	50歳以上	2年度に1回	2,500円
肺がん	40歳以上	1年度に1回	680円
大腸がん			無料
子宮頸がん (細胞診)	20~29歳、 61歳以上 (女性)	2年度に1回	1,360円
子宮頸がん (HPV検査)	30~60歳 (女性)	原則として 5年度に1回	2,000円
乳がん (マンモグラフィ)	40歳以上 (女性)	2年度に1回	680円
前立腺 がん	50歳以上 (男性)	1年度に1回	1,000円

※令和8年度予算議決によって確定します

特定健康診査・横浜市健康診査

40歳を過ぎたら、生活習慣病を見つけ生活改善につなげましょう。病気の早期発見のためにも、ぜひ受診しましょう。

あなたが入社している健康保険は？

●横浜市国民健康保険	
横浜市国民健康保険の「特定健康診査」が年度に1回受けられます。	
対象年齢	40~74歳
費用	無料
受診時に必要なもの	受診券・問診票(国民健康保険より送られます)、マイナ保険証又は資格確認書
●神奈川県後期高齢者医療制度	
横浜市健康診査が年度に1回受けられます。	
対象	神奈川県後期高齢者医療制度被保険者
費用	無料
受診時に必要なもの	マイナ保険証又は資格確認書
●その他(職場等)の健康保険	
ご加入の健康保険にお問い合わせください。	



お問い合わせ 横浜市けんしん専用ダイヤル

電話 045-664-2606 FAX 045-664-3851

受付時間 8時30分~17時15分(日曜・祝日・年末年始除く)

表彰受賞者 ~おめでとうございます~

保健活動推進員永年勤続表彰
 《20年》上田 恭子(瀬谷第一)

保健活動推進員として、20年。当初は耳慣れない言葉に戸惑い、地区で定例会を開くにも悩みました。月日が流れ、たくさんの知識と仲間を得ました。ありがとうございました。

《10年》石野 次子(阿久和北部) 有園 正利(阿久和南部)
 酒井 康存(三ツ境) 内山 則子(三ツ境)
 小長井 博(三ツ境) 中嶋 幸江(瀬谷第一)
 角下 伸枝(瀬谷第二) 新谷 富美代(瀬谷第二)
 野中 恵美(瀬谷第四) 久保 智子(相沢)
 川村 リエ子(相沢) 古滝 壽子(相沢)

令和7年度横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰
 小長井 博(三ツ境) (敬称略)

よこはまウォーキングポイント

対象者 18歳以上の横浜市民

操作性やレイアウトを改善し、使いやすいアプリにリニューアル!

ウォーキングを通して、日常生活の中で気軽に楽しみながら健康づくりに取り組める事業です。

令和8年2月、幅広い世代が使いやすいよう、操作性やレイアウトを改善したアプリにリニューアルしました。



詳しくは

よこはまウォーキングポイント **検索**



強い骨でずっと元気 ~骨の健康、今からコツコツ~

じつは、全国では女性の健康寿命が伸びていますが、横浜市では短くなっています。健康に暮らせる期間には「骨や腰、関節の痛み」が影響していることが分かっています。健康で長く過ごすために、今から自分の健康を大切にすることを始めてみましょう!

骨粗しょう症とは... 骨量が病的に減少して骨の中に小さな穴があいてもろく折れやすくなる病気。カルシウム不足や加齢、女性の場合は閉経などが原因と言われています。

骨を健康に保つための生活習慣ができていますかチェック!

- カルシウムを取っている ビタミンDを取っている こまめに体を動かしている
- 日光にあたっている たばこやアルコールを控えている やせていない(極端なダイエットをしていない)

必要なカルシウム摂取量 成人男性700mg~800mg/日 成人女性650mg/日

カルシウムを多く含む食品

牛乳・ヨーグルトなどの乳製品 豆類(豆腐や納豆)
 海藻(わかめ・昆布・ひじき) 野菜(特に緑黄色野菜
 小松菜・切り干し大根) 魚(骨ごと食べられるもの・
 ししゃも/しらす/いわし丸干し/桜えび) など

ビタミンDを多く含む食品

きのこ類(干しいたけなど) たまご さけ など



つい同じ姿勢になっていませんか?

座りすぎやスマホやパソコン作業で同じ姿勢になっていませんか?
 作業や仕事など日常の合間にストレッチや散歩・階段昇降などで体を動かしましょう



ストレッチ

日光を浴びましょう

日光浴をすることで体の中でビタミンDをつくるようになります。
 適度に散歩などで外出をするなど意識してみましょう。



散歩

骨密度測定を受けた体験談

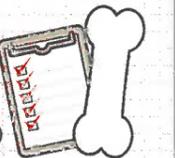
2年前、股関節の手術をし骨密度測定の結果、プラス20の年齢。
 20才頃がピークで40代から低下するそうです。結果を受け私が生活で心掛けています。

カルシウム豊富な食品、ビタミンDを多く含む食品の摂取

適度な運動

日光浴

(瀬谷第四地区 平野 友加里)



瀬谷区保健活動推進員会 広報部会 発行責任者: 安田 智子
 相馬 弘子、篠原 良子、下田 一彦、内山 則子、奥津 恵子、齋藤 博之、池場 敏幸、
 大谷 久美子、大高 智美、平野 友加里、長谷川 裕香、渡辺 由香子、鈴木 紀子

編集・発行(発行日: 令和8年3月)

瀬谷区保健活動推進員会(事務局: 瀬谷区役所福祉保健課内)

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

編集後記 今回の「げんま」で16号となります。

寒い冬も終わりつつありこれからは、散歩にもいい季節になります。外に出て昨夏の様な猛暑に負けない体制をしましょう。

(阿久和北部地区 篠原 良子 記)

令和7年度保健活動推進員委嘱式

今年度委嘱をされた保健活動推進員は149人(12月末現在)2年間の活動、よろしくお願いたします!



せやマルシェ 健康チェック

GREEN×EXPO500日前イベントに合わせ健康チェック(握力測定・AGEs測定・滑舌測定)を実施しました。



主な活動紹介 ~あなたの地区で様々な活動を行っています~

**【保活】
保健活動推進員とは**

地域において住民の皆さんの健康づくりを支援する役割を担っています。
横浜市で約3,500人、瀬谷区で149人(令和7年12月現在)が保健活動推進員として活躍しています。

- 取組**
- ①基礎活動:自分の健康づくりと家族への働きかけ
 - ②基本活動:地域住民の健康づくり支援
 - ③発展活動:地域ぐるみで健康づくりを推進する仕組みづくり

①瀬谷北部地区

瀬谷北部地区保活は毎年地域ケアプラザとコラボし、健康診断、体力測定等を実施し、ほかに活動員がシニアクラブ等で健康講座等を実施しています。



②本郷地区

恒例の瀬谷八福神ウォーキング大会を実施しました。

併せて、レクリエーション大会、本郷まつりなど様々な地域のイベントにて、啓発・支援活動を行いました。

令和7年1月



令和7年10月



令和7年11月

瀬谷フェスティバルでの活動

とき: 令和7年10月19日(日)

会場: 瀬谷区役所・ニツ橋公園/瀬谷土木事務所/阿久和向原第二公園

今年は昨年度までと会場が異なる開催となりました!保健活動推進員のブースでは毎年大人気の握力測定に加えて血管硬化度測定・ロコモ度測定などの健康チェックを行い、たくさんの方にご参加いただけました!



⑦細谷戸地区

★【はつらつクラブ】
月4回 毎週月曜日 10時から
細谷戸第一集会所

★【ポッチャ】
月2回(第1・3木曜日) 10時から
細谷戸第一集会所



はつらつクラブ
「転倒予防体操・ストレッチ」

ポッチャ

⑧瀬谷第四地区

【骨盤リズム体操】
渡辺先生を迎え「骨盤は動きが命、女性の元気は骨盤から」3つのしすぎと骨盤リズム体操を学びました。



令和7年7月



③瀬谷第一地区

輝きフェスティバルで健診の啓発活動をし、レクリエーション大会で救護班として参加。「腸活」の健康講座も開催しました。



令和7年11月

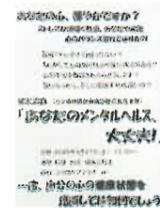
④相沢地区

6月「梅雨時の養生整体」、10月「骨の役割や骨に欠かせない栄養素を知ろう」の講座で健康知識が深まりました。



瀬谷センターにて

⑨三ツ境地区



メンタルヘルスについて学ぶ講座を開き、心の不調への理解を深めました。

また地区レクでは検診受診を促す案内の配布をし、ウォーキングも行いました。

⑩阿久和北部地区

他の委嘱委員とコラボし健康チェックを行いました。毎月のウォーキング体操も全世代参加型で楽しく活動しています。



⑤瀬谷第二地区

里山ガーデンでウォーキングを行いました。お天気にも恵まれ、花と新緑でリフレッシュすることができました。



令和7年4月

⑥南瀬谷地区

「骨盤体操」先生の指導のもと骨盤の歪みや腰痛予防など様々なエクササイズを楽しく行いました。

恒例の連合夏まつりでは受付の手伝いと熱中症予防のチラシを配布しました。



オータムフェスタに保活ブースとして参加、健康測定を行いました。100人を超える参加で大盛況でした。

⑪宮沢地区

令和7年9月



⑫阿久和南部地区

【健康チェック】
阿久和地域ケアプラザにて、血管年齢測定など8項目の健康チェックを行い、34人の方が参加されました。



令和7年9月



瀬谷区青少年指導員連絡協議会

まちのこどもサポーター！ 瀬谷青指だより

青少年指導員（青指）は、こどもたちが楽しく安全に過ごせるようお手伝いする「まちのこどもサポーター」。自治会・町内会等の推薦に基づき市長と県知事から委嘱され、瀬谷区では130名以上の青指が活躍中。楽しみながら成長できる体験活動、安心安全な環境づくりのためのパトロールなど、あの手この手で地域のこどもたちを支えています。



今年もよろしくお祈りします！
瀬谷青指会長 菊地 勝也



気づいたら、瀬谷への愛が、芽生えてる。



第20回 1.25日 瀬谷かるた大会

青少年指導員が運営する、新春恒例の瀬谷かるた大会。記念すべき20回目の節目を迎えた今大会は、45チーム125名の小学生が参加しました。

チームみんなでハイタッチしたり、頭を抱えたり、中には悔しくて泣いてしまう子も…。応援のお父さんお母さんたちの熱気もすごく、親子で楽しんでもらえました。

優勝

1年生	4チーム 10名	瀬谷第二学童A (瀬谷第二)
2年生	5チーム 13名	瀬谷第二学童C (瀬谷第二)
3年生	10チーム 26名	瀬谷第二学童E (瀬谷第二)
4年生	6チーム 18名	瀬谷第二学童F (瀬谷第二)
5年生	10チーム 29名	ミスターパーカージュニア (上瀬谷)
6年生	10チーム 29名	最強！もあな！ (瀬谷)

準優勝

仲良し三人組 (原)
にこにこカルタチーム (瀬谷第二)
レインボーチーム (瀬谷第二)
MAH★三ツ境 (三ツ境)
チームステラ (三ツ境)
二つ橋ガールズ (二つ橋)

第3位

にじいろくまボール (上瀬谷)
瀬谷第二学童B (瀬谷第二)
瀬谷第二学童D (瀬谷第二)
リベンジ！さがみっ子！ (瀬谷)
レインボーガールズ (上瀬谷)
エーユーエム (三ツ境)

こどもたちのヒーローに！

全体研修会

6.21(土)

毎年テーマを決め、区の青指みんなで取り組む研修会。今年度は「昔遊びのスキル向上（こどもたちのヒーローに！）」と称して、瀬谷区青少年指導員協議会で保有している昔遊びなどの遊具の研修会を行いました。総勢46人の参加と大盛況でした。



みんなでコツを教え合って、皿回しをマスター！



先生は昔遊びの達人、菊地会長！



瀬谷フェスティバルの青指ブースで提供している遊具ですが、これまで自分たちが実際に遊んでみる機会がほとんどなかったため、コツをつかめないままということが多かったのではないのでしょうか。今回は周りを気にせずじっくりと遊ぶ時間が持て、コツのいる遊具などでもできる人から教わりながら、遊べるようになったと思います。

貸し出しもしていますので、ぜひ地域の遊び会などに活用してもらえればと思います。

10.19(日) 研修の成果を見せる！

瀬谷フェスティバル

今年度はGREEN×EXPO 2027準備のため、例年のはらっぱ（旧上瀬谷通信施設）ではなく3つの会場で分散開催。青指のブースは、阿久和向原第二公園となりました。

曇り空で小雨が降るあいにくの天気でしたが、会場が分散したにも関わらず、多くの親子連れが遊びに来てくれました。例年とは異なる場所だったため、これまで参加されたことのない地域の方々も多く来場され、青指の活動を新しく知っていただく良い機会になりました。

むずかしいからこそ、できたときはうれしいお！



みんな大好き、ビッグシャボン玉！



イベントではシャボン玉遊びが相変わらず大人気で、こどもたちは時間ぎりぎりまで夢中になっていました。ディアボロや皿回しは大人にも楽しんでいただき、大変好評でした。

天候には恵まれませんでした、大きな事故やトラブルもなく、多くの方々に楽しんでいただけた一日となりました。

来年も同様の開催方法になるかもしれませんが、今年以上に楽しめるイベントを企画したいと思います。

大きな旗を先頭に、
みんなで遠足へ！



本郷地区

本郷地区青指は現在8人で活動しており、連合自治会や大門小学校と連携して、様々な地域行事の運営に携わっています。

「ふれあい文化祭」は、毎年11月3日の文化の日
に日枝神社で行っています。各種地域団体の協力を
得て、金魚すくい、プラ板、フランクフルト、焼き
芋、菊花展、生活体力測定など様々な模擬店が揃い
ます。盛りだくさんの内容で例年多くの方が集まり、
無料配布のポップコーンをつまみながら、こどもを
中心とした地域の「ふれあい」の場となっています
ので、今後も続けていきたいと思っています。

青指の多くは現役で仕事をしているので、活動は
「無理なくできる範囲で楽しく」をモットーに頑
張っています。

おそろいのベストで出発！

全市一斉パトロール活動

7.19 土



青少年指導員は、毎年夏休みに入った最初の土曜日に全
市一斉で夜のパトロールを実施し、青少年の夜間外出を見
回る活動をしています。今年は7月19日に実施し、青少年が
集まりそうなコンビニ、公園などを見回り、夜間外出をし
ている子どもたちがいないか、確認しました。

コロナ禍も終わり出歩く子どもたちも増えてきましたが、
帰宅を促し、素直に帰宅する青少年たちを見送ることで、
無事にパトロールを終えることができました。

瀬谷北部地区

瀬谷北部地区は、主に上瀬谷小学校でスポー
ツ推進委員のみなさんとともに活動しています。

4月にはこどもたち向けのスポーツ体験会を
開催し、8月には放課後キッズクラブのみんな
と昔遊びで楽しい時間を過ごしました。毎年12
月には、瀬谷支援学校の交流フェスティバルで
シャボン玉の実演・指導をしています。

今後もこどもたちとコミュニケーションをと
りながら、みんなが安心して過ごせる環境づく
りに努めていきます。

地区活動紹介



本郷地区の
主なイベント

5月 たこあげ (大門小)

6月 紙ひこう機大会 (連合自治会)

10月 レク大会 (連合自治会)

11月 ふれあい文化祭 (連合自治会)

11月 大門まつり (大門小)

11.16 自分で炊いたご飯は旨い!

瀬谷っ子探検隊2025

秋晴れの中、小学3~6年生57名が参加し、「こども自然公園」で飯盒炊爨（はんごうすいさん）を体験しました。

仲間と一緒に薪を割り、火を起こし、いざ炊飯！本当にこれでご飯が炊けるのかな？といった表情でかまどを見つめます。



秋の自然に囲まれて、みんなでごはん作り。



かまどに張りついてごはんを見守るぞ!

炊き上がってふたを開けると、おいしそうなご飯が見えて一安心。芯が残ってしまった班もありましたが、みんなでおいしくいただきました。

食後はデザート焼きマッシュマロと昔遊びを楽しみ、笑顔での帰宅となりました。

令和7年度表彰

神奈川県青少年育成活動推進者表彰

武市 正宏 宮沢

横浜市青少年指導員永年勤続者顕彰

30年

田中 恵子 瀬谷第四 石川 和男 瀬谷第二
向井 裕子 瀬谷第四

20年

長田 誠 瀬谷第二 南條 隆一 瀬谷第二
福田 哲也 瀬谷第四 小吹 信子 瀬谷第四
岩淵 栄一 相沢

10年

佐々木 俊弥 ミツ境 宮地 賢一 瀬谷第二
田中 将盛 瀬谷第一 加藤 純通 瀬谷第四
市岡 善男 本郷 高橋 和秀 瀬谷第四
谷川 義正 本郷 岡田 伸太郎 南瀬谷
市口 良彦 瀬谷北部 小松 高志 相沢
國安 康幸 瀬谷第二

編集後記



初めての野外炊飯、瀬谷フェスも初めての分散開催と、今年の青指活動は新しいことに挑戦した年になりました。瀬谷かるた大会も第20回記念大会という節目を迎え、新しいメンバーとともに次のステージへと進んでいくと思います。地区の活動も活気が戻り、新調した昔遊び道具も引っ張りだこです。

青指だよりも昨年から大きく様変わりしました。これからもより楽しい紙面づくりに取り組みたいと思います。

企画編集委員長 高萩 俊行（瀬谷第四）

制作 瀬谷区青少年指導員連絡協議会
企画編集委員会
事務局 瀬谷区地域振興課
発行日 令和8年3月1日
TEL 367-5695 FAX 367-4423

横浜市からのお知らせ



GREEN x EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027